

公益信託に関する法律施行規則案

逐条説明（案）

令和7年3月

目次

第一（A）条	（信託行為において定める事項）	4
第二（B）条	（公益信託認可の申請）	14
第三（C）条	（特定資産公益信託）	24
第四（D）条	（受託者の経理的基礎及び技術的能力）	27
第五（D＋1）条	（信託管理人の監督能力）	33
第六（E）条	（法人が事業活動を支配する法人等）【P】	35
第七（E）条	（会員に類するもの）	37
第八（G）条	（公益信託報酬の支払基準）	38
第九（H）条	（他の団体の意思決定に関与することができる財産）【P】	41
第十（I）条	（警察庁長官等からの意見聴取）	42
第十一（J）条	（軽微な変更）	43
第十二（K）条	（公益信託の変更の申請）	46
第十三（K＋1）条	（公益信託関係事務の引継ぎ）	48
第十四（K＋2）条	（公益信託の変更の届出等）	50
第十五（K＋3）条	（受託者の辞任の届出等）	52
第十六条（L－1）条		53
第十七（L）条	（中期的収支均衡に関する規律）	56
第十八（L＋1）条	（年度剰余額等の算定）	58
第十九（L＋2）条	（残存剰余額の解消）	64
第二十（L＋3）条	（残存剰余額等の算定）	67
第二十一（L＋4）条	（中期的収支均衡の判定）	69
第二十二（L＋5）条	（公益信託の併合及び分割の場合の措置）	71
第二十三（L＋6）条	（公益充実資金）	72
第二十四（L＋7）条	（公益事務割合の算定）	74
第二十五（L＋8）条	（基準割合）	78
第二十六（L＋9）条	（引当金）	80
第二十七（L＋10）条	（財産の譲渡損など）	81
第二十八（L＋11）条	（土地の使用に係る費用額）	82
第二十九（L＋12）条	（融資に係る費用）	83
第三十（L＋13）条	（無償の役務の提供等に係る費用額）	84
第三十一（L＋14）条	（公益充実資金に係る調整）	85
第三十二（L＋15）条	（関連する費用額の配賦）	87
第三十三（M）条	（公益信託事務の処理に要した費用の額に準ずる額）	88
第三十四（M＋1）条	（使途不特定財産額の保有の上限額）	90

第三十五 (M+2) 条	(公益信託事務継続予備財産の要件)	92
第三十六 (M+3) 条	(使途不特定財産額)	96
第三十七 (M+4) 条	(公益信託事務継続予備財産を保有している場合の公表事項等)	102
第三十八 (M+5) 条	(寄附の募集等に関する禁止行為)	104
第三十九 (N) 条	(信託事務年度開始前までに作成し備え置くべき書類)	107
第四十 (N+1) 条	(信託事務年度経過後三か月以内に作成し備え置くべき書類)	110
第四十一 (N+2) 条	(収支予算書及び財産目録)	115
第四十二 (N+3) 条	(収支予算書の区分)	116
第四十三 (N+4) 条	(財産目録)	118
第四十四 (N+5) 条	(財産目録等の承認)	120
第四十五 (N+6) 条	(区分経理の方法)	121
第四十六 (N+7) 条	(電磁的記録)	122
第四十七 (N+8) 条	(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)	123
第四十八 (N+9) 条	(事業計画書等の提出)	124
第四十九 (N+10) 条	(財産目録等の提出)	125
第五十 (O) 条	(公益信託の併合等の申請に関する事項)	128
第五十一 (P) 条	(信託の終了の届出)	130
第五十二 (P+1) 条	(清算の届出等)	131
第五十三 (Q) 条	(報告)	132
第五十四条	(職員の身分証明書の様式)	133
第五十五 (R) 条	(移行認可の申請)	134
第五十六 (S) 条	(公示の方法)	136
第五十七 (S+1) 条	(公表の方法)	137

第一（A）条 （信託行為において定める事項）

（信託行為において定める事項）

第一（A）条 法第四条第二項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 委託者及び受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 公益信託の目的
- 三 公益事務を行う区域
- 四 公益事務の内容
- 五 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項
- 六 公益信託の存続期間を定める場合にあっては、当該期間に関する事項
- 七 受託者の職務に関する事項
- 八 受託者が二人以上ある場合にあっては、代表受託者（公益信託事務の処理を代表して行う受託者をいう。）の氏名又は名称及び各受託者の職務に関する事項
- 九 公益信託事務の一部を**第三者に委託する場合（次に掲げるものを委託する場合を除く。）**にあっては、その委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続並びに委託する公益信託事務の内容
 - イ 信託財産の保存行為に係るもの
 - ロ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とするもの
 - ハ 公益信託事務の処理に関して補助的な機能を有するもの
- 十 公益信託の適正な運営のために**不可欠なものとして**合議制の機関を置く場合にあっては、当該機関の名称、職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任及びその任期並びに当該構成員に報酬を支払う場合にあっては、その額又は算定方法
- 十一** 信託法（平成十八年法律第百八号）第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）にあっては、その旨及び当該取引の内容
- 十二** 公益信託事務の処理の方法に関する事項
- 十三** 信託管理人の職務に関する事項
- 十四 公益信託報酬を支払う場合にあっては、当該公益信託報酬に関する事項
- 十五 信託事務年度**（一年を超えないものに限る。）

1. 本条の概要

本条は、法第4条第2項第1号から第3号までに規定する事項のほか、公益信託の信託行為において定めるべき事項について、法第4条第2項第3号の委任に基づき規定するものである。信託行為については、委託者と受託者の合意事項を定めるものである（遺言信託であれば、遺言者である委託者の意思による。）が、公益事務の内容や公益信託の運営に

関する基本的事項を定めるものであり、行政庁より国民向けに開示がされ、公益信託へ寄附を行う者や公益信託による助成等を受ける者等にとっても、その公益信託の基本となる事項を知る重要な書類となる。そのため、委託者が希望する公益信託の目的やその内容等を定めるだけでなく、受託者及び信託管理人等公益信託の関係者の職務等をできるだけ明らかにし、定款に基づき法人の経営判断により事業を行う公益法人等と比較すると、受託者による公益信託事務の処理に係る裁量を公益信託事務に適した形で明確化・限定することを目的に、可能な限り具体的に規定することが望ましいと考えられる。また、信託行為に記載されない事項については、個別の信託行為の内容等に照らして検討が行われる必要があるが、委託者と受託者の合意の範囲内で、受託者の判断に委ねられる要素も大きく、場合によっては、委託者の意思に反して公益信託の運営が行われる可能性も排除されない。信託行為において委託者の意思を出来る限り明確に示すことは、委託者の利益に資するとともに、公益信託事務の円滑な処理に資するものと言える。これらの考えを踏まえた詳細な規定ぶりについては、モデル信託行為等において示していくこととする。

上記の方針を踏まえ、信託行為に規定すべき事項について、信託法又は公益信託法に規律があり、信託行為に定めがなくともその規律が適用されるものについては基本的に除外しつつ（ただし、重要な規律については、任意的記載事項としてモデル信託行為においては示していくこととする。）、信託法又は公益信託法の規律だけでは不足する事項やより具体的に規律すべき事項については、必要的記載事項として求めていくこととする。なお、検討にあたっては、委託者保護の観点も考慮することから、信託業法第26条に規定する受託者が委託者に交付する書面の内容も参考としている。

なお、以下第1（A）条の信託行為に定めるべき事項のなかには、例えば第三者への委託（以下第9号）等当該行為を行う場合には、信託行為の記載を必要とする事項も規定している。これらについては、全ての公益信託の信託行為において必ず記載が必要である「必要的記載事項」と区別して、「相対的記載事項」と表記することとする。

2. 各条項の説明

(1) 委託者及び受託者の氏名及び住所（第1号：必要的記載事項）

本号では、信託行為の当事者を特定するため、委託者及び受託者の氏名及び住所（法人の場合は、名称、代表者名及び主たる事務所の所在地）を規定することを求める。なお、信託行為の公表にあたっては、個人情報保護の観点から、個人である委託者の住所については、非開示とすることが考えられる。

(2) 公益信託の目的（第2号：必要的記載事項）

本号では、信託の本旨を明らかにするために、公益信託の目的を規定することを求める。公益信託の目的は、その達成又は不達成は、公益信託の終了事由となり、また、公益信託の目的の変更は、当該公益信託の目的に類似するものである場合に限り許容される（法第

12条第2項)等、公益信託の運営上の重要な判断軸となるとともに、受託者及び信託管理人の義務(法第33条第3項において読み替えて適用する信託法第30条及び第126条第2項)の範囲を確定するなど、公益信託の根幹に関わるものである。そのため、公益信託の目的は信託行為において明確に記載されている必要がある。

法第2条第1項第1号において、公益信託とは、「この法律の定めるところによりする受益者の定めのない信託であつて、公益事務を行うことのみを目的とするもの」と定義されており、また、同法第4条第2項において、公益信託の信託行為には、公益事務を行うことのみを目的とする旨を定めなければならないとされている。

公益事務は多種多様な事務が含まれるところ、信託行為においては、単に「公益事務を行うことのみを目的とする」と記載するだけでは、公益信託の目的が特定されているとは言えない。公益信託の運営にとってその指針となるよう、公益信託の目的を具体化して記載することを示すことが相当であるところ、モデル信託行為等で一案を示していくこととする。

(3) 公益事務を行う都道府県の区域(第3号: 必要的記載事項)

公益信託における行政庁は、法第3条の規定により、公益事務を2以上の都道府県の区域内において行う旨等を信託行為で定めるものは、内閣総理大臣、それ以外はその公益事務を行う区域を管轄する都道府県知事としており、公益信託の認可・監督において行政庁の特定は不可欠である。公益事務が行われる区域について解釈が分かれることを避けるため、信託行為において、行政庁を特定し得る程度の区域の記載があることが求められることが相当である。

そこで、本号では、当該公益信託の行政庁を明らかにするため、公益事務を行う区域を規定することを求める。なお、行政庁を特定し得る程度の区域の記載があれば足りるところ、都道府県より小さい区域を記載することも排除されない。

(4) 公益事務の内容(第4号: 必要的記載事項)

本号では、第2号に規定する公益信託の目的を達成するために、公益信託の受託者が行う公益事務の具体的な内容(例えば、●●県内の高等学校に在籍する生徒に対する奨学金の給付、就学のために自宅等からの通学が困難な●●県及び●●県内の大学生及び大学院生に対する学生寮の提供等)を規定することを求める。行政庁は、信託行為の規定のほか、法第7条第2項第4号(公益事務の種類及び内容)に係る申請書の記載、事業計画書等の情報によって公益事務該当性を判断することが想定される。また、信託行為において、公益事務の内容が明確に記載されていない場合には、受託者の裁量に委ねられると考えられるところ、受託者の技術的能力として、当該裁量を行使するに相応しいガバナンスが求められることになる。公益事務の内容について、信託行為にどこまで具体的な記載を求めるかは、モデル信託行為等で一案を示していくこととする。

(5) 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項（第5号：必要的記載事項）

本号では、委託者が信託設定時に拠出する財産や信託設定後の財産の受け入れ等を明らかにするため、信託財産に関する事項を規定することを求める。信託財産の内容については、委託者・受託者間で合意又は遺言者の意思として、信託行為において明らかにすべき重要な事項である。

具体的には、

- ・ 当初信託される信託財産の種類及び価格又は数量や信託財産の権利の移転に関する事項
- ・ 信託設定後の委託者による財産の追加が想定される場合には、その旨
- ・ 第三者からの寄附の受け入れの可否、第三者からの寄附の種類・方法
- ・ 信託財産のうち、原則処分することができない財産があれば、その旨
- ・ 信託財産の運用方法
- ・ 信託財産の支出方法（具体的な費用等）

等について規定することを想定している。

信託行為において、これらについて明確に記載されていない場合には、受託者の裁量に委ねられると考えられるところ、受託者の技術的能力として、当該裁量を行行使するに相応しい体制がより求められることになる。

(6) 公益信託の存続期間を定める場合にあっては、当該期間に関する事項（第6号：相対的記載事項）

公益信託の認可の基準（法第8条第4号）として、「その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれること」が必要とされており、存続期間については、信託行為において明確であることが求められる。

公益信託は、一般に永続性が想定される公益法人と比較して、公益信託事務の内容に応じて有期のものとする方式で設定することが容易になることも想定されるところ、公益信託がいつまで存続するかは、具体的な公益事務の内容と合わせて当該公益信託に寄附をする者にとっても重要な事項である。

また、公益信託の終了について、法第33条第3項により読み替えて適用する信託法第163条各号の規定が適用されるところ、有期の場合は、公益信託の終了の年月日又は年数、無期の場合は、公益信託の終了事由に該当した日と定めることが想定される。なお、存続期間については有期の場合のみ必要的記載事項として求めており、信託行為に規定がなければ、無期のものとして取り扱われ、信託法一般の信託の終了原因に従うこととなる。

(7) 受託者の職務に関する事項（第7号：必要的記載事項）

公益信託の受託者は、善管注意義務や忠実義務（信託法第3章第2節）等の義務を負い、これらの義務について、信託行為の定めによって制限することはできない。また、受託者の権限についても信託法上の規律が及ぶこととなるが、信託法第26条の「信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する」という規律だけでは、具体的にこの公益信託において受託者がどのような職務を行うかが明らかではなく、受託者に広い裁量を与えられることにもなりかねない。

信託行為において委託者の意思を明確に示すことは重要であり、委託者の利益の保護の観点からも求められる。また、行政庁においても、公益信託の受託者について、信託行為において規定にされた職務内容や裁量の幅を前提に、経理的基礎及び技術的能力を有するか判断する必要があるため、職務については信託行為に具体的に規定することを求めることとする。

これらのことから、受託者が遂行する職務の詳細を明示することは、公益信託の適正な運営のために重要な事項であると考えられる。

加えて、受託者の職務内容については、受託者の信託報酬についての支給基準の適正性をチェックする観点からも、明確になっていることが適切である。

なお、受託者の辞任・解任、新受託者の選任については、受託者の義務同様に信託行為に規定がなければ、信託法（第57条～第60条）及び公益信託法（第33条第3項）の規律が適用されることになり、必要的記載事項とはしないが、これらの事項は公益信託の安定的な運営といった観点で重要な事項であるため、モデル信託行為においては任意的記載事項として示すこととする。

(8) 受託者が二人以上ある場合にあっては、代表受託者の氏名又は名称並びに各受託者の職務に関する事項（第8号：相対的記載事項）

公益信託の受託者が複数である場合、行政庁は各受託者が行う職務に応じて、それぞれ経理的基礎や技術的能力を有するかを審査する必要がある。また、委託者や寄附者、信託管理人等にとっても、各受託者の職務分担等は権限の行使や職務の執行等に当たって、重要な事項となる。受託者が複数の場合の規律は、特段の定めがなければ、信託法第3章第6節の規律が適用される。

更に、受託者が複数の場合、**信託法第80条第7項の規定により第三者の意思表示は、その1人に対してすれば足りるとしているが、公益信託事務の処理を代表する受託者である代表受託者を置く方が、行政庁、受託者双方にとって、公益信託事務の適正な処理や効率性の観点からメリットがあると考えられることから、代表受託者の記載を求めることとする。この代表受託者は、例えば、公益法人の代表理事のように他の理事と異なる職務・権限を必ず有する必要もなく、その職務分担等は、上記の通り信託行為で明らかにすることが考えられる。**

なお、税法においても「主宰受託者」という規定が置かれ、税の申告等は主宰受託者の

義務とされている（納付については、連帯責任とされている。）。

そこで、本号では、代表受託者や各受託者の職務を明らかにするため、これらの事項を規定することを求める。

(9) 公益信託事務の一部を委託する場合にあっては、その委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続及び委託する公益信託事務の内容（第9号：相対的記載事項）

受託者は、信託法第28条第1号の規定により、信託行為に定めをすることで公益信託事務の一部を第三者に委託することができるほか、信託行為に定めがない場合には信託の目的に照らして相当であると認められるとき（同条第2号）に、信託行為に委託をしてはならない規定がある場合は、信託の目的に照らしてやむを得ない事由があるとき（同条第3号）に委託をすることができる。一般に、委託者は、受託者の能力を信頼して信託を行うものであり、公益信託に寄附を行う者にとっても受託者の能力を信頼して寄附を行うことが想定されるところ、最終的な責任は受託者が負うことになるとはいえ、必要性が低い場合に公益信託事務の委託が行われることは望ましくない。また、公益信託認可の審査においても、受託者が公益信託事務を処理することを想定したうえで、第三者に委託する場合には、それらを総合的に勘案して審査が行われることが想定される。

また、信託業法の適用を受ける会社は、同法第22条の規定により、第三者に委託する場合は必ず信託行為において委託すること及び委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続を明らかにすることが要件の一つとして、求められている。そこで、本号では、信託業法第22条の規律を参考に、公益信託事務の一部を第三者に委託する場合に、委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続及び委託する公益信託事務の内容を規定することを求める。

一方で、全ての委託先について、信託行為への記載を求めることは、現実的ではないことから（例えば、郵送等についても、委託と解される。）、信託業法第22条第3項第1号及び第2号並びに信託業法施行規則第29条第3号の規定も参考とし、①信託財産の保存行為に係るもの、②信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とするもの、③公益信託事務の処理に関して補助的な機能を有するもの については、信託行為への記載を求めないこととする（そのため、同規則第1号及び第2号に相当する場面は、公益信託の監督の観点から信託行為に記載を求めることとなる。）。①から③の具体的な内容については、信託会社等に関する総合的な監督指針（金融庁）3-4-5も参考に、ガイドラインで定めることとする。

(10) 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあっては、当該合議制の機関の名称、構成員の員数、構成員の選任方法並びに当該合議制の機関の職務及び権限に関する事項（第10号：相対的記載事項）

公益信託においては、公益信託のガバナンスの確保や公益事務の公益性確保等の観点か

ら受託者の公益事務の適正実施や技術的能力等を補完するための機関として合議制の機関を設置することも想定される。法律に基づき設置される機関ではないものの、行政庁が受託者の技術的能力等を審査するにあたって、重要な事項であり、また、公益信託事務の適正な処理を確保するため、受託者の判断のみで変更できないものとする意味でも、信託行為において明らかになっていることが必要であると考えられる。

一方で、特に事業型の公益信託においては、様々な委員会等の関与のもと、受託者による公益信託事務の処理が行われることも想定されることから、その全てについて信託行為に記載することは現実的ではない。そこで、公益信託事務の適正な運営のために必要不可欠なものに限り、信託行為への記載を求めることとする。受託者が、信託行為の定め範囲内で、自発的に合議制機関を設けることは、問題ないと考えられる。

公益信託の適正な運営のために不可欠なものについては、例えば典型例として想定される、信託銀行等が受託者となる場合に助成先を決定するための選考委員会については、原則これに該当するものであると考えられる¹。

そこで、本号では、上記の趣旨を踏まえ、当該合議制の機関を設置した場合において、その名称、構成員の員数、構成員の選任方法、任期、当該合議制の機関の職務及び権限について信託行為に規定することを求めることとする。

(11) 信託管理人の職務に関する事項（第11号：必要的記載事項）

公益信託の信託管理人は、受託者の監督者として、公益信託において必置とされている。受益者の定めがある信託については、受益者が（自らの利益のために）受託者を監督することでガバナンスが確保されているのに対し、受益者の定めがない公益信託においては、信託管理人が、信託目的のために私益信託における受益者の権限を行使することでガバナンスの確保を図ることとなる。そのため、公益信託の信託管理人は信託行為によりその権限を軽減することはできず、公益信託の適正な運営のため、極めて重要な役割を担う。信託行為において特段の規定がなくとも、信託管理人としての権限を有し、義務（信託法第126条）を負うが、具体的な職務内容（監督を行う対象、内容、体制など）は信託法の規定から一義的に定まるものではない。

信託管理人がどの程度の密度で、どのような観点から受託者を監督するかについては、公益信託の適正な運用を確保する上で極めて重要であり、この点を監督される立場にある受託者の判断に委ねることは適切ではないことを踏まえると、信託行為において委託者の

¹ 公益法人については、合議制機関について定款で定めることは求めているが、一般法人法及び公益認定法に基づくガバナンスが相当程度確保されており、法人としての判断を尊重することが求められる。一方、公益信託においては、受託者のガバナンスは十分に確保されていない可能性があり、逆に、受託者の判断を縛る観点から、信託行為への記載が求められる。受託者について、ガバナンスや公益性判断に係る技術的能力が十分に担保されている場合には、例えば、助成事業を行う場合であっても、「公益信託の適正な運営に必要不可欠なもの」としての合議制機関は設置しないと整理することもあり得ると考えられる。

意思を明確に示すことは重要である。

信託管理人が必要な監督能力を有するかどうかについては、信託行為に定められた具体的な職務内容を踏まえて、行政庁において判断されることを踏まえ、受託者と同様に、その職務の詳細については、信託行為において明らかにすることが必要であると考えられる。

加えて、信託管理人の報酬については、受託者の裁量に委ねることが適切ではないことも踏まえると、信託管理人の報酬の支払い基準をチェックする上でも、信託管理人の職務内容が信託行為において明らかになっていることは求められる。

そこで、本号では、公益信託の信託管理人の職務について規定することを求めるものとする。

なお、信託管理人の辞任・解任、新信託管理人の選任については、信託管理人の義務同様に信託行為に規定がなければ、信託法（第128条第2項、第129条）及び公益信託法（第33条第3項）の規律が適用されることになり、必要的記載事項とはしないが、これらの事項は公益信託の安定的な運営といった観点で重要な事項であるため、モデル信託行為においては任意的記載事項として示すこととする。

(11) 信託法第31条第1項各号又は第32条第1項に掲げる行為を行う場合（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）にあつては、その旨及び当該取引の内容（第11号：相対的記載事項）

信託法第31条第1項各号は、利益相反行為の制限について規定しているが、同条第2項第1号において、信託行為に定めがある場合等については、当該行為を行うことができると規定されている。また、第32条第1項は競合行為の制限について規定しているが、同条第2項は利害関係人との取引について、信託行為に定めがある場合等には、当該行為を行うことができると規定されている。

利益相反行為や競合行為は信託法上原則禁じられているものの、例えば、受託者である信託銀行が信託財産を銀行勘定で運用することや受託者である公益法人が保有する不動産の一部を信託財産とする等、信託の目的の達成のために、これらの行為を行うことは考えられる。特に、事業型の信託を想定した場合には、信託の目的のために、受託者が物品や役務を提供し、その費用を信託財産から支出することも想定され、費用の算定を実費以外の方法で行う場合などは、利益相反となることが想定される。これらの行為については、公益信託認可の基準である「特別の利益の供与」等（法第8条第5号又は第6号）に該当するおそれもあるため、信託行為において明らかにすることが必要である。

そこで、本号では、利益相反行為や競合行為を行う場合には、その旨及び当該取引の内容を規定することを求める。なお、これらの行為は、信託の目的の達成に必要な場合に限定すべきであることから、括弧内にその旨規定している。

(12) 公益信託事務の処理の方法に関する事項（第12号：必要的記載事項）

本条第5号において、「公益事務の内容」の信託行為への規定を求めているが、本号においては、公益事務（公益信託事務）について、受託者が具体的にどのように処理するかについて、信託行為に明確に規定することを求める。

これらは、公益信託の適正な運営を確保するとともに、受託者の経理的基礎や技術的能力その他公益信託認可の基準への適合性を適切に判断する観点から、具体的に定める必要があると考えられる。信託行為においては基本的な規定を置いた上で、詳細は信託行為に定める手続により、受託者が定める規程に置くことも想定される。逆に、信託行為に具体的に規定されていない場合には、受託者の裁量が大きくなることが想定され、その場合には、受託者に対して、公益事務等を考慮して、経理的基礎や技術的能力を有するかをより具体的に求めることとなる。

なお、第4（D）条においては、経理的基礎として、「財務書類等の作成及び保存並びに閲覧等に関する事務の執行方法が定められ、当該公益信託の信託財産の状況に係る情報の適正な開示を確保していること」を求めているところ、基本的な内容は信託行為において定められていることが求められる。

具体的には、公益信託事務の処理に関する事項として、信託財産に係る経理の方法、財産運用の方法、事業計画書や財産目録等といった定期提出書類の作成プロセス、関連諸規定を定める場合の制定方法等受託者が公益信託事務を処理する方法について、幅広く規定することを求める。詳細については、モデル信託行為において示すこととする。

（13） 信託管理人の職務に関する事項（第13号：必要的記載事項）

公益信託の信託管理人は、受託者の監督者として、公益信託において必置とされている。受益者の定めがある信託については、受益者が（自らの利益のために）受託者を監督することでガバナンスが確保されているのに対し、受益者の定めがない公益信託においては、信託管理人が、信託目的のために私益信託における受益者の権限を行使することでガバナンスの確保を図ることとなる。そのため、公益信託の信託管理人は信託行為によりその権限を軽減することはできず、公益信託の適正な運営のため、極めて重要な役割を担う。信託行為において特段の規定がなくとも、信託管理人としての権限を有し、義務（信託法第126条）を負うが、具体的な職務内容（監督を行う対象、内容、体制など）は信託法の規定から一義的に定まるものではない。

信託管理人がどの程度の密度で、どのような観点から受託者を監督するかについては、公益信託の適正な運用を確保する上で極めて重要であり、この点を監督される立場にある受託者の判断に委ねることは適切ではないことを踏まえると、信託行為において委託者の意思を明確に示すことは重要である。

信託管理人が必要な監督能力を有するかどうかについては、信託行為に定められた具体的な職務内容を踏まえて、行政庁において判断されることを踏まえ、受託者と同様に、その職務の詳細については、信託行為において明らかにすることが必要であると考えられる。

加えて、信託管理人の報酬については、受託者の裁量に委ねることが適切ではないことも踏まえると、信託管理人の報酬の支払い基準をチェックする上でも、信託管理人の職務内容が信託行為において明らかになっていることは求められる。そこで、本号では、公益信託の信託管理人の職務について規定することを求めるものとする。

なお、信託管理人の辞任・解任、新信託管理人の選任については、信託管理人の義務同様に信託行為に規定がなければ、信託法（第128条第2項、第129条）及び公益信託法（第33条第3項）の規律が適用されることになり、必要的記載事項とはしないが、これらの事項は公益信託の安定的な運営といった観点で重要な事項であるため、モデル信託行為においては任意的記載事項として示すこととする。

(14) 公益信託報酬を支払う場合にあっては、当該公益信託報酬に関する事項（第14号：相対的記載事項）

信託法第54条第1項の規定により、信託行為において受託者が信託財産から信託報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託報酬を受けることができ、また、信託管理人においても信託法第127条第3項の規定により同様である。

公益信託報酬については、法第8条第11号の規定により支払基準を定め、第20条第2項及び第4項並びに第21条第2項の規定により、備置き、閲覧及び行政庁への提出が求められる。加えて、公益信託報酬については、信託財産から支弁を受けるものであり、受託者の裁量に委ねることは利益相反の問題も生じ得ることから、委託者との合意事項として、信託行為に規定すべき事項であると考えられる。

そこで、本号では、公益信託報酬に関する事項を規定することを求めることとする。具体的には、規則第8条に規定する公益信託報酬の支払基準と類似のものを記載することが想定される。

(15) 信託事務年度（一年を超えないものに限る。）（第15号：必要的記載事項）

公益信託の財産目録等は寄附者等ステークホルダーへの開示の対象である。また、事業計画書や収支予算書は信託事務年度の単位で策定され、公益信託の運営に当たり、基本的な期間となる。信託管理人にとっても、計算書類等の承認にあたり、信託事務年度は重要な事項である。

そこで、本号では、信託事務年度を明らかにするため、信託財産の計算期間（例えば、4月1日に開始し、3月31日に終了する）について規定することを求める。

なお、例えば、4月から3月までを年度とする公益信託において、2月に公益信託の認可を受けたからと言って初年度を13か月とするような信託行為の規定は許されない。信託法上は信託財産の計算期間が1年を超えることも許容されるが、公益信託においては、幅広いステークホルダーが計算書類を使用するものであり、公益法人の事業年度が1年であることも踏まえ、括弧書において1年を超えないものに限ると規定することとする。

第二（Ｂ）条 （公益信託認可の申請）

（公益信託認可の申請）

第二（Ｂ）条 法第七条第二項の規定により公益信託認可の申請をしようとする者は、様式第一号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 法第七条第三項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第四十三（ $N+4$ ）条第一項から第三項までの規定の例により作成した当該公益信託の設定時における信託財産に係る予定財産目録

二 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類

三 次のイ又はロの区分に応じ、受託者の固有財産における資産及び収支の状況を確認する書類

イ 法人その他の団体である受託者 次に掲げる書類

（１）貸借対照表

（２）損益計算書

ロ イに掲げる以外の者である受託者 様式第二号により作成した当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書

四 前三号に掲げるもののほか、公益信託事務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類

3 法第七条第三項第六号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第七号に掲げる書類にあっては、有価証券報告書（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する報告書をいう。第四十九条第一項において同じ。）を提出する者若しくはこれに準ずる者又は他の法令の規定により受託者が法第九条第一号（ロに係る部分に限る。）に該当しないことが明らかであると認められる者は、同号ロに該当しないことを説明した書類を添付することで足りる。

一 受託者及び信託管理人の氏名、生年月日、住所及び略歴を記載した書類（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款、寄附行為又は規則及び登記事項証明書）並びに本人確認書類の写し（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類として行政庁が適当と認めるものをいう。）

二 信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類

三 前項各号及び前二号に掲げるもののほか、法第八条各号に掲げる基準に適合することを説明した書類

四 受託者が法第九条第一号イ及び第二号に該当しないことを説明した書類

五 信託管理人が法第九条第三号及び第四号に該当しないことを説明した書類

六 当該公益信託が法第九条第五号及び第六号に該当しないことを説明した書類

- 七 受託者の滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（地方税については公益信託認可の申請をしようとする受託者が納付すべき地方税に係るものに限る。）
 - 八 第一項の提出について、委託者（信託法第三条第二号に掲げる方法によってする場合にあっては、遺言執行者を含む。）が承諾したことを証する書類
 - 九 前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類
- 4 第二項第三号及び第三項第三号に掲げる書類の内容である情報について、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて公表している場合（作成した日から一年以内のものに限る。）にあっては、当該公表に係るホームページアドレス（使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものをいう。）の記載をもってこれに代えることができる。
- 5 二以上の公益信託を引き受ける受託者が第二項第三号又は第三項第一号（受託者に係るものに限る。）に掲げる書類その他行政庁が認める書類を当該公益信託の行政庁に提出したときは、当該書類の提出をした日から起算して一年を経過する日までの間、当該提出に係る書類をもって、他の公益信託の行政庁に提出すべき書類に代えることができる。この場合において、当該一の公益信託の行政庁と他の公益信託の行政庁が異なるときは、当該一の公益信託の行政庁はその提出を受けた当該書類を他の公益信託の行政庁に共有しなければならない。

1. 本条の概要

公益信託認可の申請手続は、法律上、公益法人認定法における公益認定の申請手続に沿った形で規定され、公益法人認定法と共通の行政庁や第三者機関によって審査が行われ、実質的にも、ユーザーにとっての利便性や行政コストの低減等の観点も踏まえて、公益法人制度と整合的な制度とすることが求められる。また、公益信託認可や変更の判断対象としても、公益法人制度と同様に、公益申請認可の申請書記載事項を対象として判断される枠組みである。

他方で、公益法人の公益認定制度は、一般法人の存在を前提に公益認定を与える制度であることに対し、公益信託における公益信託認可の制度は、契約や遺言に関して、その効力要件として私法上の効力にも影響を与える認可制度が採用されている。例えば、公益法人においては、法令に詳細に定められたガバナンスの下、定款自治（法人が自ら定めた定款に沿って、自主的に運営をすること）が尊重されるという前提であるのに対し、公益信託では、公益事務の性格や受託者に応じて公益事務の内容等を信託行為に定めた上で、公益信託認可を受けた後は、受託者は、契約の拘束力（信託行為に従って公益信託事務を実施。信託行為の変更には、私法上の効力も含めて、原則として公益信託認可を要する）の

下で信託事務を実施することが想定されるなどの差異も存する。

そこで、本条は、受託者になろうとする者が、法第7条第2項に規定する公益信託認可の申請を行う場合において、その手続き及び公益信託認可の基準に適合していること及び欠格事由に該当しないことを確認するための具体的な添付書類等について規定するものである。

2. 各条項の説明

(1) 第1項について

公益信託認可に係る申請書は、受託者となろうとする者が作成する書類であり、法第7条第2項各号は、公益信託認可の申請書における記載事項を規定している。これらの事項は、行政庁が申請に係る公益信託を特定し、公益信託認可の対象を特定するために記載するものであり、その記載がない公益信託認可の申請は、**相当の期間を定めて当該申請の補正が求められ、又は申請が拒否（行政手続法第7条）**される。

具体的には、①公益信託の名称、②受託者・信託管理人の氏名・住所等、③公益事務を行う都道府県の区域、④公益事務の種類及び内容のほか、⑤その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項を記載するものとして定めている。ここで、⑤については、信託契約書に規定されている内容そのものと整理され、「別紙信託契約書のとおり」とすることが基本的に想定され、信託契約書の内容全体が申請書記載事項とされる。

また、公益信託認可基準への適合性を判断するために必要な情報が遺言書や信託契約書に十分に記載されていない場合などにおいて、受託者が（必要な場合には委託者の同意を得て）、委託者と受託者の合意（遺言者の意思）の範囲内で、遺言書や信託契約の内容を申請書に補足することが想定される。

なお、公益信託認可の申請において、当該公益信託が特定資産公益信託か否かは認可や監督にとって重要な事項であるから、公益信託認可の申請書において、明らかとなるような記載を求めることを想定している。**その他、申請書には、公益信託の基本情報（行政庁のホームページにおいて開示するための情報）についても記載を求め、法第7条第2項第4号の別紙等の提出を求めることを予定している。**

(2) 第2項について

本項は、受託者の経理的基礎を確認するための書類を規定するものである。

ア 予定財産目録（第1号）

公益信託の受託者が、安定的かつ継続的に公益信託事務を処理するため、公益事務の内容、当該公益信託の事業計画等に応じ、適切に財産基盤が確保される予定であることが求められる。本号は、財産基盤について確認する書類として、公益信託設定時における予定財産目録について提出を求めるものである。なお、財産目録の区分については、別途合同命令において定めることを予定している。

なお、公益法人においては、認定申請時に、財産目録に加え、貸借対照表及びその付属明細書の提出も求めているが、公益信託については、一般社団法人等が認定を受ける公益法人と異なり、認可申請の段階では信託の設定はまだ行われていないことから、（予定）貸借対照表の作成までは不要と整理している（公益信託認可後には提出することとなるが、内容に変更が場合には提出を省略することも可能であると考えられる。）。

イ 予算の基礎となる事実を明らかにする書類（第2号）

公益信託の受託となろうとする者が提出する事業計画書及び収支予算書について、その裏付けとなる収入、支出の状況を確認するための書類が必要となる。公益法人においては、前年度の活動計算書等がガイドラインにおいて例示されているが、一般法人が公益認定を受ける公益法人とは異なり、公益信託は認可を受けなければその効力が発生しないため、前年度の活動計算書は公益信託認可の申請時点で存在しない。

これらの特徴を踏まえ、具体例としては、寄附金収入の見込みがある場合には、その算定根拠（大口拠出者の予定等）、借入れの予定等を示すことを想定している。

ウ 受託者の固有財産における資産及び収支の状況を確認する書類（第3号）

公益信託の受託者の経理的基礎を確認する際には、第1号及び第2号に規定する信託財産における財産基盤だけでなく、受託者自身（固有財産）が例えば債務超過に陥っていないか等、公益信託事務を継続するのに支障がない程度の財産基盤を有していることも確認する必要があると考えられる。**一般的には、破産が切迫した状況にある者が適切に公益信託事務を適切に処理することは困難であると考えられる。**また、破産手続開始の決定を受けた場合には任務終了事由に該当し（信託法第56条第3号）、公益信託継続のためには、新受託者を選任しなければならない。公益信託の安定的な運営のためにもこのような事態はなるべく避けるべきである。他方で、信託財産の財政基盤が確保されているにもかかわらず、過度に受託者固有の財政基盤の安定を求めることは、受託者のなり手に対する不当な制約に繋がる。そのため、受託者法人・個人ともに債務超過を一定のラインとして基準を設けつつ、公益事務の内容・個々の受託者の状況を考慮して、合理的な説明がされた場合には経理的基礎の基準を充足するものとして運用することが考えられる。

そこで、本号は受託者の固有財産における資産及び収支の状況を確認する書類を添付書類として規定するものである。具体的には、受託者が法人である場合には貸借対照表、損益計算書その他の必要な書類、個人の場合は源泉徴収票、確定申告書及びこれらに類する当該受託者の資産及び収入の状況を示す書類及び財産に関する調書（資産・負債の状況を項目ごとに申告するものであり、様式を定める）を想定している。

エ 公益信託事務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類（第4号）

本号では、その他公益信託事務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類として、公益法人における別添「経理的基礎」の説明の書類を参考としたものを求めることを想定している。具体的には、寄附金収入（大口拠出者の氏名又は名称）等、借入の予定がある場合はその額（第4条第1項第1号の該当性）、受託者が信託財産を管理するのにあたってその能力・体制があるか（過去の経験、分別管理の状況、填補賠償等の保険加入の有無等。同項第2号の該当性）、情報開示の適正性（同行第3号の該当性）の記載を求めることが考えられる。

(3) 第3項について

本項は、公益信託認可の基準に適合していること（受託者の経理的基礎に関するものは除く。）及び欠格事由に該当しないことを確認するための添付書類について規定するものである。

ア 受託者及び信託管理人の氏名、生年月日、住所及び略歴を記載した書類並びに本人確認書類（第1号）

受託者及び信託管理人が認可基準（法第8条第2号及び第3号）に適合すること及び欠格事由（法第9条第2号及び第4号）に該当しないことを確認するための参考書類について、本号は規定するものとする。

提出を求める書類は、受託者又は信託管理人が個人の場合と法人の場合で異なり、個人の場合は、氏名、生年月日、住所及び略歴を記載した書類並びに記載事項を確認するために本人確認書類の写しを求めることとする。本人確認書類は、他の法令等も参考とし、「個人番号カードその他の本人であることを確認するに足りる書類として行政庁が適当と認めるもの」と規定し、個人番号カードの他、運転免許証、パスポート、健康保険証等が想定されるが、具体的なものについては、申請手続きの手引きやガイドライン等で示すことが想定される。一方で、受託者又は信託管理人が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款、寄附行為又は規則及び登記事項証明書を求めることとする。なお、委託者については、能力要件等の認可基準はないため、履歴書等の提出は求めないこととする。

なお、公益法人認定法施行規則第5条第3項第1号及び第2号においては、公益認定の申請時の書類として、登記事項証明書及び理事等の氏名、生年月日及び住所を記載した書類の提出を求めており、理事等について、略歴や本人確認書類の提出については求めている。公益法人認定法においては、理事等の能力要件は認定基準とはされておらず、理事等で構成される法人全体として経理的基礎や技術的能力を有する者かを判断しているが、公益信託においては、受託者及び信託管理人それぞれの能力要件を法定化

しており、これらを確認するために略歴の提出を求めるものとする。また、公益法人においては、一般法人設立時の登記において、理事等の本人確認書類は登記官による確認が行われるが、公益信託においては、行政庁において、申請してきた受託者や信託管理人が本人である確認をする必要があることから、提出を求めるものとする。

イ 信託管理人の就任承諾書（第2号）

公益信託においては、受託者の監督者として信託管理人が重要な役割を果たす。公益信託の認可後に信託管理人が就任することが確約されていない状況で公益信託認可をすることは、公益信託の適正な運営にも支障をきたすこととなることから、本号では信託管理人の就任承諾書を提出書類として規定する。

なお、公益法人制度における公益認定の申請においては、一般的には、既に理事等が就任している状況であり、また一般法人の設立登記の申請時においても、理事等の就任承諾書は添付書類として求められるため、添付書類とはされていないものと考えられる。

ウ 前項各号及び前2号に掲げるもののほか、法第8条各号に掲げる基準に適合することを説明した書類（第3号）

本号では、第1号及び第2号のほか、公益信託認可の基準に適合することを説明する書類（別表）について規定するものである。なお、法第8号各号の基準の適合状況を確認する書類は以下の通りと整理することが考えられる。

エ 受託者が法第9条第1号イ及び第2号に該当しないことを説明した書類（第4号）

本号は、受託者が特定の法令違反等による刑罰を受けた者等欠格事由に該当しないことを確認及び誓約した書類を添付書類として提出することを想定している。なお、欠格事由の該当性については、公益信託の受託者による表明保証のほか、法第9条第2号二及び第6号の該当性については、法第10条第3号の規定に基づき、警察庁長官等に対して意見聴取をするものとする。

オ 信託管理人が法第9条第3号及び第4号に該当しないことを説明した書類（第5号）

本号は、信託管理人が委託者・受託者の親族等特別利害関係者等に該当しないこと及び特定の法令違反等による刑罰を受けた者であること等欠格事由に該当しないことを確認及び誓約した書類を添付書類として提出することを想定している。

カ 公益信託が法第9条第5号及び第6号に該当しないことを説明した書類（第6号）

本号は、公益信託認可の申請に係る公益信託が信託行為又は事業計画書の内容が法

令又は行政機関の処分に違反しているもの及び暴力団員等がその公益信託事務を支配しているものといった欠格事由に該当しないことを確認及び誓約した書類を添付書類として提出することを想定している。

キ 受託者の滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（第7号）

本号は、国税及び地方税の滞納処分を受けていることは公益信託の受託者の欠格事由に該当する（法第9条第1号ロ）ことから、その確認書類として納税証明書を規定するものである。

なお、受託者が上場会社等（有価証券報告書提出会社等）である場合、全国各地で事業を行い、納税地が多岐に渡ることが想定される。この場合に、全ての納税証明書を求めることは、受託者に過度な負担を強いることになりかねない。一方で、上場会社等（有価証券報告書提出会社等）は、金融商品取引法の規定により有価証券報告書への虚偽記載があれば罰則の対象となることや、法令等（会社法、金融商品取引法、上場規則等）の要請により高い水準の開示やガバナンスの体制構築が求められていることから、納税証明書を確認しなくても、問題ないものと考えられる。以上のことから、上場会社等においては、納税証明書の提出は不要とし、確認書の提出のみを求めることとする。また、他の法令において、法第9条第1号ロと同様の滞納処分が欠格事由とされている者（公益法人、特定非営利活動法人等）も、当該他の法令において確認ができることから、同様に提出不要とする²。

ク 申請書の提出について、委託者が承諾したことを証する書類（第8号）

公益信託認可の申請は受託者が行い、また、受託者は添付書類として信託行為の内容を証する書面（信託契約書等）を提出するが、公益信託認可の申請時には委託者と内容については合意しているものの、信託契約書の調印といった手続きは認可後であることも想定される。

そのため、公益信託認可の申請の段階で、信託行為等も含めた申請書の内容が委託者の意思に反しないものであることを確保するために委託者が承諾したことを証する書類の提出を求めるものとする。なお、委託者の利益を保護し、委託者の意思を反映した公益信託を実現する観点から、受託者（申請者）は、申請内容について委託者に対して詳細に説明することが求められるが³、あくまで委託者と受託者の私人間の合意事項に

² 欠格事由ということでは、公益法人も公益信託の受託者も変わるものではないが、公益法人については、法人として公益認定を受けるものである一方、公益信託の場合は、認可の対象はあくまで公益信託であり、受託者の活動全体ではないことにも留意し、受託者（申請者）の負担と当該受託者のガバナンスを踏まえた確認の必要性のバランスを考慮して、上記取扱いとするものである。

³ 例えば、信託業法第25条において、信託会社は、信託契約の内容の説明をしなければならないとされている。

行政が詳細に確認すべきことでもないと考えられるため、確認書の提出にとどめる。

ケ 行政庁が必要と認める書類（第 9 号）

今般の改正により、従前の助成型の公益信託だけでなく、様々な種類の公益信託について、公益信託認可の申請が行われることが予想され、法令で規定する添付書類だけでは公益信託認可の基準への適合性等を判断するのに当たり、情報が不足している場合もあり得るものと考えられる。そのような場合にあっては、行政庁が必要な情報を収集し、公益信託認可の事務を円滑に行うことができるよう、行政庁が必要と認めた書類について提出を求めることができるようにする。

公益法人の場合も、公益目的事業該当性を判断するために、事業内容等に応じて書類の提出を求めており、その内容は、相当程度、ガイドラインにおいて明らかにしている。また、ガイドラインにおいて提出が必要な書類については、理由を示したうえで求めることとしている。公益信託においても、同様の対応をすることが適切と考えられる。

【御参考】添付書類（案）まとめ

	書類	確認書類の 根拠条文	主に確認される 認可基準等（法）
1	信託行為の内容を証する書面（規程等も含む）	法 7 条 3 項 1 号	8 条 1 号～13 号 （全て）
2	事業計画書及び収支予算書	法 7 条 3 項 2 号	8 条 1 号～4 号
3	許認可を証する書類	法 7 条 3 項 3 号	9 条 1 号イ
4	公益信託報酬の支払基準	法 7 条 3 項 5 号	8 条 11 号
5	予定財産目録	規 2(B) 条 2 項 1 号	8 条 2 号・4 号
6	受託者固有の計算書類等	規 2(B) 条 2 項 3 号	8 条 2 号
7	経理的基礎及び存続可能性	規 2(B) 条 2 項 4 号	8 条 2 号・4 号
8	受託者の運営組織	規 2(B) 条 3 項 5 号	8 条 2 号
9	受託者及び信託管理人の略歴等	規 2(B) 条 3 項 1 号	8 条 2 号・3 号
10	信託管理人の就任承諾書	規 2(B) 条 3 項 2 号	8 条 3 号
11	中期的収支均衡、公益事務割合、使途不特定財産	規 2(B) 条 3 項 3 号	8 条 8 号～10 号
12	株式等の保有状況	規 2(B) 条 3 項 3 号	8 条 12 号
13	確認書（欠格関係）	規 2(B) 条 3 項 4～ 6 号	9 条 2 号～6 号
14	納税証明書	規 2(B) 条 3 項 7 号	9 条 1 号ロ
15	委託者の承諾書面	規 2(B) 条 3 項 8 号	－

(4) 第4項について

本項は、第2項第3号において添付書類として求める受託者固有の計算書類等について、受託者の負担軽減のため、ホームページ等において開示を行っている場合には、その旨記載することで添付書類として提出することを不要とする旨規定している。

(5) 第5項について

受託者が複数の公益信託を受託することも想定されるが、受託者に関する同一の書類等の提出を何度も求めることは、受託者の負担となる。そこで、受託の負担軽減のため、本項において、一の行政庁に提出した後一年を経過する日までに二以上の行政庁に提出するときは、当該一の行政庁に提出した書類をもって他の行政庁に提出する書類に代えることができ、先に提出を受けた行政庁は他の行政庁に共有する旨を規定している。この点は、行政庁に対する書類提出のシステムの整備も併せて検討する必要がある。

○ 参照条文（公益法人認定法施行規則）

（公益認定の申請）

第五条 法第七条第一項の規定により公益認定の申請をしようとする一般社団法人又は一般財団法人は、様式第一号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 法第七条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第三十一条第一項から第三項までの規定の例により作成した次号に規定する貸借対照表の貸借対照表日における財産目録

二 一般社団法人にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第二条第二号の貸借対照表及びその附属明細書、一般財団法人にあつては同条第三号の貸借対照表及びその附属明細書

三 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類

四 前三号に掲げるもののほか、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類

3 法第七条第二項第六号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 登記事項証明書

二 理事等の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

三 前項各号に掲げるもののほか、法第五条各号に掲げる基準に適合することを説明した書類

四 理事等が法第六条第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを説明した書類

五 法第六条第二号から第四号まで及び第六号のいずれにも該当しないことを説明した書類

六 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（地方税については、公益認定の申請をしようとする一般社団法人又は一般財団法人が納付すべき地方税に係るものに限る。）

七 前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

第三（Ｃ）条 （特定資産公益信託）

（特定資産公益信託）

第三（Ｃ）条 法第八条に規定する内閣府令で定める信託財産の要件は、次に掲げるものとする。

- 一 寄附によって受け入れた資産が金銭であること。
 - 二 信託財産は、金銭、預金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、合同運用信託（信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）その他安定した収益の確保を目的として財産とされたものに限られていること。
- 2 法第八条に規定する内閣府令で定める信託財産の支出の方法は、次に掲げるものとする。
- 一 信託財産の支出が、助成金の支給その他これに類する公益事務のため、金銭の支給その他これに準ずる方法により実施されることが信託行為に定められていること。
 - 二 信託行為において、公益信託の信託財産から生ずる利子その他資産の運用に係る収入に相当する額を超える額を毎年支出する旨が定められていること。

1. 本条の概要

本条は、法第8条に規定する特定資産公益信託の具体的な要件について規定するものである。特定資産公益信託は、信託財産の安定的な運用及び信託事務の内容に鑑み、収益及び費用（支出）についての予見可能性が高く、財務規律を適用しなくても、財産が死蔵されることなく公益目的のための活用されることが確保されていると考えられる信託である。

特定資産公益信託は、既存の公益信託の円滑な新制度への移行や上記趣旨に適合する公益信託の受託者の負担軽減を目的に設けられた制度である。

2. 各条項の説明

(1) 信託財産の要件（信託財産の運用）について（第1項）

一般に、株式等については、リスクを伴うものの、多額の運用益を得られる可能性もあるところ、リスク等に応じて運用益が変動するような場合は、通常の公益信託として、財務規律を適用した上で、公益信託事務を遂行することが求められる。第1号においては、運用益及び元本の確保について、予見可能性が高く、安定した収益の確保が見込まれる財産について規定する。

なお、「安定した収益の確保を目的として」について、告示事項等とすることも検討する。具体的な内容としては、旧法の特定公益信託で認められていたもの、安定性において、

それに準じるものを含めることとしている。

(2) 信託財産の支出の方法について（第2項）

ア 公益事務の内容について（第1号）

一般に、「事業」を行う公益信託については、需要や物価等に応じて対価収入や費用が大きく変わることとなる。特定資産公益信託については、費用（支出）の額を予定できる支出の方法を想定しているところ、信託財産の支出の方法として、助成金等のため（主たる事務が金銭の支給となるもの）に支出される場合に限られることを明らかにしている。

なお、支出の大半が助成金である場合において、付随的に、例えば助成対象者のための表彰パーティー等のために使用されることは否定されない。「付随的」の範囲等についてはガイドラインで定めることとする。

イ 信託財産の死蔵を防ぐ方法について（第2号）

特定資産公益信託について、当初、予定しなかった規模の寄附といった収入が発生することで、当初の信託行為の内容では十分に公益のために財産が活用されないおそれがある。そのような場合に、財産が適切な形で支出されるような仕組みとして、信託行為において、信託財産から利子等の運用収益に相当する額以上を毎年支出する旨規定することを求めることとする。これにより、財務規律がない中でも、運用収益等が信託財産内に滞留することを防ぐことができる。

上記に加え、ガイドラインにおいては、特定資産公益信託における①追加信託等があった場合の事業計画書及び収支予算書の在り方、②信託管理人による監督指針を定款に定めることが適切であること等を定めることを検討している。

①については、一定額（例えば、年間支出平均額等）を超える追加信託や第三者からの寄附があった場合に、直近提出する事業計画書において、当該追加信託や第三者からの寄附の支出計画を記載することを求めることが考えられる。これにより、追加信託の額等を踏まえて着実に支出していくことを受託者に約させ、行政庁も計画通りに支出ができているか監督していくこととなる。

②については、当初、予定しなかった規模の寄附を受けた場合等において、適切に支出していることを信託管理人が監督することを求めることが考えられる。具体的には、信託行為において、信託管理人の職務として、一定の規模の寄附等を受けた場合の関与（寄附を受ける場合に同意を得る等）について定めること等が想定され、公益信託内部のガバナンスによって、適切な支出の確保を求めることが想定される。

○ 参照条文等

○ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）

(公益信託認可の基準)

第八条 行政庁は、公益信託認可の申請に係る公益信託が次に掲げる基準(その信託行為において信託財産が寄附により受け入れた金銭又は預貯金、国債その他これらに準ずる資産(いずれも内閣府令で定める要件に該当するものに限る。))に限られる旨及び当該信託財産(その信託財産に帰せられる収益を含む。))について内閣府令で定める方法によってのみ支出する旨を定める公益信託(第十六条第一項において「特定資産公益信託」という。))にあっては、第八号から第十号までに掲げる基準を除く。第三十条第二項第一号において同じ。))に適合すると認めるときは、公益信託認可をするものとする。

○ 旧所得税法施行令(昭和40年政令第96号)

第二百十七条の二(特定公益信託の要件)

当該公益信託の信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること。

イ 預金又は貯金

ロ 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得

ハ イ又はロに準ずるものとして財務省令で定める方法

○ 所得税法施行規則(昭和40年大蔵省令第11号)

(特定公益信託の信託財産の運用の方法等)

第四十条の十 令第二百十七条の二第一項第四号ハ(特定公益信託の要件等)に規定する財務省令で定める方法は、合同運用信託の信託(貸付信託の受益権の取得を除く。)とする。

○相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)(特定障害者扶養信託契約の要件)

第四条の十二法第二十一条の四第二項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一～三 略

四 当該特定障害者扶養信託契約に基づき信託された財産の運用は、安定した収益の確保を目的として適正に行うこととされているものであること。

第四（D）条 （受託者の経理的基礎及び技術的能力）

（受託者の経理的基礎及び技術的能力）

第四（D）条 法第八条第二号に定める基準であって公益信託事務を適正に処理するために必要な経理的基礎に係るものは、次のとおりとする。

- 一 安定的かつ継続的に当該公益信託事務を処理するために必要な信託財産及び固有財産における財政基盤が確保されていること。
- 二 当該公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組みを確保していること。
- 三 財務書類等の作成及び保存並びに閲覧等に関する事務の執行方法が定められ、当該公益信託の信託財産の状況に係る情報の適正な開示を確保していること。

2 法第八条第二号に定める基準であって公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力に係るものは、次のとおりとする。

- 一 当該公益信託事務等の内容に照らして、当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みを備えていると認められること。
- 二 当該公益信託事務を処理するために十分な知識及び経験を有する者の関与を確保していること。
- 三 当該公益信託の存続期間にわたり、安定的かつ継続的に受託者としての任務を行う仕組みを確保していること。

1. 本条の概要

法第8条第2号は、公益信託認可の基準（受託者の能力要件）として、「その受託者が公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること」と規定しており、本条においては、「経理的基礎及び技術的能力」の具体的な要素について規定するものである。

受託者が、コンプライアンスを確保し公益事務を適正に実施し、また、信託財産について適正な財産管理等を行うことは、受託者として求められる重要な要素である。受託者の要件である「公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力」は、公益信託事務の適正な処理を確保する上で重要な基準である。

公益信託においては、受託者の組織のガバナンスや財務諸表の作成等についても法令の規律は最小限であり、多くが信託行為等に委ねられている。多様な者が受託者となり得ることもあることを踏まえると、同様の認定基準がある公益法人の場合と比べて、経理的基礎及び技術的能力の判断に当たって考慮に入れるべき要素は多岐に渡ることが想定される。こうした中、判断についての透明性を高め、行政庁間で公益信託認可の基準の不均衡が起らないようにするためには、一定の具体的な指針を示すことが重要であり、実施府令と言う形で両基準の具体的な要素を列挙することとし、当該要素に即した形で、ガイドラインで具体的な適用方針を示すこととしている。

実際の公益信託認可の審査は、公益事務の内容、受託者及び信託管理人の能力、共同受

託者や事務委託者の存在、公益信託の存続期間等を総合的に考慮した形で行われることが見込まれるところ、ガイドラインにおいては、規定を踏まえつつ、公益事務の内容など個別の公益信託認可申請の事情を審査の要素として取り込むことができる審査基準を策定することが想定される。

2. 各条項の説明

(1) 経理的基礎（第1項）

受託者の経理的基礎を審査する要素としては、公益法人認定法における経理的基礎として考慮される、①財政基盤の明確化、②経理処理・財産管理の適正性、③情報開示の適正性という観点から規定している。

ア 財政基盤の明確化について（第1号）

「経理的基礎」として、公益信託事務を適正に処理するための信託財産が確保されているか確認を行う必要がある。具体的には、行政庁は、申請時には、信託行為、予定財産目録、収益予算書等により、財務状態を確認し、当該公益信託の規模を踏まえ、適正な財産基盤が確保されているか確認する。その際、経理的基礎を有することを明らかにする書類（規則第2条第2項第4号。公益信託認可の申請書での別添資料経理的基礎）として、寄附金収入については、寄附金の大口拠出上位5者の見込み、借入の予定があればその計画について、情報を求め、公益信託の規模に見合った公益事務実施のための収入が適切に見積もられているか確認することが考えられる。

また、公益信託においては、「安定的かつ継続的に当該公益信託事務を処理するために必要な」財政基盤として、公益信託の信託財産の状況だけではなく、公益信託事務に支障を与えないという観点から、受託者固有の財政状況についても審査がされることが考えられる。一方で、信託財産の財政基盤が確保されているにもかかわらず、過度に受託者固有の財政基盤の安定性を求めることは、受託者の成り手に対する不当な制約に繋がることが想定されるため、公益事務の内容等（例えば金銭の助成のみを行う公益信託等）によっては、過度に求めすぎないといった配慮も必要である。

受託者が破産手続開始の決定を受けたこと（信託法第56条第1項第3号）は受託者の任務終了事由となるところ、受託者（固有財産）の経済基盤についても考慮の対象となる。受託者の破産自体は、公益信託の終了事由とはならないことから、受託者（固有財産）の財政基盤は問題とならないという考え方もあり得るが、破産手続に入った場合に受託者の任務は終了し、新受託者を選任する必要があることから、公益信託事務の適正な実施に支障を及ぼし得ること、一般に、固有財産に関して破産状況にあるような法人・個人が適正に他人の財産を管理するための公益信託事務を実施できるとは考え難いことなども踏まえ、受託者の固有財産についても、公益事務の内容に応じて、公益信託事務に支障がない程度の財政基盤を必要とするものとする。具体的には、受託者法人・

個人ともに債務超過を一定のラインとして基準を設けつつ、公益事務の内容・個々の受託者の状況を考慮して、合理的な説明がされた場合には経理的基礎の基準を充足するものとして運用することが考えられる⁴。

イ 経理処理・財産管理の適正性について（第2号）

受託者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、信託法が定める方法により、分別して管理しなければならないとされ（信託法第34条）、財産の分別管理は制度の前提となっている（この点は、特に個人が受託者とある場合に、一般的に民事信託において活用されていると言われている信託口座について、公益信託においても、同様の口座を開設することの実現可能性について検討をしていくこととなる。）。

そこで、本号では信託財産の分別管理が確保されていることを求めることとしている。具体的には、口座管理等の状況について、説明を求めることを想定している。

また、公益法人においては、法人が財務規律を遵守しつつ、公益目的事業のための資金その他の財産を確実に公益目的事業のために使用することが求められる。また、適正な経理処理・財産管理は、適正な情報開示の前提とされる。財産の管理・運用について、法人の役員が適切に関与（理事会が策定した経理規程等を確認）すること、開示情報や行政庁への提出書類の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること、不適正な経理を行わないことが求められる。

公益信託においては、公益法人との違いを踏まえつつ、公益信託事務の内容（信託行為において、定めるべき事項（規則第1条）⑤信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項、⑦受託者の職務に関する事項、⑫公益信託事務の処理の方法に関する事項等が定められている）や信託財産の種類・規模等に応じて、適切な財産管理（経理処理）の体制・制度が確保されているかが審査されることとなる。特に、受託者の固有事業と信託事務が共通又は類似で一体的に行われることで事業の効果を上げていくとするような場合については、どのように経理を行うかが重要となる。なお、重要な財産の処分等については、信託行為等の規定に基づき、信託管理人の同意が求められることも想定される。

ウ 情報開示の適正性について（第3号）

公益法人では、計算書類その他財務関係の資料が適正に作成され、開示されていることは、社員・評議員などの公益法人関係者、公益法人に対する寄附者その他のステーク

⁴（参考）信託業法においては、免許の基準として「信託業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有していること（信託業法第5条第1項第2号）」が求められており、資本金の額（同条第2項第2号）及び純資産額（同項第3号）が1億円以上であること等が求められている。

ホルダー（行政庁を含む。）が、寄附等により公益法人に提供された資源の活用状況や、財務規律の遵守状況等を確認し、各種意思決定を行う上での大前提とされる。

公益信託においても、公益信託の信託財産の状態に関する資料の作成や開示は、公益信託関係者、寄附者等のステークホルダーとの関係で重要であり、公益法人と異なるものではない。そこで、本号では、情報開示の適正性として、財産書類の作成プロセス（受託者内部でのチェック体制等）について執行方法が定められていることを求めることとしている。

これまでの公益信託の殆どは、信託財産は金銭等、事業内容は助成等、資産の運用は安定資産に限られていたことから、複雑な会計処理は不要であったが、主に事業型の公益信託の場合においては、引当金、減価償却、資産評価などの会計的な取扱いが必要になることが想定され、例えば、美術館や学生寮の運営等を公益信託事務とした場合には、公益信託事務の規模等に応じて、信託管理人に弁護士や会計士等の資格者を選任することとも考えられる。

公益信託の受託者における財務書類等の作成及び保存並びに閲覧等に関する事務の内容は、公益信託法に定められているところ、受託者の属性や具体的な公益信託事務に応じて、信託契約等において執行方法が決められていることが求められる。

（2）技術的能力（第2項）

公益法人について、公益目的事業を行うのに必要な技術的能力について、「コンプライアンスを確保しつつ事業を適正に実施するための技術、専門的人材や設備、体制などの能力の確保」とされている。公益法人においては、コンプライアンスの確保等に係る体制については、基本的には、認定法及び法人法において確保されているが、多種多様な者が受託者となり得る公益信託においては、公益信託事務や受託者の属性等に照らして、多様な公益信託認可の申請が行われることを想定した整理が必要となる。そこで、本項においては、「技術的能力」として、①適正な運営の仕組み、②専門家の関与、③任務の存続可能性という観点から規定している。

ア 適正な運営の仕組みについて（第1号）

本号では、公益信託事務等の内容に照らして、当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みを備えているか審査するために、公益信託事務を処理する体制について、組織（従事する人数等）や従事する者の能力、公益信託事務の一部を第三者に委託する場合には、委託先の能力、監督について説明することが考えられる。

「当該公益信託事務等の内容」に応じて、その事務を処理する能力を有する受託者も異なってくる（例えば、奨学金・助成事業であれば、募集の要件等が信託行為に示されていれば、判断が必要な場面は「選考」時などに限定されるところ、選考委員会の設置等により、選考の公正性・専門性等を確保できれば、相当に多様な範囲の受託者が想定

される。他方で、学生寮の運営事業や美術館の運営事業等になれば、日々の業務を適正に運営する体制整備が求められる。さらに、高度な経営判断が求められるような信託事務であればそれに見合った体制の整備が必要となる。）ことを考慮して、ガイドラインでは、一定の類型化を踏まえた指針を示すことが想定される。

本号では、「当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みを備えている」としており、法人形態として受託者固有のガバナンスが確保されている場合の他、共同受託者による相互監督、再委託を含めた事務処理体制の構築、信託管理人による監督の強化等も含めて、当該公益信託の公益信託事務の適切な処理という観点から審査される。

また、内部統制及びガバナンスが確保されていると考えられる法人等（公益法人、学校法人、信託会社、上場企業など）以外の者が（単独）受託者となる場合については、コンプライアンス（特別の利益を与えてはならないなど認可基準の確保を含む）確保の観点からの検討も必要となる。

例えば、自然人の受託者である場合には、自然人にとって継続的に実施可能な公益事務であるかを勘案した上で、信託管理人による監督の権限を強化⁵して、公益信託の運営全体の適正化を図る、重要な意思決定には公益法人のいわゆる三分の一基準に相当する規律を満たす合議制機関による同意を必要とする等の対応が考えられる。

イ 専門家の関与について（第2号）

本号においては、受託者が、当該公益信託事務を処理するに当たり、十分な知識及び経験を有する者の関与を確保していることを求めている。

公益事務を適正に行い、信託行為に定められた公益目的を実現するためには、公益事務に応じた専門性が確保される必要があるが、これは受託者自身が専門性を有している場合だけではなく、他の専門家の関与によって専門性が確保されることも想定される。この点は、法第8条に定める公益認可の基準を判断する前提となる「公益事務」の該当性のチェックポイント（公平性の確保）と重なることとなる。

公益信託の受託者は、公益事務を行う（例えば研究開発費の助成であれば、助成先の選考等）のみならず、信託財産の管理・運用を行うことも任務であるところ、公益事務の内容について専門性を有する者が、信託財産の管理・運用について信託銀行等の専門家の関与を得ることや、逆に、受託者が助成先の決定に当たり選考委員会等を設け、専門家の諮問により助成先を選定するという形がとられることもあるものと考えられる。

ウ 任務の存続可能性について（第3号）

公益信託については、契約等により、有期の信託の存続期間を定めることも可能であ

⁵ 例えば、受託者の決定（軽微なものを除く）について、公益法人である信託管理人が同意を得なければならないような枠組みであれば、公益信託全体としてガバナンスが確保されていると判断し得ることもあると考えられる

る。その中で、信託契約等で想定される期間について、当該受託者が任務を遂行できる仕組みがあることが確保されることが求められる。

この点、個人受託者については、永続性はなく、病気やケガ等の事情により任務を遂行できないことも想定される。公益信託の存続期間にもよるが、適正な受託者を確実に選定できる手続等が定められていない場合には、「当該公益信託の存続期間にわたり、安定的かつ継続的に受託者としての任務を行う体制を確保している」とは判断されないこととなる。具体的には、受託者の任務終了があった場合における新受託者の選任プロセス等について、説明を求めることとなる。

第五（D＋1）条 （信託管理人の監督能力）

（信託管理人の監督能力）

第五（D＋1）条 法第八条第三号に定める基準であつて受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするのに必要な能力に係るものは、次のとおりとする。

- 一 当該公益信託事務の内容及び受託者の能力等に照らして、当該公益信託の適正な運営を監督するのに必要な知識及び経験その他の能力を有すること。
- 二 当該公益信託の存続期間にわたり、安定的かつ継続的に適正な監督を行う仕組みを確保していること。

1. 本条の概要

法第8条第3号は、公益信託認可の基準（信託管理人の能力要件）として、「その信託管理人が受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするのに必要な能力を有するものであること」と規定しており、本条においては、「必要な能力」についての具体的な要素を規定するものである。

信託管理人は、公益信託の目的の達成ために、誠実かつ公平に権限を行使する義務を有しており、公益信託のガバナンスを確保する上で重要な役割を果たす機関である。他方、信託管理人に期待される具体的な役割は、公益事務の内容や受託者の能力等により大きく変わってくる。

例えば、

- ・ 受託者においてガバナンスが十分に確保されていると考えられる場合は、信託管理人は、信託行為の変更など重要な意思決定に同意するほか、特段の問題がある場合を除き、事業計画及び収支予算書の確認、計算書類や公益信託事務の処理状況について（年に1度）確認することで問題ないことも想定される。
- ・ 受託者のガバナンス等が十分ではない場合には、信託管理人が恒常的にモニタリングを行い、あるいは、受託者の意思決定（軽微なものを除く）について同意を得ることを必要とすることも想定される。

信託管理人の権限等については信託法に規定はあるが、具体的な職務内容については明らかではない。当該公益信託の公益信託事務や受託者の能力等に照らして、信託管理人に期待される役割は異なり、役割を果たすために必要な職務及び権限（例えば、信託事務の状況確認の頻度や同意を要する信託事務の範囲等）も異なる。このため、信託管理人の職務及び権限については、信託行為において明らかにされている必要があり（第1（A）条参照）、信託管理人の能力については、信託行為に定められた職務及び権限を踏まえつつ、公益信託が、全体としてガバナンスを確保し、公益事務を適切に実施することが確保されているかという観点から審査を行うこととする。

2. 各条項の説明

（1）適正な監督の仕組みについて （第1号）

「当該公益信託事務の内容」と「受託者の能力」を例示した上で、信託管理人が、適正な運営を監督するのに必要な「知識及び経験があること」を求めるものとしている。ここでいう「知識」や「経験」は必ずしも当該公益信託事務と同様のものである必要はなく、財産管理の経験や当該公益信託の公益事務と類似の公益目的事業を行う公益法人等での経験等も含めて検討される。この点は、信託管理人のなり手が不足している現状も踏まえつつ、適正な水準の確保が課題となる。なお、信託管理人も単独である必要はなく、共同の信託管理人を選任すること、等も考えられる。

公益法人その他ガバナンスの確保された法人がしっかりと監督することにより、受託者自身のガバナンスを補完して公益信託の適正な運営を確保することも想定される。

このほか、会計処理が複雑な事業が行われることが予定される場合には、公認会計士等が信託管理人となることが求められることも想定される。

(2) 監督事務継続可能性（第2号）

当該要件は、受託者の任務の存続可能性（第2条第2項第3号）の要請に対応したものであり、当該公益信託の適性を確保するため信託事務の存続期間において、安定的に監督できる仕組み（例えば、新しい信託管理人の選任方法等）の構築を要請している。委託者が存在しない公益信託では、信託管理人の選任の認可において審査が行われるとはいえ、受託者が新たな信託管理人の推薦をする状況にもなり得ることから、公益信託の存続期間にわたって、信託管理人が推薦される体制を検討しておく必要がある。例えば、単位弁護士会に推薦を求めることを定めていくことなども考えられる。

第六（E）条 （法人が事業活動を支配する法人等）【P】

（法人が事業活動を支配する法人等）【P】

第六（E）条 公益信託に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第六号の法人 **その他の団体** が事業活動を支配する法人として内閣府令で定めるものは、当該 **団体** が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（以下「子法人」という。）とする。

2 令第一条第六号の法人 **その他の団体** の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるものは、一の者が当該 **団体** の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人（次号において「被支配法人」という。）が意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関。次号において同じ。）における議決権の過半数を有する場合

二 当該被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ 支配法人等の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員

ロ 支配法人等によって当該構成員に選任された者

ハ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

1. 本条の概要

法第8条第5号は、公益信託認可の基準として、「受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、委託者、受託者、信託管理人その他の政令で定める公益信託の関係者に対し信託財産を用いて特別の利益を与えるものでないこと」と規定しており、委任された政令第1条において、類型的に特別の利益の供与を行う可能性が特に高い対象者として、具体的な公益信託の関係者を規定している。

同令第1条第6号において、特別の利益の供与を禁止する者として、委託者又は受託者が事業活動を支配する法人、委託者又は受託者の事業活動を支配する者（自然人を含む。）を規定している。これらの者は、その支配関係を基礎として、特に利益誘導するおそれが高いことから、一定の範囲の者への特別の利益の供与を禁止しているが、その具体的な範囲について、公益法人認定法第1条を参考に、本条で定めることとする。

2. 各条項の説明

(1) 第1項について

本項では、委託者又は受託者である法人が事業活動を支配する法人として、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法

人（以下「子法人」という。）を規定する。子法人については、類型的に利益誘導をしやすい者であると考えられることから、規定を置くものである。

(2) 第2項について

第1項においては、委託者又は受託者の子法人を規定しており、支配・被支配関係の制限を設けることとした趣旨からは、子法人と同様に規制を設ける必要があることから、本項においては委託者又は受託者の親法人等を規定することとする。なお、「支配する者」には法人だけでなく個人も想定される。

(3) 第3項について

本項は、第1項及び第2項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」の具体的な要件について、規定するものである。この場合、直接議決権の過半数を保有する者（第1号）のほか、当該被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する役員若しくは評議員又は職員等の数の割合が過半数を超える場合（第2号イ～ハ）も含まれることとする。

第七（E）条 （会員に類するもの）

（会員に類するもの）

第七（E）条 令第二条第二号の会員又はこれに類するもの（以下この条において「会員等」という。）として内閣府令で定める者は、特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡若しくは貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者とする。

1. 本条の概要

法8条第6号は、公益信託認可の基準として、「受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、信託財産を用いて寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること」と規定しており、政令第2条において、「特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うもの」として特別の利益の供与が禁止されるものの範囲を定めている。

同令第2条第2号においては、特別の利益の供与が禁止される対象として、団体の構成員や会員等を対象に共益的な活動を主として行う団体について規定しているが、「社員その他の構成員又は会員若しくはこれに類するもの」は多様なものが含まれ得るため、本条において、公益法人認定法施行規則第2条を参考に、具体的な事例を規定することとしている。

2. 各条項の説明

特別の利益の供与を禁止する「社員その他の構成員又は会員若しくはこれに類するもの」とは、典型的には会員であるが、特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡若しくは貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者も含まれうる。なお、会員等として会員以外のものは、「会員」という呼称を使用しないメンバー、構成員、組織員などが考えられる。

第八（G）条 （公益信託報酬の支払基準）

（公益信託報酬の支払基準）

第八（G）条 法第八条第十一号に規定する公益信託報酬の支払基準においては、公益信託報酬の額又は算定方法並びに支払の方法及び形態並びに公益信託報酬に含まれることになる費用に関する事項を定めるものとする。

1. 本条の概要

本条は、法第8条第11号に規定する公益信託報酬の支払基準において、具体的に定める事項について規定するものである。

受託者は、信託事務を処理するために必要な費用の償還等を受けることができる（信託法第50条）ことに加え、信託行為に信託報酬を受けることができる旨の記載がある場合には信託報酬を受けることができる。この場合において、受託者は、信託事務を処理するために要した費用について、償還等を受けることなく、信託報酬の中から支出することは可能であり、これまでの信託実務においては、受託者が公益信託事務を処理するために要した人件費、物件費、光熱費等の多くは信託報酬の中から充当されてきた。このため、公益信託報酬を検討するに当たっては、公益信託報酬と「信託事務を処理するために必要な費用」の関係に留意する必要がある。

公益信託報酬の支払基準においては、その額又は計算方法並びに支払の時期及び方法並びに公益信託報酬に含まれることになる費用に関する事項を定めることとし、これらは信託行為においても規定されることが想定される。

公益信託における信託報酬は、当事者が契約で合意する事項（信託法第54条第1項の規定により、定めがない場合は信託の引受が業にあたり商法第512条の規定の適用がある場合のほかは報酬支払を請求できない。）であるが、公益信託において、その透明性を確保するために、どこまで支払基準や内容を定めることを求めるか、対外的に開示することが要請されるかが問題となる。

公益信託報酬には、様々な費用が含まれうるところ、第二十四（L+7）条の公益事務割合の考え方とおり、受託者が、公益事務を実施するために役務を提供した場合はその人件費、資産（例：減価償却資産、事務所など）を使用し（させ）た場合の費用及び公益信託報酬については、その旨を（契約上で）説明させた上で、事業費として計上することとする（公益信託報酬という名目の費用は、公益事務実施費用額として計上することは想定しない制度としている。）。

このような考え方で、実質が事業費に相当する費用を信託報酬には含めないというルールとした上で、公益事務割合を充足した信託報酬や費用についてのどの程度の事項を信託行為で定めることを求めるか、また、開示を求めるかについては、ガイドラインにて規定することとする。

2. 各条項の説明

一般的に信託銀行等が受託者となる私益信託の信託報酬については、これまで、①毎信託事務年度末の信託財産残高又は各月末における信託財産の平均残高に一定の報酬率をかけて算出する方法、②信託行為に予め定められた定額を収受する方法等があり、旧制度の公益信託においては、多くの公益信託において、①の方法で信託報酬を計算していたところである。

新しい公益信託においても、同様の方法で信託報酬が算定されることが想定されるほか、公益事務が多様化し、受託者の範囲が拡大することにより、例えば、公益法人の実務等も参考とし、③寄附実施額（助成実施額）に一定の料率をかけて算出する方法等も想定される。信託財産に一定の率を掛けて信託報酬を算定する方式は、（寄附等により）信託財産を増やす（公益事務のために財産を使わない）インセンティブや、信託財産が一定以上減少した場合には速やかに費消しようとする（公益事務を無理に増やす）インセンティブを持つ恐れがあるとの指摘もあり得るところ、信託行為や公益事務の内容に応じて、信託報酬の決め方を分けて考えることも検討される。

公益法人の役員報酬は、役員の所得となる役員報酬と業務遂行に必要な費用は、（これまでの税務上の取扱いなどから）社会通念に照らして区別できるのに対し、公益信託報酬についてはどこまでが公益事務に要する「費用」として支出されるか、どの範囲が公益信託報酬として支出されるかは、明確に区別し難いことが想定される。特に、事業型の公益信託において、役務（人件費相当額の負担）を提供する場合や、固有財産として保有する資産を使用させる場合などに、公益信託報酬の範囲が大きく問題となり得る。また、費用の範囲を厳格に区分することが受託者に過度な負担を強いることになる場合や、費用の内訳は営業上の秘密に該当する場合があることなども考慮することが適切である。

以上を踏まえ、「公益信託報酬」の範囲に一定の幅があることを前提に、公益信託報酬は、管理費として計上されることを制度上明確にし、公益事務を実施するための費用として人件費相当額等を計上する場合には、その内容等を示すこと求めるものとするを第24条において、規定している。なお、公益事務割合の基準を満たし、かつ、不当に高額ではない公益信託報酬の範囲にとどまる場合には、具体的な金額（内訳）の説明までは不要であり、例えば、「公益事務の遂行のために通常要する人件費、消耗品その他の費用については、公益信託報酬から支出する」という程度**の記載**で可とする。

支払基準については、受託者と信託管理人に関する報酬それぞれの支払基準を明らかにするものであることが求められる。なお、公益法人と同様に、受託者又は信託管理人の報酬を予定していない場合には、信託行為においては、任意の規定となるが、支払基準としてはその旨を開示することが想定される。また、共同受託者がいる場合に、公益信託報酬の総額に加えて、**受託者間の報酬の配分に係る基準をどこまで明らかにすることを要するかについては、各種商慣行を踏まえつつ、引き続き検討をする。**

支払の方法とは、支払の時期（例えば、「〇月末に1年分を」、「毎月末」）や支払の手段

（例えば「信託財産から支弁する（受託者の口座に振り込む）」）を指す。支払の形態は、現金・現物の別等を指すものである。

○ 参照条文（信託法）

（受託者の信託報酬）

第五十四条 受託者は、信託の引受けについて商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百十二条の規定の適用がある場合のほか、信託行為に受託者が信託財産から信託報酬（信託事務の処理の対価として受託者の受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託報酬を受けることができる。

2 前項の場合には、信託報酬の額は、信託行為に信託報酬の額又は算定方法に関する定めがあるときはその定めるところにより、その定めがないときは相当の額とする。

3 前項の定めがないときは、受託者は、信託財産から信託報酬を受けるには、受益者に対し、信託報酬の額及びその算定の根拠を通知しなければならない。

4 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条（第六項及び第七項を除く。）、第五十一条並びに第五十二条並びに民法第六百四十八条第二項及び第三項並びに第六百四十八条の二の規定は、受託者の信託報酬について準用する。

○ 参照条文（公益法人認定法施行規則）

（報酬等の支給の基準に定める事項）

第三条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下「法」という。）第五条第十三号に規定する理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

○ 参照条文（投資信託及び投資法人に関する法律）

（投資信託契約の締結）

第四条 金融商品取引業者は、投資信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託約款（以下この章において「投資信託約款」という。）の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 投資信託約款においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～十 （略）

十一 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項

十二～十八 （略）

3 前項第十号の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。

4 第二項各号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。

第九（H）条 （他の団体の意思決定に関与することができる財産）【P】

（他の団体の意思決定に関与することができる財産）

第九（H）条 法第八条第十二号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

- 一 株式
- 二 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利
- 三 合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権（公益社団法人に係るものを除く。）
- 四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利（当該公益法人が単独で又はその持分以上の業務を執行する組合員であるものを除く。）
- 五 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利（当該公益法人が単独の又はその事務の相当の部分进行处理する受託者であるものを除く。）
- 六 外国の法令に基づく財産であって、前各号に掲げる財産に類するもの

1. 本条の概要

法第8条第12号は、公益信託認可の基準として、「その信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産が属しないものであること」と規定している。

公益信託の信託財産とされた株式等の保有を通じて、他の営利法人等の事業活動を実質的に支配されることとなれば、公益信託事務としての活動が、その実態として営利法人と同様のものとなりかねず、本来、公益事務のみを行うものとされている公益信託の規律を潜脱することにつながるものと考えられることから、同号は信託財産に他の団体の意思決定に関与できる株式等の財産がないことを規定している。

本条では、法第8条第12号の委任に基づき「他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産」として株式等具体的な財産について、定めるものである。

第十（I）条 （警察庁長官等からの意見聴取）

第十（I）条 行政庁は、法第十条第三号（法第十二条第六項、第二十二條第七項及び附則第十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により警察庁長官等の意見を聴こうとするときは、あらかじめ、当該意見聴取に係る法人について法第九条各号に該当するか否かの調査（法第十条第一号及び第二号の規定による意見聴取を含む。）を行うものとする。

2 行政庁は、前項の調査の結果、当該公益信託について法第九条第二号ニ又は第六号に該当する疑いがあると認める場合にあっては、その理由を付して警察庁長官等の意見を聴くものとする。

1. 本条の概要

本条は、法第10条第3号に基づく行政庁の警察庁長官への義務的意見聴取について、事務負担の軽減等の観点からその方法を定めるものである。

2. 各条項の説明

第1項は、公益信託認可の申請等があった場合は、あらかじめ行政庁において欠格事由の該当性について調査（許認可等行政機関及び国税庁長官等への意見聴取を含む。）の上、この調査が終了した案件についてのみ警察庁長官等に対する意見聴取を行うものとすることを規定している。

第2項は、行政庁が警察庁長官等へ意見聴取をする際、受託者のうちに暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が含まれる又は暴力団員等がその公益信託事務を支配するものである疑いがある場合には、その理由を付して意見聴取を行うものとすることを規定している。

第十一（J）条 （軽微な変更）

（軽微な変更）

第十一（J）条 法第十二条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 公益信託の名称の変更
- 二 受託者及び信託管理人の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更（受託者である法人が合併又は分割した場合に係る変更を除く。）
- 三 行政庁が内閣総理大臣である公益信託の公益事務を行う都道府県の区域の変更であって、当該変更後の公益事務を行う区域が二以上の都道府県の区域内であるもの
- 四 行政庁が都道府県知事である公益信託の公益事務を行う市町村の区域の変であって、当該変更後の公益事務を行う区域が同一の都道府県の区域内であるもの
- 五 前四号のほか信託行為において定めた事項の変更（法第四条第二項各号に掲げるものを除く。）
- 六 法第七条第二項各号に掲げる事項の変更であって、当該変更後も引き続き公益信託認可の基準に適合することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの

1. 本条の概要

法第12条第1項の規定により、第7条第2項に掲げる事項の内容が、公益信託認可の基準を充足しなくなる事態を防止するため、公益信託に係る信託の変更及び新受託者（新信託管理人）の選任を含めて第7条第2項各号に掲げた認可事項に係る事項の変更にはあらかじめ、行政庁による変更の認可を受けることを要することとしている。

しかしながら、公益信託が一定期間継続することが想定される中で、社会事情や公益信託の関係者の変化が生じることがあり、全ての変更について変更認可が必要となると、機動的な公益信託の運営に支障を及ぼすこととなることから、届出事項として行政の事後監督に委ねる部分を法第12条第1項の委任に基づき、本条において、規定するものである。

ここでいう軽微性、行政における変更認可を行う必要性の観点から判断される基準であり、公益信託の関係者の主観的事実等における重要性を示すものではないことには留意する必要がある。

(1) 公益信託の名称の変更（第1号）

公益信託の名称については、法第4条第2項第1号の規定により、「公益信託」という文字を用いるものに限定され、信託行為や認可申請時の申請書への記載事項とされている。公益信託の名称が変更されることはあまり頻繁に起こるものではないと考えられるところ、例えば 委託者の地位の承継や公益事務の内容の変更により、名称の変更が行われることはあり得る。

名称は、その公益信託の委託者や公益事務の内容を端的に表すものとして重要な役割を果たすものであり、委託者の考え等に応じて名称の変更について信託行為に特別の手続を定めることなどは想定されるが、一旦、必要な手続きを経て名称変更を行うとした場合には、公序良俗等に反しない限り、行政庁が指導する性質のものではなく、行政庁による変更認可の審査を要する事項とは言い難いと考えられる。

(2) 受託者及び信託管理人の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更（第2号）

受託者及び信託管理人の氏名又は住所（法人その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）は申請書記載事項であるが、婚姻や改姓に伴う氏名の変更や引っ越しによる住所の変更等については、形式的な事項であり、公益信託の公益性等の判断に影響を及ぼすものではないことから、軽微な変更とする。ただし、受託者が法人であり、合併又は分割により名称等が変更になる場合においては、合併又は分割後の法人が引き続き認可基準に該当するかを行政庁において審査する必要があることから形式的な変更事項とは言えず、軽微な変更から除くこととしている。

なお、受託者の氏名、住所等については、信託行為において定めることとされており、この限りにおいて、信託行為の変更についても届出事項となる。

(3) 行政庁が内閣総理大臣の場合における公益事務の区域の変更（第3号）

行政庁が内閣総理大臣の場合における公益事務の区域の変更であって、変更後も二以上の都道府県の区域内で公益事務を行う場合には、行政庁の変更が伴わないため、軽微な変更として届出事項とする。なお、公益事務の区域については、信託行為に規定することとしており、その限りにおいて信託行為の変更についても届出事項となる。

(4) 行政庁が都道府県知事の場合における公益事務の区域の変更（第4号）

行政庁が都道府県知事の場合における公益事務を行う市長村の区域の変更であって、変更後も同一の都道府県である場合には、行政庁の変更が伴わないため、軽微な変更として届出事項とする。なお、公益事務の区域については、信託行為に規定することとしており、その限りにおいて信託行為の変更についても届出事項となる。

(5) その他信託行為において定めた事項の変更（法第4条第2項各号に掲げるものを除く。）（第5号）

法第7条第2項各号に定めた申請書記載事項には、第1の1において説明の通り、信託契約書等が含まれると整理されており、法第4条第2項に掲げる必要的記載事項のほか、委託者と受託者の間で任意に規定した事項も含め、記載事項の変更をする場合には、変更認可が必要となる。しかしながら、全ての変更について認可が必要とするのは迂遠である

ことから、ここでは、法第4条第2項各号に掲げるものを除く信託行為において定めた事項（任意的記載事項）の変更については、軽微な変更とし、行政庁への届出とする。

(6) 法第7条第2項各号に掲げる事項の変更であって、当該変更後も引き続き公益信託認可の基準に適合することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの（第6号）

公益信託の申請書記載事項の変更については、公益性の判断等において重要な事項であるため、原則変更には認可が必要であると考えられるが、全ての変更について認可が必要となると、機動的な公益信託の運営に支障を及ぼすこととなることから一部例外を設けることとする。

そこで、本号では、これらの事項の変更のうち、当該変更後も引き続き公益信託認可の基準に適合することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるものは軽微な変更とする旨規定することとする。

具体的には、公益法人認定法と同様に、告示においてガイドラインで定める各公益事務の区分ごとの事務の特性、内容等に照らして、変更後の事務が引き続き公益事務に該当することが明らかである場合等を規定することが想定される。

第十二（Ｋ）条 （公益信託の変更の申請）

（公益信託の変更の認可の申請）

第十二（Ｋ）条 法第十二条第一項の規定の変更の認可を受けようとする受託者は、公益信託に係る信託の変更（法第七条第二項各号に掲げる事項の変更を含む。以下同じ。）にあつては様式第三号、新受託者又は新信託管理人の選任にあつては様式第三号の二により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法第七条第三項各号に掲げる書類のうち、信託の変更に係るもの又は新受託者若しくは新信託管理人の選任に係るもの及び次に掲げる書類（公益信託に係る信託の変更にあつては第二号を除く。）を添付しなければならない。

一 当該信託の変更又は当該選任（新信託管理人の選任にあつては、他の信託管理人が現に存する場合に限る。）に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があつたことを証する書面

二 新受託者又は新信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類

三 前二号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

3 法第十二条第一項の変更の認可を受けた公益信託の受託者は、遅滞なく変更後の信託行為の内容を証する書面（当該変更の認可に伴い変更がある場合に限る。）を行政庁に提出しなければならない。

1. 本条の概要

本条は、法第12条第1項に規定する公益信託に係る信託の変更又は新受託者若しくは新信託管理人の選任の認可を行う場合において、同項の委任に基づき、その手続き及び具体的な添付書類等について規定するものである。

2. 各条項の説明

(1) 第1項について

本項は、公益信託の変更等の認可の申請をしようとする受託者は、変更等の区分に応じ、様式第三号又は様式第三号の二により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない旨を規定するものである。信託の変更の認可と受託者又は信託管理人の選任の認可には、申請書に別の事項が規定されることが想定されることから、様式については分けて規定することとする。

(2) 第2項について

ア 信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があつたことを証する書面（第1号）

本号では、信託の変更又は新受託者若しくは新信託管理人の選任において、信託内部の変更プロセスとして、信託法の規定又は信託行為の定めに基づく関係者の合意があることを証する書面を求めるものである。公益信託の変更にあたっては、信託行為に定めがあればその方法により、定めがなければ原則委託者、受託者、信託管理人の合意に

より変更が行われるものと考えられる。行政庁においても、これらの規定に基づき合意があったことを確認するため、これを証する書面を求めることとしている。

イ 新受託者又は新信託管理人の就任承諾書（第2号）

新受託者又は新信託管理人の選任の認可後にこれらの者が就任することが確約されていない状況で認可をすることは、公益信託の適正な運営にも支障をきたすこととなることから、本号では就任承諾書を提出書類として規定する。

ウ その他行政庁が認める書類（第3号）

第2条第3項第9号の解説参照

(3) 第3項について

本項は、公益信託の変更認可又は新受託者若しくは新信託管理人の選任の認可を受けた受託者は、変更後の信託行為を遅滞なく行政庁に提出する旨規定するものである。行政庁は、常に最新の信託行為を公表する必要がある、変更認可申請の時点では、信託行為の内容を証する書面の変更案が添付されることが想定されることから、変更後の信託行為の内容を証する書面の提出を受ける必要があると考えられる。

なお、当該変更によって信託行為の内容に変更が生じない場合は届出をする必要がないことから、除いている。

第十三（K+1）条 （公益信託関係事務の引継ぎ）

（公益信託関係事務の引継ぎ）

第十三（K+1）条 法第十三条第二項の規定による事務の引継ぎは、行政庁の変更を伴う変更の認可を受けた公益信託に係る法の規定に基づく事務（以下「公益信託関係事務」という。）について行うものとする。

2 行政庁（次項において「変更後の行政庁」という。）は、行政庁の変更を伴う変更の認可の申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を変更前の行政庁（法第二十二條第四項の認可（新規信託分割に係るものを除く。以下この項において同じ。）に際して、行政庁の変更を伴う変更の認可の申請に対する処分をした場合において、同項の認可前の各公益信託（信託の併合にあっては従前の各公益信託をいい、吸収信託分割にあっては分割信託（信託法第百五十五條第一項第六号に規定する分割信託をいう。）及び承継信託（同号に規定する承継信託をいう。）をいう。）を所管する行政庁がそれぞれ異なるときは、それぞれの公益信託を所管する行政庁。次項において同じ。）に通知するものとする。

3 前二項の規定により、変更の認可をした旨の通知を受けた変更前の行政庁は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 公益信託関係事務に関する帳簿及び書類（電磁的記録を含む。）を変更後の行政庁に引き継ぐこと。
- 二 その他変更後の行政庁が必要と認める事項

1. 本条の概要

本条は、行政庁の変更を伴う変更の認可が行われた場合の、変更前の行政庁と変更後の行政庁の事務の引継ぎ方法について、法第13条の委任に基づき定めている。

2. 各条項の説明

（1）第1項について

本項は、引継ぎの対象となる事務を、変更の認可を受けた公益信託に係る公益信託法の規定に基づく事務として明確にしたものである。

（2）第2項について

本項は、円滑な事務引継ぎを担保するために、変更認可をした行政庁から、変更前に当該公益信託を所管していた行政庁に対して変更認可の事実を遅滞なく通知することを規定するものである。

例えば、法第22条第1項に規定する信託の併合によって設定される新たな公益信託の行政庁が変更となる場合、法第22条第1項の認可と新しい行政庁において法第22条第1項の認可と法第12条の変更の認可が理論上は、同時に起こっているものと整理している（受託者が実際に申請するのは、法第22条第1項の認可のみである。）。そのため、本

条第2項において、その際には併合前の公益信託のいずれもが、併合後の行政庁と異なる場合について、変更後の行政庁が変更前のそれぞれの行政庁に対して通知をする旨を定めている。この点は吸収信託分割にも共通するが、新規信託分割については当てはまらない。

○参照条文（公益法人認定法施行規則）

（公益法人関係事務の引継ぎ）

第十条 法第十二条第二項（法第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による事務の引継ぎは、行政庁の変更を伴う変更の認定（法第二十五条第四項において準用する場合にあつては、認可。以下この条において同じ。）を受けた公益法人に係る法の規定に基づく事務（以下「公益法人関係事務」という。）について行うものとする。

2 行政庁（次項において「変更後の行政庁」という。）は、行政庁の変更を伴う変更の認定の申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を変更前の行政庁（法第二十五条第四項において準用する場合であつて、合併により消滅する公益法人が二以上ある場合にあつては、それぞれの公益法人を所管する行政庁。以下この条において同じ。）に通知するものとする。

3 前項の規定により、変更の認定をした旨の通知を受けた変更前の行政庁は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 公益法人関係事務に関する帳簿及び書類（電磁的記録を含む。）を変更後の行政庁に引き継ぐこと。

二 その他変更後の行政庁が必要と認める事項

第十四（K+2）条 （公益信託の変更の届出等）

（公益信託の変更の届出等）

第十四（K+2）条 法第十四条第一項の規定による届出をしようとする受託者は、同法第十二条第一項ただし書に規定する信託の変更にあつては様式第四号により、同項ただし書に規定する新受託者又は新信託管理人の選任にあつては様式第四号の二により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、法第七条第三項各号に掲げる書類のうち、信託の変更又は選任に係るもの次に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 信託法第百五十条第一項の規定による信託の変更 その変更を証する書面
- 二 法第三十条第一項若しくは信託法第一百七十三条第一項の規定による新受託者の選任又は同法第六十二条第四項（第二百二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による新受託者若しくは新信託管理人の選任 その選任を証する書面
- 三 第十一条各号に掲げる軽微な信託の変更 当該信託の変更に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があったことを証する書面

1. 本条の概要

本条は、法第12条第1項ただし書に規定する裁判所の命令による信託の変更や規則第11条に規定する軽微な変更、裁判所による新受託者又は新信託管理人の選任が行われた場合における行政庁への届出手続き及び添付書類について規定するものである。

2. 各条項の説明

(1) 第1項について

本項は、公益信託の変更等の届出をしようとする受託者は、変更等の区分に応じて、様式第四号又は様式第四号の二により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない旨を規定するものである。信託の変更の認可と受託者又は信託管理人の選任の認可には、届出書に別の事項が規定されることが想定されることから、様式については分けて規定することとする。届出書には、変更等の対象（前後）や理由の記載を求めることとする。

(2) 第2項について

ア 裁判所による信託の変更を証する書面（第1号）

本号では、信託法第150条第1項に規定する特別の事情による信託の変更の裁判があった場合にその変更を証する書面を添付書類として提出することを求める。具体的には、裁判所が作成する信託の変更を命じる書面等がこれに当たるものと考えられる。

イ 裁判所による新受託者又は新信託管理人の選任を証する書面（第2号）

本号では、法第30条第1項若しくは信託法第173条第1項の規定による新受託

者の選任又は同法第62条第4項（同法第129条第1項において準用する場合を含む。）の規定による新受託者若しくは新信託管理人の選任があった場合に、その選任を証する書面を求めることとする。具体的には、裁判所が作成する選任に関する書面等がこれに当たるものと考えられる。

ウ 信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があったことを証する書面（第3号）

本号では、信託の変更又は新受託者若しくは新信託管理人の選任において、信託内部の変更プロセスとして、信託法の規定又は信託行為の定めに基づく関係者の合意があることを証する書面を求めるものである。公益信託の変更にあたっては、信託行為に定めがあればその方法により、定めがなければ原則委託者、受託者、信託管理人の合意により変更が行われるものと考えられる。行政庁においても、これらの規定に基づき合意があったことを確認するため、これを証する書面を求めることとしている。

当該書類は、受託者の独断による申請等を防止し、信託法又は信託行為に定められた信託関係者の意思の尊重・利益の保護を確保する観点からも必要である。

第十五（K＋3）条 （受託者の辞任の届出等）

（受託者の辞任の届出等）

第十五（K＋3）条 法第十五条第一項の規定による届出をしようとする公益信託の受託者は、様式第五号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

1. 本条の概要

本条は、法第15条第1項に規定する受託者又は信託管理人の辞任又は解任があった場合における行政庁への届出手続き及び添付書類について規定するものである。

2. 各条項の説明

本条は、公益信託の受託者等の辞任等の届出をしようとする受託者は、様式第五号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない旨を規定するものである。届出書には、辞任や解任の理由についての記載を求めることとする。

なお、辞任又は解任の届出時には、信託行為の変更等は生じていないと考えられることから、添付書類に関する規定は置いていない。別途、法第12条第1項の規定に基づく新受託者又は新信託管理人の選任の申請が行われることが想定される。

第十六条（L—1）条

第十六条（L—1）条 この節及び次節の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる公益信託の会計の慣行をしん酌しなければならない。

1. 本条の概要

法第16条及び第17条に定める公益信託の財務規律について定める規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる公益信託の会計の慣行をしん酌しなければならないことを定めている。

なお、公益信託については、公益法人会計基準のように会計処理についての基準を定めるまでには至らないことから、会計の慣行をしん酌しなければならないとしている。

○参照条文（公益法人認定法規則）

第十四条 この節、次節及び第四章の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行をしん酌しなければならない。

【公益信託における財務規律について】

1 基本的な考え方

新公益信託法においては、公益法人認定法の財務規律の規定（中期的収支均衡、公益目的事業比率、使途不特定財産額の保有制限）と整合的な形で、中期的収支均衡（第16条第1項）、公益事務割合（同条第2項）、使途不特定財産額の保有制限（第17条）の財務規律が設けられている。

公益信託は、公益事務を行うことのみを目的とする信託（第2条第1項第1号）であり、公益法人制度とは異なり、

- ① 公益事務以外の事務（公益法人の収益事業等に相当）に係る費用が発生することを想定していない（ただし、公益事務に関する管理事務に係る費用が生じることは想定している（第8条第9号・第16条第2項）。こと、
- ② 法律上、区分経理（公益法人認定法第19条）が求められていないこと、
- ③ 信託財産は、（管理事務を除き）全て公益事務に使用し・処分されることを想定しており、公益信託認可の取消しの場合は、その財産の全てが類似の公益信託等に帰属することとされていること（このため、公益目的事業財産に相当する規定（公益法人認定法第18条）は存在しない。）、
- ④ 公益信託の信託財産の範囲については信託法第16条以下の規律が適用される等の差異がある。

これに伴い、財務規律においても法律上、公益法人とは異なる規定も置かれている。公益事務に関する管理事務を含む概念である「公益信託事務」について①中期的収支均衡が

求められ、②公益充実資金の目的となり、③使途不特定財産の上限額の算定に用いられるとともに、控除対象財産が定義されている。これは、公益法人の場合に法人運営のための活動を含まない「公益目的事業」について求められていることと異なっている。法律上、公益事務のみを目的とする公益信託は、信託の管理に必要な事務も広い意味で公益目的であるところ、公益事務割合のように、公益事務と管理事務を区別する理由がある場合を除いて、信託の管理のための費用を含んだ概念を用いて財務規律を適用することについて、法律で整理されたものといえる。

また、公益事務に係る割合については、公益法人の場合、公益目的事業比率が50%以上であることが法律上規定されているのに対し、公益信託の場合は内閣府令に委ねられている。これは、公益法人の場合は、公益目的事業を行うことが「主たる目的」とされていることを踏まえ、また、収益事業等を含め多種多様な事業活動を行う法人がある中、国民意識にも照らし基準を明確に示す観点から、法律において定められたものと考えられる。公益信託の場合は、収益事業等を行うことはできないものの、税制上の優遇措置を含む社会的サポートを受けて設定される公益信託において、公益事務の規模・内容に照らして管理費が過大となることは適切ではない。一方、その具体的な割合については、社会経済の状況、公益信託の実務その他の事情を勘案して、公益認定等委員会の審議を含む検討を経て決定することが適切であるとの考えの下、内閣府令に委任されたものと考えられる。

2 公益信託と公益法人における各財務規律の主な差異

	公益信託	公益法人
中期的 収支均衡	収支均衡における費用額は一般純資産に係る経常費用の額（信託の管理のための費用も含まれる。）となる。	収支均衡における費用額は一般純資産に係る <u>公益目的事業に係る</u> 経常費用の額となる。
公益充 実資金	その積立てを費用額に算入できる公益充実資金は、 <u>公益信託事務に係る将来の特定の事務の処理</u> （信託の管理のための事務も含まれる。）又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良に係る費用等の支出に充てるために必要な資金	その積立てを費用額に算入できる公益充実資金は、 <u>公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施</u> 又は将来の特定の公益目的保有財産の取得若しくは改良に係る費用等の支出に充てるために必要な資金
公益事務 割合／ 公益目的 事業比率	・事業費／（事業費＋管理費）で算定し、その比率が 70%以上となることを求める。 ・公益充実資金の積立て（資産の取得の	・公益目的事業費／（公益目的事業費＋収益事業等の費用＋法人運営のための費用）で算定し、その比率が 50%以上となることを求める。 ・公益充実資金の積立て（資産の取得の

	ためのものを除く。)は事業費に加算する。この場合、当該積立てに信託の管理に係る費用が含まれていても事業費に加算されることとなる。	ためのものを除く。)は公益目的事業費に加算する。
使途不特定財産	保有上限額は<u>事業費＋管理費</u>を基礎として算定する。	保有上限額は<u>公益目的事業費</u>を基礎として算定する。
控除対象財産	・公益目的保有財産 継続して<u>公益信託事務</u>の実施に供する<u>信託財産</u>（信託の管理のために供される信託財産も含まれる。） ・公益充実資金 ・指定寄附資金	・公益目的保有財産 継続して<u>公益目的事業</u>の用に供する<u>公益目的事業財産</u> ・法人活動保有財産 ・公益充実資金 ・資産取得資金 ・特定費用準備資金 ・指定寄附資金
予備財産	公益信託事務継続予備財産 信託財産のうち、災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても<u>公益信託事務</u>を継続的に行うために必要な財産（信託の管理のための財産も含まれる。）	公益目的事業継続予備財産 <u>公益目的事業財産</u>のうち、災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても<u>公益目的事業</u>を継続的に行うために必要な財産

第十七（L）条 （中期的収支均衡に関する規律）

（中期的収支均衡に関する規律）

第十七（L）条 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める期間（以下「中期均衡期間」という。）は五年間とし、同項の規定により公益信託の受託者が公益信託事務を処理するに当たって当該期間に図られるようにしなければならない収支の均衡（以下「中期的収支均衡」という。）については、この款に定めるところによる。

1. 本条の概要

公益法人制度における中期的収支均衡の規定にならい、公益信託事務の処理に当たって5年間で収支の均衡を図ること及びその具体的な算定方法をこの款で定めることを規定している。なお、特定資産公益信託については、法第8条及び第16条第1項の規定により、財務規律の適用を受けない⁶。

2. 内容

(1) 公益信託における「中期的収支均衡」の考え方

公益信託の信託財産について、それが死蔵されることなく、公益目的に活用されることを担保する観点から、公益信託事務のフローに着目して公益法人認定法第5条第6号及び第14条に整合的な規律を設けている。公益法人と異なり公益信託では、収益事業等を行うことはできないため、収益事業等からの収益の50%を公益目的事業の収入に繰入れる規定等は存在せず、また収支均衡の対象についても、公益事務の収支ではなく公益信託事務の収支とされている。一方で中期的収支均衡の基本的な考え方について公益法人と異なるものとする必要はないことからすると、次のとおり考えることができる。

- ① 中期均衡期間（5年）における公益充実資金による調整、過去の赤字繰入れ等については、基本的に公益法人制度と同一の考え方によることが相当である。
- ② 委託者や寄附者等資金提供者による使途の指定に従って使用される資源については、受託者の意思によって自由に処分することはできないものであり、中期的収支均衡の算定から外すとの考え方（公益法人では、純資産を使途の制約がある指定純資産と一般純資産とに区別し、指定純資産に係る収益及び費用は、中期的収支均衡の算定には含めない）によることが相当である。
- ③ すなわち、委託者や寄附者から使途を特定して信託や寄附を受け入れた場合に、これを中期均衡期間に支出しなければならないとすることは適切ではなく、信託財産の運用益（投資収益や株式の配当金等）や公益事務の対価収入などの一般純資産に係る収入について、中期的収支均衡の対象とするものである。使途不特定財産に係る規律（使途を定めて受け入れた財産であっても、継続的に公益事務の実施に供されて（第

⁶ なお、先述の通り、法律上、公益目的事業について中期的収支均衡が求められる公益法人に対し、公益信託においては、管理費を含む「公益信託事務」において中期的均衡が求められている。

36 (M+3) 条第3項第1号) おらず、定められた使途に充てるために保有している (第36 (M+3) 条第3項第3号) といえない財産は、使途不特定財産に該当し、保有に上限がある。) と併せて、公益信託の信託財産が死蔵されることなく、公益目的に活用されることが担保されることになる。

- ④ また、信託財産である不動産・株式等の売却益や売却損など臨時的な収益・費用により中期的収支均衡を判断することは適当ではないとの考え方により、受託者が作成する損益計算書の経常収益及び経常費用により算定することが相当である。

(2) 公益信託の収支均衡の算定方法の概要

収支均衡の算定については、**公益法人における**収益事業等に係る収益という概念がない (したがって、「特例算定方法 (認定規則第19条)」の仕組みがない) こと、収支均衡の対象や公益充実資金の対象が公益信託事務であることなどの違いを除き、公益法人における収支均衡と同様の算定方法としている。

すなわち、

- ① 毎年度、当該年度の収益・費用を比較して、「年度剰余額」又は「年度欠損額」を算定する。収益・費用の計算に当たり、公益充実資金 (第23 (L+6) 条) の積立ては費用に含まれる (第18 (L+1) 条第1項及び第2項)。
- ② 続いて、過年度の剰余額又は欠損額があればこれを通算して「暫定残存剰余額」又は「残存欠損額」を算定 (第18 (L+1) 条第3項及び第4項) する。
- ③ 暫定残存剰余額がある場合 (過年度の剰余額が残存する場合を含む) は、公益目的保有財産の取得等により、剰余額の解消を行う (第19 (L+2) 条)
- ④ ②及び③により、最終的な残存剰余額・残存欠損額を算定する (第20 (L+3) 条)。これらは、翌年度においては、過年度の剰余額又は欠損額 (②) として取り扱われる。
- ⑤ ④の算定により、中期均衡期間 (5年) 以上前の剰余額が0 **を超えないときは**、中期的収支均衡が図られていることとなる (第21 (L+4) 条)。
- ⑥ 併せて、公益信託の併合・分割の場合の取扱いについても規定を置く (第22 (L+5) 条)。

(3) 内閣府令で定める期間を5年間とする理由について

一定の期間 (中期均衡期間) については、公益法人認定法規則第15条の規定が、公益法人におけるコロナ禍での収入の落ち込みとその回復の経験から、収支の変動を平準化するために必要な期間を確保する観点や、企業の中期経営計画や独立行政法人における中期目標の期間等も踏まえて、5年間とするものとしていることも考慮し、同様に5年間としている。

第十八（L + 1）条 （年度剰余額等の算定）

（年度剰余額等の算定）

第十八（L + 1）条 公益信託の受託者は、毎信託事務年度の終了後、次項の規定により当該終了した信託事務年度（以下この款において「当該信託事務年度」という。）に生じた年度剰余額又は年度欠損額を、第三項又は第四項の規定により当該信託事務年度に係る暫定残存剰余額又は残存欠損額を、それぞれ算定するものとする。

2 当該信託事務年度に生じた年度剰余額は、第一号に掲げる額（以下この項において「収入額」という。）が第二号に掲げる額（以下この項において「費用額」という。）以上である場合において、収入額から費用額を控除した額とし、当該信託事務年度に生じた年度欠損額は、収入額が費用額を下回る場合において、費用額から収入額を控除した額とする。ただし、収入額が費用額を下回る場合において、年度欠損額を零とすることができる。

一 次に掲げる額の合計額

イ 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき経常収益（指定純資産に係るものを除く。）の額

ロ 当該信託事務年度の公益充実資金（第二十三（L + 6）条第一項に規定する公益充実資金をいう。以下この条において同じ。）の取崩額（取崩額の全部又は一部を第三十六（M + 3）条第三項第一号に掲げる財産（以下この条、次条、第二十三（L + 6）条及び第三十一（L + 14）条において「公益目的保有財産」という。）に係る資産の取得又は改良に充てた場合にあっては、当該公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良に充てた額を控除した額）

二 次に掲げる額の合計額

イ 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき経常費用（指定純資産に係るものを除く。）の額（公益充実資金の取崩しにより又は次条第一号に掲げる使途として取得又は改良した公益目的保有財産に係る減価償却費の額が含まれる場合には、当該減価償却費の額のうち、当該公益目的保有財産の取得又は改良に係る価額のうち当該取崩しの額又は当該使途に充てることにより解消額とした額に相当する部分の額を除く。）

ロ 当該信託事務年度の公益充実資金の積立額

3 当該信託事務年度において年度剰余額が生じた場合、当該信託事務年度に係る暫定残存剰余額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 過年度残存剰余額（当該信託事務年度の前信託事務年度における当該前信託事務年度以前の各信託事務年度に係る残存剰余額をいう。以下同じ。）の合計額が零以上の場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。） 当該年度剰余額

- 二 過年度残存欠損額（当該信託事務年度の前信託事務年度における当該前信託事務年度以前の各事業年度（当該信託事務年度の開始の日前四年以内に開始した信託事務年度に限る。）に係る残存欠損額をいう。以下同じ。）の合計額が当該年度剰余額以上の場合 零
- 三 前号に掲げる場合のほか、過年度残存欠損額の合計額が零を超える場合 当該年度剰余額から当該合計額を控除した額
- 4 当該信託事務年度において年度欠損額が生じた場合、当該信託事務年度に係る残存欠損額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 過年度残存欠損額の合計額が零以上の場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。） 当該年度欠損額
 - 二 過年度残存剰余額の合計額が当該年度欠損額以上の場合 零
 - 三 前号に掲げる場合のほか、過年度残存剰余額の合計額が零を超える場合 当該年度欠損額から当該合計額を控除した額

1. 本条の概要

本条は、公益信託の中期的収支均衡の判定を行う上で必要となる、当該信託事務年度に生じた公益信託事務の収支に係る剰余額・欠損額の算定方法等を規定するものである。

公益法人における中期的収支均衡が、公益目的事業における収支の均衡を比較するのに対し、公益信託においては管理運営費用額を含め公益信託事務全体の収入及び費用を比較することとなる。ただし、公益法人においても、収益事業等を行わない公益法人については、管理費のために必要な限度で公益目的事業の収益を管理費に充てることができる（認定規則第38条第1号）とされており、実質的な違いはない。

2. 各条項の説明

(1) 第1項について

毎信託事務年度の終了後、公益信託の受託者が算定すべき事項（年度剰余額又は年度欠損額、暫定残存剰余額（残存剰余額）及び残存欠損額）を規定する。

(2) 第2項について（年度収支の比較）

当該信託事務年度における、公益信託事務に係る「収入額」と「費用額」の比較を行い、収入額が費用額以上（黒字又は収支差ゼロ）の場合、収入額から費用額を控除した額を「年度剰余額」とし、収入額が費用額を下回る（赤字）の場合、費用額から収入額を控除した額を「年度欠損額」とする計算を行うこととする。年度欠損額については、受託者の判断でゼロとすることができる。

「収入額」は、次に掲げる額の合計額とする。

- イ 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき経常収益（指定純資産に係るものを除く。）の額…公益法人においては、寄附者等の資源提供者による資金使途制約の有無に

よって純資産を指定純資産及び一般純資産に区別することを義務付けている。一方で、公益信託においては、信託財産とされる財産について資源提供者による資金使途制約の有無があることに差異はないものの、公益信託は、公益事務を行うことのみを目的とするものとされており、委託者からの信託及び第三者からの寄附が事務の財源の太宗を占めると考えられるところ、それらの資源提供の使途制約が明確である場合等、必ずしも財源の指定有無を区別して表記する必要がないことも考えられる。そのため、内閣府令・法務省令において、純資産の区分を任意としている。純資産を区分しない場合の中期的収支均衡の規律については、収入額を当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき全ての経常収益を基礎として算定することとなる（費用額についても、同様。）。

- ロ 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額（公益目的保有財産の取得等に充てた額を控除した額）…法第16条により積み立てた資金（公益充実資金）について、これを現実にその目的とする事務の処理による費用計上や目的外のために取り崩した場合、収支均衡の計算上、その取崩額を収入とするもの（取崩額のうち、費用計上されない資産の取得等に充てた額は控除する。）。

「費用額」は、次に掲げる額の合計額とする。

- イ 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき経常費用（指定純資産に係るものを除く。）…公益目的保有財産に関し発生する費用が二重計上されないよう、公益充実資金の取崩し（積立て時に費用計上）又は剰余金の解消策（後述）により取得した公益目的保有財産に係る減価償却費が含まれる場合には、当該額を費用から控除する
- ロ 当該信託事務年度の公益充実資金の積立額…法第16条に基づき公益充実資金の積立額を費用とすることとしている

【「年度欠損額を零とすることができる」とする規定の趣旨】

欠損額を繰り越すことで、翌信託事務年度以降に剰余額が出た場合に通算し解消することができるが、継続して単信託事務年度で収支が均衡している公益信託（毎信託事務年度、一定額の寄附収入があり、その額だけ支出している公益信託等）などで、欠損額の繰り越しを望まない場合に、残存欠損額の計算・管理の負担を軽減できるよう当該規定を設けている。

【公益充実資金の取崩額のうち資産取得等に充てた額を「収入額」から除く趣旨】

発生主義に基づく損益計算を行う公益信託の会計において、資産の取得や改良への支出は費用として計上されないため、取崩額を一旦剰余額として認識した上で、公益目的保有財産の取得等によって当該剰余額を解消する（第19（L+2）条参照）という処理をすることとなり、煩雑であるため、収入額に一度加えることをせず、収入額に計上する公益充実資金の取崩額から除くこととしている。

【経常収益の額及び経常費用の額を損益計算書の一般純資産区分に限定する（指定純資産の区分を除く）趣旨】

委託者・寄附者の指定に従った支出内容を明確に表示する観点から、指定純資産区分において経常収益・経常費用を計上するとともに、中期的収支均衡の判定は、公益信託の受託者の判断で利用できる収益を基本に行うという考えの下、活動計算書の一般純資産区分における経常収益の額と経常費用の額とすることとしている。

なお、公益法人における収支均衡は、公益目的事業に係る経常収益・費用に限って判定されるところ、公益信託においては、公益信託の損益計算書における経常収益・費用（指定純資産に係るものを除く。）において判定されることとなる。

【参考】

	年度剰余額	年度欠損額
収入額＞費用額	あり（＋）	なし
収入額＝費用額	あり（０）	なし
収入額＜費用額	なし	あり（＋）

(3) 第３項について（年度剰余額がある場合の暫定残存剰余額及び残存欠損額の算定方法）

年度剰余額がある場合、過年度の残存欠損額があればまず通算を行い、通算後の額を「暫定残存剰余額」とする。暫定残存剰余額については、第１９（Ｌ＋２）条でその解消のための措置を講じることができ、その解消後の残額が当該事業年度における最終的な「残存剰余額」となって翌信託事務年度に繰り越される。この場合、当該信託事務年度に生じた赤字はないので、翌信託事務年度に繰り越す赤字（「残存欠損額」）は発生しない。

下記の①～③の場合に応じて当該事業年度の暫定残存剰余額を算定する。

- ① 過年度に通算可能な【欠損額がない（過年度の剰余額がプラス又は剰余額・欠損額の両方がゼロの）】場合は、年度剰余額をそのまま暫定残存剰余額とする。
- ② 過年度に通算可能な【年度剰余額を全て解消できるだけの欠損額がある】場合は、暫定残存剰余額はゼロとする。
- ③ 過年度に通算可能な【年度剰余額を一部解消できるだけの欠損額がある】場合は、通算しても残る額を暫定残存剰余額とする。

【参考】

	過年度残存剰余額	過年度残存欠損額	当該信託事務年度の 暫定残存剰余額
--	----------	----------	----------------------

①	+ / 0	0	+ (年度剰余額)
②	0	+	過年度残存欠損額 ≥ 年度剰余額
③			過年度残存欠損額 < 年 度剰余額
			+ (年度剰余額 - 過年度残 存欠損額)

(4) 第4項について（年度欠損額がある場合の残存剰余額及び残存欠損額の算定方法）

年度欠損額がある場合、過年度の残存剰余額があればまず解消するための通算を行い、通算後の額が「残存欠損額」として、翌信託事務年度に繰り越される。この場合、当該信託事務年度に生じた黒字はないので、翌信託事務年度に繰り越す黒字（「残存剰余額」）は発生しない。

下記の①～③の場合に応じて当該信託事務年度の残存欠損額を算定する。

- ① 【解消すべき剰余額がない（過年度残存欠損額がプラス又は0の）】場合は、年度欠損額を残存欠損額とする。
- ② 【年度欠損額と解消すべき剰余額が同額又は年度欠損額でその全てを解消できない剰余額がある】場合は、残存欠損額を0とする。
- ③ 【年度欠損額でその全てを解消できる剰余額がある】場合は、剰余額と通算後の年度欠損額の額を残存欠損額とする。

なお、過去の剰余額が通算後も残る（上記①）場合には、第L+2条で解消策を講じることができる。

【参考】

	過年度残存剰余額	過年度残存欠損額	当該信託事務年度の残存欠損額
①	0	+ / 0	+ (年度欠損額)
②	過年度残存剰余額 (+) ≥ 年度欠損額 (+)	0	0
③	過年度残存剰余額 (+) < 年度欠損額 (+)	0	+ (年度欠損額 - 過年度残存剰余額)

【過年度残存欠損額の通算期間を4年以内としている理由】

上記のとおり、公益信託の収支の規律における中期均衡期間を5年間としているところ、中期均衡期間における資金の活用については信託行為に基づき受託者の判断で行うとの考えから、当該信託事務年度（1年間）+過去4年間で計5年間となるよう規定している。

【参考】

x-4 年度	x-3 年度	x-2 年度	x-1 年度	x 年度	…
← 1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	…

第十九（L+2）条（残存剰余額の解消）

（残存剰余額の解消）

第十九（L+2）条 公益信託の受託者は、当該信託事務年度に係る暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額（当該信託事務年度において年度欠損額が生じた場合には、当該年度欠損額を過年度残存剰余額のうち最も古い信託事務年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる額を除く。以下この条及び次条において同じ。）で零を超えるものがある場合は、その全部又は一部を次の各号に掲げる用途に充てた場合は、当該各号に定める額を当該暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額の解消額とすることができる。

- 一 公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良 当該公益目的保有財産の取得価額又は改良に要した額の全部又は一部
- 二 公益信託の受託者が、災害その他の公益信託事務の処理が著しく困難となる事態として内閣総理大臣が定めるものにあつて、公益信託事務を処理するために必要な資金の不足（当該事態により資金の不足が生じた信託事務年度における欠損金を補うために不可欠なものとして行った借入れ（信託法第二十一条第二項に規定する信託財産責任負担債務とされるものに限る。）に係る元本の返済 その返済に充てた額
- 三 前各号に掲げるもののほか、当該公益信託の受託者が行う公益信託事務の内容その他の事情を勘案し、当該公益信託事務を処理するために必要不可欠であるとして行政庁の確認を得た事項 その事項に要した額

1. 本条の概要

暫定残存剰余額（当該信託事務年度の黒字）又は年度欠損額がある場合に、それと通算しても残った過年度残存剰余額（過去の未解消の黒字）について、翌信託事務年度以降における費用としての支出（経常費用）又は公益充実資金の積立て以外の方法による解消方法を規定するものである。

2. 各条項の説明

（1）第1号について（公益目的保有財産の取得等）

公益目的保有財産の取得等については、その時点では費用が発生しないものの、公益事務のためのいわば資本を整備するための支出であることから、剰余額の解消策として認めるものである。なお、当該資産による減価償却費が後年度に費用計上された場合、収支均衡の計算上、当該資産に係る費用が二重計上されることになるため、当該資産に係る減価償却費を経常費用の額から控除することとしている（第18（L+1）条第2項第2号イ）。

（2）第2号について（コロナ禍などで発生した赤字による借入金の返済）

公益法人は、継続的に公益目的事業を実施することが期待されているところ、公益認定の基準として「経理的基礎を有すること」が求められており、通常、必要な資金を借入金

で賄うことは想定されていない。また、公益目的事業のために使用されることを期待して寄附や対価の支払いを行うことが通常であることを踏まえると、寄附した（支払った）が、新たな価値を生み出すことなく、借入金の返済（特に、事業の失敗や不祥事で発生した損害の穴埋めとなればなおさら）に使用されるということは、寄附者の意思に反することにもなる。こうしたことから、原則として、借入金は収支均衡の算定では考慮していない。

しかしながら、コロナ禍のように予測困難な事業環境の変化によるものであり、法人の責によらない事由で公益目的事業に生じた欠損を埋めるための借入金の元本返済について、今後、上記のニーズに制度的に対応できるよう改正認定法規則第17条第2号において措置を講じられている。

現状の公益信託においては、対価収入を資金源とすることがない助成型が太宗を占めており、コロナ禍において、信託事務を継続するために借入れを行った公益信託はないとみられることから、移行認可を受けた公益信託において本号が直ちに適用されることは想定されないが、今後、事業型の公益信託が設定された場合、公益信託にも同様のニーズが生じることが想定される。

受託者が固有財産として借り入れる場合と区別するために、当該借入れが信託法第21条第2項に規定する信託財産責任負担債務とされるものに限ることを明記することとする。

なお、「災害その他の公益目的事業の実施が著しく困難となる事態として内閣総理大臣が定めるもの」とは、現時点において、コロナ禍という予測困難だった事業環境の変化を想定しているものであり、今後、本制度を適用するような事態が起こった場合には、内閣総理大臣が告示等でその旨を定めることとする。また、当該規定の詳細として、本規定を利用する受託者は、金融機関等からの借入れの明細、今後の返済見込み、当該事業年度における返済実績等の書類をもって、その借入が事業拡大のための固定資産の取得等のためのものではなく、公益信託事務の継続のために必要な運転資金に充てるためのものであったこと等、本規定に適合することを行政庁に説明し、その確認を受けることとすることをガイドラインにおいて定めることとする。

(3) 第3号について（その他行政庁の確認を得た支出）

新しい公益信託では、例えば、公益信託事務の開始当初に大きな支出を伴い、その後、対価収入が発生する（中期的な期間を超えて収支が均衡する）公益信託事務を行うものが設定されることも想定されるところ、こうした事務については、受託者の策定する公益信託事務の長期計画等を基に、行政庁で剰余額の解消を認めるといった対応が必要な場合があることから、当該規定を設けるものである。

【第3号（借入金の長期的な返済による収支均衡を個別判断とする）の趣旨】

公益信託の信託財産から大規模な支出をする場合、公益充実資金の活用により計画的に

資金を積み立てることがあり得るが、外部から借り入れた資金を原資として、まず公益信託事務を拡大し、その後に見込まれる収益で借入金を返済する事業スキームを取る場合、見込んでいたような収益が得られなかったときには、財政面が不安定になり、事業継続が困難になる懸念がある。そのため、支出から返済までの期間が中期的収支均衡の期間を超えるような、大規模、長期的な借入金の返済については、借入れから返済完了までの全期間を通じた収支均衡が図られているか等の観点から個別の事情について案件ごとに判断するものとしている。

第二十（L＋3）条 （残存剰余額等の算定）

（残存剰余額等の算定）

第二十（L＋3）条 当該信託事務年度における当該事業年度前の各信託事務年度に係る残存剰余額は、過年度残存剰余額（前条の規定による解消額がある場合には、当該解消額を過年度残存剰余額のうち最も古い信託事務年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる額を除く。）とする。

2 当該信託事務年度に係る残存剰余額は、当該信託事務年度の暫定残存剰余額（前条の規定による解消額がある場合には、当該暫定残存剰余額から当該解消額（前項の規定により過年度残存剰余額から控除した額がある場合には、当該解消額から当該控除した額の合計額を除いた額）を控除した額）とする。

3 当該信託事務年度における当該信託事務年度前の各信託事務年度に係る残存欠損額は、過年度残存欠損額（当該信託事務年度において年度剰余額が生じた場合には、当該年度剰余額を過年度残存欠損額のうち最も古い信託事務年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存欠損額から控除することとなる額を除く。）とする。

1. 本条の概要

中期的収支均衡が図られているかを判定するために必要となる、当該信託事務年度における当該信託事務年度前の各信託事務年度に係る残存剰余額等を算定する。

2. 各条項の説明

(1) 第1項について（当該信託事務年度前の各信託事務年度に係る残存剰余額の算定）

当該信託事務年度における当該信託事務年度前の各信託事務年度に係る残存剰余額は、当該信託事務年度に繰り越されている前信託事務年度に算定した過去の各信託事務年度に係る残存剰余額（過年度残存剰余額）から、年度欠損額がある場合にはその額を、解消策が講じられた場合には解消額（第19（L＋2）条）を、古い信託事務年度に係る残存剰余額から順に控除した後の額とする。

当該信託事務年度前の各信託事務年度に係る残存剰余額

$$= \text{過年度残存剰余額} - (\text{年度欠損額 (ある場合)}) - (\text{解消額 (ある場合)})$$

(2) 第2項について（当該信託事務年度に係る残存剰余額の算定）

当該信託事務年度に係る残存剰余額は、暫定残存剰余額から、解消策が講じられた場合には解消額（第19（L＋2）条）を控除し、残る額を当該信託事務年度に係る残存剰余額とする。

当該信託事務年度の残存剰余額（年度欠損額がある場合）

$$= \text{暫定残存剰余額} - (\text{年度欠損額 (ある場合)}) - (\text{解消額 (ある場合)})$$

(3) 第3項について（当該信託事務年度前の各信託事務年度に係る残存欠損額の算定）

当該信託事務年度における当該信託事務年度前の各信託事務年度に係る残存欠損額は、当該信託事務年度に繰り越されている前信託事務年度に算定した過去の各信託事務年度に係る残存欠損額（過年度残存欠損額）から、年度剰余額がある場合にはその額を古い事業年度に係る残存欠損額から順に控除した後の額とする。

ただし、年度剰余額が過年度残存欠損額の合計額を超える場合（第18（L+1）条第3項第3号）には、年度剰余額との通算で全ての過年度残存欠損額が解消されるため零とする。

第二十一（L＋4）条 （中期的収支均衡の判定）

（中期的収支均衡の判定）

第二十一（L＋4）条 前第二十（L＋3）条第一項又は第二項の規定により算定した公益信託の各信託事務年度に係る残存剰余額のうち、当該各信託事務年度の末日から中期均衡期間が経過した信託事務年度に係るものが零を超えないときは、当該公益信託における中期的収支均衡が図られているものとする。

1. 本条の概要

本条は、前条までで算定した、各信託事務年度の残存剰余額を基に、当該法人の中期的収支均衡が図られているのかを判定するものである。

2. 内容

剰余額（黒字）の発生から、中期均衡期間（5年間）を超えない場合、当該公益信託の中期的収支均衡は図られているものとする。

【参考】

R年度において、R－5年度に生じた残存剰余額が解消されない場合、中期的収支均衡が図られていないものとなる。

	残存剰余額	残存欠損額	中期的収支均衡
R－5年度	20		×
R－4年度	10	0	○
R－3年度	0	0	○
R－2年度	0	0	○
R－1年度	0	0	○
R年度	0	0	○

【中期的収支均衡を欠く場合の措置について（※）ガイドライン事項】

公益信託が中期的収支均衡を欠く場合には、行政庁は、その時点で勧告（公益信託事務の構造の見直しとそれが達成されない場合の措置等を内容とする）等の措置を執ることとする。

中期的な期間における収支状況は基本的に受託者の判断に委ねるべきであり、中期的な期間が経過する前には、行政庁は原則として指導を行わないものとする。ただし、4年前の残存剰余額が多額であり、その後の各信託事務年度も黒字が継続し、公益信託事務の拡大等がうかがわれないなど、そのままの公益信託事務の状況では基準違反となることに蓋然性がある場合には、公益信託事務の見通しについて、報告徴収等を行うこととする。

【赤字の継続については均衡を欠くものとししない趣旨】

公益信託は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり、民間による公益を増進し、活力ある社会を実現するためには、これに充てるべき財源を最大限に活用し、公益活動を最大化することが望まれる。

そのため、費用を上回る収入が発生し、財源がある場合には、公益信託事務の拡大により公益の増進が図られるよう、収支に関する規律を規定している。他方、信託行為の定め等により、資産を切り崩して事業を実施する公益信託について、公益信託事務の縮小等を求めることは適切ではなく、赤字の継続については、均衡を欠くものとして問題とする必要はない。

なお、当初の信託行為において、信託財産の切崩しを想定していない一方で、赤字の継続により、公益信託事務を実施するだけの財政基盤が損なわれる場合には、法第8条第4号の「存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれる」と認められなくなる可能性もある。

第二十二（L＋5）条 （公益信託の併合及び分割の場合の措置）

（公益信託の併合及び分割の場合の措置）

第二十二（L＋5）条 公益信託に係る信託の併合がされた日の属する信託事務年度において、当該公益信託の過年度残存剰余額及び過年度残存欠損額は、従前の各公益信託の過年度残存剰余額及び過年度残存欠損額の合計額とする。

- 2 公益信託に係る信託の分割がされた日の属する信託事務年度において、信託の分割前の公益信託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額は、吸収信託分割にあつては分割信託、新規信託分割にあつては従前の公益信託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額となる。ただし、信託の分割前の公益信託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額について合理的な根拠があるときはその全部又は一部を吸収信託分割にあつては承継信託、新規信託分割にあつては新たな公益信託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額とすることができる。

1. 本条の概要

本条は、公益信託の併合又は分割が行われた場合の、過年度残存剰余額及び過年度残存決算額の取り扱いについて規定するものである。

2. 各条項の説明

(1) 第1項について（公益信託の併合の場合）

公益信託の併合がされた場合に、終了する各公益信託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額を併合後の公益信託が引き継ぐ旨を規定するものである。

(2) 第2項について（公益信託の分割の場合）

公益信託の分割がされた場合に、分割前の公益信託の過年度残存剰余額及び過年度残存欠損額については、原則として、分割信託（吸収信託の場合）又は従前の公益信託（新規信託分割の場合）の過年度残存剰余額及び過年度残存欠損額とする。

ただし、信託の分割によって移転する財産から生じた過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額を明らかにすることで、その過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額を承継信託（吸収信託分割の場合）又は新たな公益信託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額とすることを可能とする。例えば、株式を信託財産として配当を奨学金事業に使用する事務を目的の一つとする公益信託において、信託の分割により、当該株式を新たな公益信託に移転させる場合、仮に株式の配当が5百万円／年に対して、奨学金事業に係る経常費用額が3百万円／年である状態が2年続いた（それ以前は収支0とする。）ときは、新たな公益信託の過年度残存剰余額を4百万円とすることができる。この場合、従前の公益信託の過年度残存剰余額は当該4百万円を控除した額となる。

第二十三（L＋6）条 （公益充実資金）

（公益充実資金）

第二十三（L＋6）条 公益信託事務を充実させるため将来において必要となる資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下「公益充実資金」という。）についての法第十六条に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- 一 公益信託事務に係る将来の特定の事務の処理又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良（以下「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために必要な資金として積み立てられるものであること。
 - 二 公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該信託事務年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表していること。
 - イ 当該信託事務年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
 - ロ 当該信託事務年度の末日における積立限度額（公益充実活動等ごとの所要額の合計額をいう。以下同じ。）及びその算定根拠
 - ハ 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
 - ニ 当該信託事務年度の末日における公益充実資金の額
 - ホ 前信託事務年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項
 - 三 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が定められていること。
 - 四 当該信託事務年度の末日における公益充実資金の額が第二号ロの積立限度額以下であること。
 - 五 財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示されていること。
- 2 公益充実資金（この項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において同じ。）を有する公益信託の受託者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。
- 一 当該資金の目的の支出がなされた場合 当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額
 - 二 正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合 その事実があった日における当該公益充実活動に係る資金の額
- 3 前項第二号の場合にあっては、当該信託事務年度以後の各信託事務年度の末日における公益充実資金の積立限度額は、当該公益充実活動等の所要額を除いて算定しなければならない。

1. 本条の概要

公益法人認定法新規則第23条では、公益目的事業に係る特定費用準備資金（旧規則第18条）及び資産取得資金（旧規則第22条第3項第3号）を統合し、公益充実資金を創設している。

本条においては、公益法人認定法新規則第23条を参考に、公益信託の信託財産における、公益充実資金の要件等を定めている。

2. 各条項の説明

(1) 第1項について（公益充実資金の要件）

公益充実資金は、将来の公益信託事務を充実させるための複数目的のための一つの資金として管理されるが、特定の事務又は特定の資産取得等のために積み立てられるものであることから、公益充実資金全体で必要となる資金の総額（積立限度額）とその裏付けとなる各公益充実活動等ごとの具体的な内容、実施時期及び所要額（実施のために必要となる見込額）の開示を求めるものである。

また、中期的収支均衡等の財務規律にその積立て・取崩しを反映するため、当該信託事務年度の公益充実資金の積立額、取崩額に加え、前信託事務年度における公益充実資金に関する情報も開示することとしている。

(2) 第2項・第3項について（資金を取り崩す場合）

公益充実資金の目的を実施する場合だけでなく、信託財産における不要な資金滞留を防止するため、正当な理由がないのにも関わらず、目的が実施されない場合には、不要な資金を取り崩させる必要がある。

また、このような取崩しを行った場合には、信託事務年度末における公益充実資金の積立限度額から当該公益充実活動等に係る所要額を当然に除く必要がある。

【財務3原則での効果について】

	中期的収支均衡	公益事務割合 ・使途不特定財産保有上限
収入	取崩額（資産取得に充てた額（実額）を除く）	取崩額（資産取得に充てた額（実額）を除く）
費用	積立額（実額）	積立額（資産取得に充てるために積み立てたと算定される額を除く）

第二十四（L＋7）条 （公益事務割合の算定）

（公益事務割合の算定）

第二十四（L＋7）条 法第八条第九号の公益信託事務の処理に係る費用に対する公益事務の実施に係る費用の割合として内閣府令で定めるところにより算定される割合は、第一号に掲げる額の同号及び第二号に掲げる額の合計額（以下「合計費用額」という。）に対する割合をいう。

- 一 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき公益事務の実施に係る事業費の額（以下「公益事務実施費用額」という。）
- 二 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費の額（以下「公益信託管理費用額」という。）

1. 公益事務割合の規律について

(1) 規律の趣旨

公益法人認定法において、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、収益事業等を行うことができることを前提に、公益法人が行う全ての活動の規模に占める公益目的事業の割合が少なくとも、その半分以上を占めていることを求めるもの（事業の規模を図る指標として費用を採用している。）とされている。

公益信託は、収益事務等を行うことはできないが、行政庁が公益信託の認可・監督等を行うとされ、**その受託者において、行政庁への資料提出等のコストも生じ得る**中、不特定多数の者の利益の増進に直接寄与するものではない管理費割合が大きくなるような費用倒れの公益信託は適切ではないことから、公益事務の実施に係る費用が内閣府令で定める割合以上であることを求めている。

公益法人制度と比較すると、

- ・ 法律上、公益目的事業比率の割合が「50%」以上とされているのに対し、公益信託においては割合が内閣府令に委任されていること
 - ・ 法律上、区分経理が求められていないこと（ただし、公益法人についても、収益事業等を実施しない法人の一部については区分経理が適用されない）
- などの違いがある⁷。

(2) 内閣府令の定め概要

信託事務割合の算定方法及び基準となる割合について、内閣府令で定めることとされている。

具体的には、公益事務割合について**100分の70**と定め（第25（L＋8）条）、算定

⁷ また、公益法人の場合は、中期的収支均衡や使途不特定財産に係る規制において、公益目的事業に係る費用（管理費が含まれない）を前提に制度が設けられているのに対し、公益信託においては公益信託事務（管理費を含む。）を前提に制度が設けられているため、「公益充実資金」や「公益目的保有財産」の内容に違いがあることに留意する必要がある。

方法については、原則として、損益計算書の費用（事業費及び管理費）を用いることを規定（第24（L+7）条）した上で、引当金（第26（L+9）条）及び譲渡損益・評価損益（第27（L+10）条）の取扱いを定めている。

また、公益法人の公益目的事業比率と同様、ボランティアの支援を得て活動を実施する公益事務や、数年に一度大きな事業を行うような公益事務において、単純に毎年度の財務諸表上の費用を用いて割合を算定することが適切ではないことを踏まえ、土地の使用（第28（L+11）条）、融資に係る費用（第29（L+12）条）、無償の役務の提供等（第30（L+13）条）、公益充実資金（数年に一度の事業など）（第31（L+14）条）に係る調整ができる旨を規定している。

さらに、上記の調整も含め、費用の配賦の原則については、第32（L+15）条に規定している。

2. 本条の概要

本条は、公益事務割合の算定に当たり、公益事務の実施に係る費用を事業費、公益信託事務の処理に係る費用のうち、事業費を除くものを管理費として定め、 $\text{事業費} \div (\text{事業費} + \text{管理費})$ によって算定することを定めている。

3. 内容

公益信託は公益事務を行うことのみを目的としているが、その公益信託事務を処理するに当たっては、公益事務の実施に要する費用のほか、一定の管理費用が発生することとなる。本条においては、公益信託事務割合の算定について、損益計算書に計上される費用としたうえで、

公益事務割合＝

$$\frac{\text{公益事務の実施に係る事業費}}{\text{公益事務の実施に係る事業費} + \text{公益信託事務の処理に係る管理費の額}}$$

とすることを明らかにしている。

4. 事業費と管理費の別について

① 事業費：公益事務の実施のために要する費用

事業費は、各公益事務に跡付けることができる費用であって、**奨学金や助成金の額、選考委員会の運営費などのほか**、例えば、公益事務に従事する**受託者の**職員に係る給与手当等の人件費、公益事務に関連して発生する旅費交通費、公益事務の実施会場の賃借料等の経費が該当する。

② 管理費：公益信託を管理するため、経常的に要する費用

管理費は、**本条に例示する受託者の信託報酬及び信託管理人の報酬のほか**、公益事務にかかわらず、公益信託が存続していく上で必要な経常的な費用**が該当する**。例えば、**受託者における**計算書類の策定に係る人件費、信託管理人や委託者に対する情報提供、その同意を得るための費用、税務申告に係る税理士報酬、信託管理人における監督に要する費用等は、管理費に該当する。

【公益信託報酬の取扱い】

公益法人の場合、「業務執行理事に対する役員報酬のうち、事業へ従事することへの対価であると認められる部分についても事業費に該当する」とされ、役員報酬の一部は事業費とされている。その際、事業への従事と管理運営事務への従事と区別できないような場合は管理費に区分されることになる（配賦が困難な費用額は、管理運営費用額となる（認定規則第32条））。公益信託の受託者は、信託報酬のほか、信託事務を処理するのに必要と認められる費用については信託財産から償還できることとされており、事業に跡付けることができる費用は信託報酬に含めないことができる。一方で、公益信託報酬については、受託者又は信託管理人に対する報酬ということを超え、どのような事務に対する報酬であるかを合理的に区分することは現実的には困難である。このため、公益信託の信託報酬については、管理費として取り扱うものとする。

○参照条文（公益法人認定法）

（公益目的事業比率）

第十五条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

- 一 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 二 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

○参照条文（公益法人認定法施行規則）

（費用額の算定）

第二十四条 法第十五条第一号の公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額（以下「公益実施費用額」という。）、同条第二号の収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額（以下「収益等実施費用額」という。）及び同条第三号の当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額（以下「管理運営費用額」という。）の算定については、

この節に定めるところによる。

- 2 公益法人の各事業年度の公益実施費用額、収益等実施費用額及び管理運営費用額（以下「費用額」という。）は、別段の定めのあるものを除き、次の各号に掲げる費用額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 公益実施費用額当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る事業費の額
 - 二 収益等実施費用額当該事業年度の損益計算書に計上すべき収益事業等に係る事業費の額
 - 三 管理運営費用額当該事業年度の損益計算書に計上すべき管理費の額

（関連する費用額の配賦）

第三十二条 公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額及びこれらと管理運営費用額とに関連する費用額は、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない。ただし、配賦することが困難な費用額については、当該費用額が公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額である場合にあっては収益等実施費用額とし、当該費用額が公益実施費用額又は収益等実施費用額と管理運営費用額とに関連する費用額である場合にあっては管理運営費用額とすることができる。

第二十五（L＋8）条 （基準割合）

（基準割合）

第二十五（L＋8）条 法第八条第九号の内閣府令で定める割合は、**百分の七十**とする。

1. 本条の概要

本条は、公益事務割合の基準割合について、**100分の70**とすることを定めている。

2. 内容

公益事務割合の基準割合について、その具体的な割合は、社会経済の状況、公益信託の実務その他の事情を勘案して、公益認定等委員会の審議を含む検討を経て決定することが適切であるとの考えの下、内閣府令において公益事務割合の基準を定めることとされており、本条は、この割合について、**100分の70**とするものである。

なお、公益事務の実施に関わる費用のうち、受託者が事業費として計上するものについては、具体的な内訳を示すことが求められる一方、信託報酬については、その内訳を詳細に明らかにすることは求めている。受託者及び信託管理人の報酬が、管理費に計上される（第24（L＋7）条第2号）ことも踏まえると、結果として、公益事務割合は、「信託報酬」としてその内訳が明示されない支出の割合を過大なものとしないうための規律として機能することとなる。

公益信託報酬が不当に高額なものとならないとの規制（法第8条第11号）との関係では、両者は独立の基準であり、公益信託報酬を含めた管理費が基準割合を充足する場合であっても、不当に高額な報酬に当たらない必要がある。

【基準割合を百分の七十とする理由】

公益信託については、公益事務を行うことのみを目的とするものであり、公益目的事業を「主たる目的」とし、収益事業等に係る費用が想定される公益法人の公益目的事業比率⁸（50%以上）よりも高い基準割合を設定することが適当である。

一方、公益事務の実施のために公益信託の管理のための費用が多額に必要となるような費用倒れの公益信託を除く必要性はありつつも、管理のために一定の費用を要することは当然であり、過度に高い割合を設定すると、公益信託を通じた民間公益の活性化を阻害することにもなりかねない。このため、現行の公益法人や公益信託の実情等も勘案しつつ、適切な割合とする必要がある。

上記のような趣旨を踏まえ、公益法人及び公益信託の実情を整理すると、

⁸ 公益法人認定法においては、公益目的事業比率について、公益法人が公益目的事業を主な目的として行うとされていること（主たる目的というからには、50%を超えていることが求められる）、法人を全体として公益認定を行うものであるところ、収益事業等を行うことができるとしても、活動の半分以上は公益目的事業であることとの認定基準は明快で分かりやすいことなどから法律上、全ての費用に占める公益目的事業費の割合が50%以上となることを求めている。

- ① 現存する公益法人のうち、収益事業を行っていない公益財団法人の公益目的事業比率について、70%未満となる公益法人は全体の 6.3%（60%未満は全体の 2.0%、80%未満は全体の 17.1%）⁹、
- ② 現行の公益信託における試算では、公益事務割合が 70%未満となる公益信託は全体の 10.5%（60%未満は全体の 6.4%、80%未満は全体の 18.9%）¹⁰、
となっている。

公益信託について、試算した公益事務割合が 50%を下回るもの等について確認したところ、助成への応募が集まらなかったもの（例：特定地域における交通遺児に対する奨学金の支給など）や、やむを得ない事由等により事業を中断しているものなどがあつた。また、信託財産の取崩しにより信託財産が減少した結果、現在では、公益事務割合が低くなっているとの指摘もあつた。なお、現行の公益信託における公益事務に相当する事務の内容が、主に助成事務であり、また信託財産の運用についても、預貯金、国債等に限定されているものである一方、今後、現在受託者が行っている事務よりも複雑な事務が求められる公益信託においては、信託報酬の水準が現在以上の水準となることも考えられることにも留意する必要がある。

以上を踏まえ、公益事務割合の基準割合を百分の七十とするものである¹¹。

【基準割合が充足できなかった場合の監督の在り方】

受託者の予期せぬ費用が発生して管理費の割合が増えてしまった場合や社会情勢の変化に伴い公益事務割合が基準割合を下回るような状態となった場合に、その解消可能性を考慮せず、直ちに公益信託の認可が取り消されるものとすることは、持続可能な公益信託を終了させることとなり、委託者の意思に反し、また社会的な損失ともなる。

そのため、基準割合に関する監督として、財産目録等の定期提出に際し、公益事務割合が基準割合を下回る場合には、受託者に事情の説明や対応策を確認する等、個別の公益信託の事情に応じた対応をすることが求められる。具体的な監督指針等はガイドライン等で明確化していくこととする。

⁹ 令和 5 年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」（内閣府公益認定等委員会事務局）より。公益法人については、理事会、評議員会・社員総会等の開催など、公益信託以上に管理コストがかかることが通例であると考えられること、「収益事業等」は実施していなくとも、社会的実在である法人として必要な支出が管理費に含まれることも想定されることに留意する必要がある。

¹⁰ 第 2 回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会豊福参与提出資料（一般社団法人信託協会社員会社 4 社が受託する公益信託について、「(年間の総支出－信託報酬) ÷ 総支出」にて算出）より。

¹¹ （参考）特定非営利活動法人法においては、認定 NPO 法人の基準として、次の基準が定められている。管理費の取扱いが異なるなど、直ちに公益事務割合と比較できるものではないが、参考として紹介する。

ア：事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が 100 分の 80 以上であること
イ：受入寄附金総額の 100 分の 70 以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること

第二十六（L＋9）条 （引当金）

（引当金）

第二十六（L＋9）条 各信託事務年度において取り崩すべきこととなった引当金勘定の金額又は取り崩した引当金勘定の金額（前信託事務年度までに既に取り崩すべきこととなったものを除く。以下「引当金の取崩額」という。）は、当該信託事務年度の合計費用額から控除する。

1. 本条の概要

公益事務割合の算定の基礎となる公益事務の実施に係る費用、公益信託事務の処理に係る費用は、基本的には、損益計算書上の事業費、管理費となるが、公益事務に充てられた費用の割合を測るという趣旨を踏まえ、引当金の取崩し（本条）や財産の譲渡損等（次条）は、合計費用額の算定から控除することとしている。

第二十七（L＋10）条 （財産の譲渡損など）

（財産の譲渡損など）

第二十七（L＋10）条 公益信託の受託者が信託財産を譲渡した場合には、当該譲渡に係る損失（当該財産の原価の額から対価の額を控除して得た額をいう。）は、当該公益信託の各信託事務年度の合計費用額に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、公益信託の受託者が各信託事務年度において商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。）又は製品を譲渡した場合には、これらの財産の原価の額を、当該信託事務年度の合計費用額に算入する。

3 公益信託の受託者が信託財産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の額は、当該公益信託の各信託事務年度の合計費用額に算入しない。

4 前三項に定めるもののほか、公益信託の受託者が信託財産を運用することにより生じた損失の額（当該財産について譲渡することとなった財産の額から当該財産について得ることとなった財産の額を控除して得た額をいう。）は、当該公益信託の各信託事務年度の合計費用額に算入しない。

1. 本条の概要

前条をご参照。

第二十八（L + 1 1）条 （土地の使用に係る費用額）

（土地の使用に係る費用額）

第二十八（L + 1 1）条 公益信託の受託者が各信託事務年度の公益信託事務を処理するに当たり、信託財産に属する土地を使用した場合には、当該土地の賃借に通常要する賃料の額から当該土地の使用に当たり信託財産において実際に負担した費用の額を控除して得た額を、当該信託事務年度の合計費用額に算入することができる。

2 前項の規定を適用した公益信託の受託者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定を毎信託事務年度継続して適用しなければならない。

1. 本条の概要

公益事務割合の算定の基礎となる公益事務の実施に係る費用、公益信託事務の処理に係る費用は、基本的には、損益計算書上の事業費、管理費となるが、信託財産とされた不動産を利用し、公益事務を行う公益信託や、ボランティアの支援を得て公益事務を実施する公益信託、数年に一度大きな公益事務を行うような公益信託などについて、単純に毎年度の計算書類上の「費用」で割合を測ることは適切とは言えない場合がある。このため、内閣府令において、必要な調整を行うことができる^{（1）}とされている。

具体的には、土地を賃貸した場合の賃料との差額（学生寮事業など）（本条）、低利子で融資をした場合の市場相場との差額（奨学金事業など）（次条）、無償の役務提供等について通常負担すべき額（第30（L + 1 3）条）等を費用額に算入できることとしている。

これらの調整は、いずれも、各公益信託において、必要と判断される場合に行うことができるものであり、調整を行わなければならないということではない。

第二十九（L＋12）条 （融資に係る費用）

（融資に係る費用）

第二十九（L＋12）条 公益信託の受託者は各信託事務年度において無利子又は低利の資金の貸付けがあるときは、当該貸付金につき貸付金と同額の資金を借入れをして調達した場合の利率により計算した利子の額と、当該貸付金につき当該貸付金に係る利率により計算した利子の額の差額を、当該信託事務年度の合計費用額に算入することができる。

2 前項の規定を適用した公益信託の受託者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定を毎信託事務年度継続して適用しなければならない。

1. 本条の概要

前条をご参照。

第三十（L＋13）条 （無償の役務の提供等に係る費用額）

（無償の役務の提供等に係る費用額）

第三十（L＋13）条 公益信託の受託者が各信託事務年度において無償により当該公益信託の公益信託事務に必要な役務の提供（便益の供与及び資産の譲渡を含むものとし、資産として計上すべきものを除く。以下同じ。）を受けたときは、必要対価の額（当該役務の提供を受けた時における当該役務と同等の役務の提供を受けるために必要な対価の額をいう。以下この条において同じ。）を、当該信託事務年度の合計費用額に算入することができる。

2 公益信託の受託者が各信託事務年度において当該公益信託の公益信託事務に必要な役務に対して支払った対価の額が当該役務に係る必要対価の額に比して低いときは、当該対価の額と当該必要対価の額との差額のうち実質的に贈与又は無償の提供若しくは供与を受けたと認められる額を、当該信託事務年度の合計費用額に算入することができる。

3 前二項の規定を適用した公益信託の受託者は、正当な理由がある場合を除き、これらの規定を毎信託事務年度継続して適用しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定を適用した公益信託の受託者は、役務の提供があった事実を証するもの及び必要対価の額の算定の根拠を記載又は記録したものを当該信託事務年度終了の日から起算して十年間、保存しなければならない。

1. 本条の概要

第二十八（L＋11）条をご参照。

第三十一（L＋14）条 （公益充実資金に係る調整）

（公益充実資金に係る調整）

第三十一（L＋14）条 各信託事務年度の公益充実資金の積立額に当該信託事務年度の末日における当該公益充実活動等（将来の特定の事務の処理に限る。）の所要額の合計額を乗じて同日における積立限度額で除して得た額を当該信託事務年度の公益事務実施費用額に算入する。

- 2 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額（公益目的保有財産の取得又は改良に充てるために取り崩した額を除く。）を当該信託事務年度の公益事務実施費用額から控除する。

1. 本条の概要

公益事務割合の算定の基礎となる公益事務の実施に係る費用、公益信託事務の処理に係る費用は、基本的には、損益計算書上の事業費、管理費となるが、特定の公益信託事務のために積み立てられた公益充実資金の積立額については事業費に算入すること及び特定の公益信託事務のために積み立てられた公益充実資金の取崩額については事業費から控除することを定めるものである。

2. 各条項の説明

（1）第1項及び第2項について（費用額に算入／費用額から控除する部分）

公益充実資金は、将来の公益事務を充実させるための複数目的のための一つの資金として管理され、「特定の公益信託事務」又は「特定の資産取得等」のために積み立てられるものであるが、このうち「特定の公益信託事務」のために積み立てられた部分について公益事務割合の算定に当たっては、公益事務の実施に係る費用額に算入（逆に取崩し時には費用額から控除）する。一方、「特定の資産取得等」のために積み立てられた部分は、**資産を取得しても「損益計算書に計上すべき公益事務の実施に係る事業費の額」には含まれないことから**、公益事務割合の算定には含めないこととする。

公益法人と異なり、信託の管理運営のための事務や信託の管理運営のための資産の取得等についても公益充実資金の対象となり得るが、公益信託では、収益事業等を実施することはできず、信託の管理運営のために必要な資金を積み立てることは想定し難いと考えられること、特定の資産取得等のための積立は上記により公益事務割合の算定に含めないことから、公益充実資金の積立額から将来の特定の管理運営のための事務の処理のために積み立てた額について調整を行うこととはしない（公益目的保有財産に、信託の管理運営のための財産も含まれ得る。）。

（2）費用額の計算

公益充実資金では、特定の公益信託事務又は特定の資産取得等のために積み立てられるものであるが、資金ごとの資金増減の管理がなく（積立後に資金内での使途の融通があり

得る)、何のためにいくら積み立てたのかを個別に特定することができないため、以下の方法で公益充実活動等ごとの所要額を基に、公益事務の実施のために積み立てられた部分に係る仮想の積立額を計算する。

A (公益充実資金(資金全体)の積立額) × (B 各公益充実活動等(公益事務に係る)の合計額 / C 積立限度額(公益充実活動等ごとの所要額の合計額))

取崩額については、取崩し時に用途が特定されているため、その実額を基に「公益充実資金(資金全体)の取崩額」から「資産取得等に充てた額」を控除した額を公益事務割合算定上の公益事務の実施に係る費用額から控除することとする。

そのため、積立後に資金内での用途の融通があった場合、費用算入される額と取り崩し時に費用から控除される額が結果として異なることがあり得るが、公益事務割合は毎事業年度、その時々々の活動実態を反映して算定するものであり(例えば、前年度の公益事務割合が90%であったから今年度は10%でよいという類のものではない)、規律の趣旨(公益事務割合が基準割合以上であることを確認する)は確保することはできる。

なお、公益充実資金内での資金融通は可能であるものの、公益事務割合の規律に違反しないようにすることを目的に、意図的に目的とする公益充実活動等を変更しているような場合には、公益充実資金を積み立てる段階での計画性や適正な経理処理が行われているとは言えず、経理的基礎を有しないものとして監督措置の対象となる。

第三十二（L＋15）条 （関連する費用額の配賦）

（関連する費用額の配賦）

第三十二（L＋15）条 公益事務実施費用額と公益信託管理費用額とに関連する費用額は、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない。ただし、配賦することが困難な費用額については、公益信託管理費用額とすることができる。

1. 本条の概要

本条は、公益法人における費用の配賦を参考に、公益事務実施費用額と公益信託管理費用額の配賦方法を定めている。ただし、配賦が困難な費用については、費用の配賦を必須のものとはせず、公益信託管理費用額とすることができることとし、受託者の負担軽減を図っている。

○参照条文（公益法人認定法施行規則）

（関連する費用額の配賦）

第三十二条 公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額及びこれらと管理運営費用額とに関連する費用額は、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない。ただし、配賦することが困難な費用額については、当該費用額が公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額である場合にあっては収益等実施費用額とし、当該費用額が公益実施費用額又は収益等実施費用額と管理運営費用額とに関連する費用額である場合にあっては管理運営費用額とすることができる。

第三十三（M）条 （公益信託事務の処理に要した費用の額に準ずる額）

（公益信託事務の処理に要した費用の額に準ずる額）

第三十三（M）条 法第十七条第一項の公益信託事務の処理に要した費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額は、第三十一（L+14）条第一項の規定により公益事務実施費用額に算入した額とする。

1. 使途不特定財産の保有の規律について

公益信託は、公益事務を実施することのみを目的とし、広く社会的なサポートを受けつつ公益事務を行うものであり、公益信託の信託財産は、公益事務のために有効に活用されるべきであり、公益事務の実施と関係のない資産が信託財産として過大に蓄積されること（死蔵）は適当ではない。一方、社会経済情勢の変化等に対応しつつ、安定して公益事務を実施するためには、一定程度、時々々の情勢に応じて受託者の判断で公益信託事務のために処分できる資産を保有することも求められる。

このため、信託財産のうち、公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き公益信託事務のために使用されることが見込まれないものを「使途不特定財産」とし、上限額（基本的に、公益信託事務に要する費用額の1年分）を超えてはならないこととしている。ただし、災害その他の予見し難い事由が発生した場合にも公益信託事務を継続的に行うためには、上限額では十分でないことも想定されるところ、一定の要件を満たす財産（公益信託事務継続予備財産）については、使途不特定財産の算定から控除できることとしている。

公益法人と比較すると、

- ・ 公益法人の使途不特定財産に係る規律は、（管理事務を含まない）公益目的事業のために現に使用されておらず、かつ引き続き公益目的事業のために使用される見込みがないものを「使途不特定財産」としていること、
- ・ 上限額について、（管理事務を含まない）公益信託事務に要する費用額の1年分とされていること、
- ・ 公益信託事務継続予備財産の定義に（管理事務を含まない）「公益目的事業」及び公益目的事業財産が用いられている

などの違いがある。

そのうえで、内閣府令において定めるべき事項は、以下のとおりとなる。

- ① 「使途不特定財産」の上限額の算定方法（上限額を算定する基礎となる「公益事務の処理に要した費用」に含めることができ費用に準ずる額の範囲を含む。）（法第17条第1項）⇒【第33（M）条】【第34（M+1）条】

上限額は、原則として、損益計算書の過去5年分の合計費用額を基礎として算定し、合理的理由がある場合は、当該年度又は前年度の合計費用額を基礎として算定。合計費用額については、公益充実資金の積立てが含まれ、さらに、公益充実資金の取崩しや評価損益等について調整される。

- ② 公益信託事務継続予備財産の要件（法第17条第2項括弧書き）⇒ 【第35（M+2）条】

当該財産を保有する必要性、当該必要性に基づく限度額の算定等について規定している。

- ③ 使途不特定財産の内容（法第17条第2項本文）⇒ 【第M+3条】

信託財産から負債、公益信託事務に供されていない財産等を控除した財産とすること等を規定

- ⑤ 公益信託事務継続予備財産に係る公表事項及び公表方法（法第17条第3項）

2. 本条の概要

公益充実資金（第23（L+6）条）は公益信託の受託者が要件を満たし一定の具体性を持って積み立てたものであり、実際の費用支出は伴わないものの、その積立てが公益信託事務の内容・規模を表す資金の動きと解されることを踏まえ、「公益信託事務の処理に要した費用の額」として定めるものである（上限額算定の詳細は後述のとおり。）。

なお、公益法人の使途不特定財産規制では、公益目的事業費を基礎として使途不特定財産の保有制限額を算定するのに対し、公益信託の使途不特定財産の保有上限額の算定に当たっては、公益信託事務の処理に要した費用の額（公益信託管理費用額を含む。）を基礎として算定する点に差異がある。

第三十四（M＋1）条 （使途不特定財産額の保有の上限額）

（使途不特定財産額の保有の上限額）

第三十四（M＋1）条 法第十七条第一項の内閣府令で定めるところにより算定した額（以下「基準額」という。）は、当該信託事務年度の開始の日前五年以内に開始した各信託事務年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額（当該各信託事務年度のうちその期間が一年でない信託事務年度については、当該控除して得た額をその信託事務年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）の一信託事務年度当たりの平均額とする。ただし、基準額を当該信託事務年度又は当該信託事務年度の前信託事務年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする合理的な理由がある場合には、当該額（当該信託事務年度又は前信託事務年度が一年でない場合には、当該額をその信託事務年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）を基準額とすることができる。

一 損益計算書に計上すべき合計費用額

二 前号の額のほか、第二十七（L＋10）条第二項の規定により合計費用額に算入することとなった額

三 第三十一（L＋14）条第一項の規定により公益事務実施費用額に算入することとなった額

四 第二十六（L＋9）条の規定により、合計費用額から控除することとなった引当金の取崩額

五 第一号の額のうち、第二十七（L＋10）条第一項、第三項又は第四項の規定により公益事務実施費用額に算入しないこととなった額

六 第三十一（L＋14）条第二項の規定により公益事務実施費用額から控除することとなった額

2 前項ただし書の適用を受ける公益信託の受託者は、当該信託事務年度終了後に作成する第四十（N＋1）条第一項第七号の書類において、前項ただし書に規定する合理的な理由を記載しなければならない。

3 第一項の月数は、暦に応じて計算し、一月に満たないときはこれを一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

1. 本条の概要

公益信託の受託者が、毎信託事務年度の末日において保有できる使途不特定財産額は、当該信託事務年度において行った公益信託事務と同一の内容及び規模の公益信託事務を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額（基準額）とされている（法第17条）。

本条は、基準額の具体的な算定方法を規定するものであり、当該信託事務年度の損益計算書の合計費用額に公益充実資金の積立て等必要な調整を加えることとしている。

2. 各条項の説明

法第17条では、毎信託事務年度の末日において保有できる使途不特定財産額の基準額について、「当該信託事務年度」に実施した公益信託事務の処理に要した費用の額ではなく、「それより前の信託事務年度」において行った公益信託事務の処理に要した費用の額を基礎に算定することが可能とされており、その具体的な算定方法を規定する。

(1) 第1項について（本文）

基準額は、当該信託事務年度前の5年間における各信託事務年度の平均の費用の額を算定の基礎とすることとする。5年間という期間については、公益法人認定法規則において、公益法人が、コロナ禍において事業を実施できず（費用額が急減）、保有の認められる上限額が大きく変動した経験、また、期間を大きくしすぎた場合には、法人の現在の事業内容・規模を適切に反映できなくなってしまう可能性があることを踏まえ、予見可能性を高めつつ、適切な保有額の基準を算定できるようにする観点から、有識者会議「最終報告」で示された5年間と定めていることに合わせたものである。

(2) 第1項（ただし書）及び第2項について（ただし書の適用を受ける場合）

基準額の算定は、当該信託事務年度前の5年間における各信託事務年度の費用の額を基礎とすることを原則とするものの、毎年、事務の規模を拡大している場合など、公益信託の公益信託事務の規模を表す指標として直近の費用の額がより適切である場合も想定されることから、公益信託の受託者においてその事情を明示した上で、当該信託事務年度又は前信託事務年度の費用の額を算定の基礎とすることも可能とするものである。その場合には、透明性を確保する観点から、使途不特定財産について公益信託の受託者が作成・備付けをしなければならない文書（法第20条第2項第4号に基づく内閣府令）に、合理的理由についても記載を求めることとする。当該文書は、行政庁に提出することとしており（第N+1条第2号第5号）、行政庁において一元的に公表されることとなる。

第三十五（M＋2）条 （公益信託事務継続予備財産の要件）

（公益信託事務継続予備財産の要件）

第三十五（M＋2）条 法第十七条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 当該公益信託の事務内容、信託財産及び収支の状況、災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益信託事務の継続が困難となる事態、当該事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うための平時の取組の状況その他の事情に鑑み、当該事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うための資金を保有する必要性があること。
- 二 前号に規定する必要性に基づき、同号に規定する事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うために必要な同号に規定する資金の限度額が算定されていること。
- 三 その合計額が、前号に規定する限度額又は当該信託事務年度の資産の額から次条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額のいずれか小さい方の額を超えないものであること。

1. 本条の概要

本条は、公益信託の受託者が、当該公益信託の信託財産において公益信託事務継続予備財産（以下「予備財産」という。）を保有しようとする場合に、当該財産が満たさなければならない要件について定めたものである。

2. 各条項の説明

公益信託の信託財産であって、使途不特定財産とされるもののうち、災害等の予見し難い事由においても公益信託事務を継続するために必要となる財産（予備財産）を保有制限の対象から除外することとした。公益信託の受託者は予備財産を保有する合理的な理由とその額等を公表する必要がある、その内容に合理性が認められない場合は、当該予備財産の保有は認められず、使途不特定財産の額が保有上限を超える場合には監督上の措置が講じられることとなる。

(1) 第1号について

公益信託の事務内容や信託財産の状況等は千差万別であり、予備財産を保有する必要性も多種多様である。予備財産は、公益信託の多種多様な事情に鑑みて災害等の予見し難い事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うために必要な財産であることから、当該事情を踏まえた必要性を伴うことを要件として規定する。多種多様な事情の例として、当該公益信託の事務内容、信託財産及び収支の状況、災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益信託事務の継続が困難となる事態、当該事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うための平時の取組の状況を挙げている。

公益信託の事務内容としては、美術品を保管・管理する事務、住居を提供する事務、助成事務など、様々な類型があり、その事務内容に応じて様々なリスクがあると考えられる。

信託財産及び収支の状況として、例えば、信託財産の内容や所在地、収入の殆どを事業収入や特定の保有株式からの配当収入が占める、支出の多くが固定費であるなど、公益信託の実態に応じた事情が想定される。

災害等の予見し難い事由としては、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火等の自然災害のほか、原子力事故等の大規模事故、感染症のまん延、紛争、国際的な情勢の変化等に伴う公益信託事務を取り巻く環境の変化などが一般的に想定される。自然災害に関しては自治体等の出しているハザードマップなど、感染症や国際情勢などについては、各種公的機関・研究機関の出している報告書や諸外国における実例などが参考になる。網羅的な想定や公的機関の刊行物等の根拠は必ずしも必要ないが、漠然とした不安や荒唐無稽な想定は認められない。

災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益信託事務の継続が困難となる事態としては、例えば、公益信託事務の継続に不可欠な施設等が、地震等の自然災害で倒壊する事態や、感染症がまん延し、大人数を集めたイベントの開催の自粛要請が発令された場合に、公益信託事務の処理を停止せざるを得なくなり、収入の減少、固定費の支出から事業を継続するための財政的基盤を失う事態が想定される。

平時の取組として、例えば、自然災害を想定するなら防災の取組み、パンデミック等を想定した投資や保険、緊急時における事業継続のための取組などが考えられる。なお、平時の取組にはコストがかかるものであり、信託財産の財務内容や予備財産の額に応じて、過度な負担とならない範囲で実施していれば足りる。

ここで挙げているのは例示であり、こうした要素により、受託者が、社会通念に照らして合理的な必要性を説明できることが予備財産保有の1つの要件となる。なお、第一号に基づく公益信託の受託者による説明内容は、第二号の限度額の算定の前提となることから、説明内容のイメージについては(2)において記載する。

(2) 第2号について

(1)で記載した災害等の予見し難い事由における公益信託事務継続のための資金の必要性に基づき、当該事務を継続するために必要となる限度の金額が具体的に算定されている必要があることとする。なお、予備財産の要件でありながら同財産自体の額ではなく限度額としているのは、限度額については必要性に基づく説明が可能である一方、予備財産の額は、限度額と公益目的事業会計に属する「用途が特定されていない財産」額から算定されるものであり(詳細は(3))、受託者に説明を求める対象としては前者の方が相応しいためである。

なお、上記(1)及び(2)について、公益法人の場合の説明内容のイメージは、以下のとおりである。

公益法人の事業 内容	資産及び収支の 状況	災害その他の予 見し難い事由の 発生により想定 される公益目的 事業の継続が困 難となる事態	当該事由が発生 した場合におい ても公益目的事 業を継続的行 うための平時の 取組の状況	公益目的事業を 継続的に行うた めに必要な限度 額
研究事業（公益 目的事業）	高額な機器を使 用	研究事業の継続 に不可欠な高額 な研究機器が、 地震等により破 損する事態	緊急時において も研究機器の調 達を行える調達 先を確保（例え ば、首都直下地 震を想定してい る場合は、首都 圏外の調達先を 探す。）	左記の調達先か らの機器の再調 達価格分を限度 額として算定
演奏会事業（公 益目的事業）	演奏会事業停止 時における人件 費等の固定費の 発生	感染症のまん延 により、演奏会 事業を停止せざ るを得なくなり、収入の減少、 人件費等の固定 費の支出から当 該事業を継続す るための財政的 基盤を失う事態	事業停止時の縮 小体制計画を作 成	左記の体制下 で、一定期間最 低限の事業活動 を維持するため の固定費分を算 定

限度額の算定は、社会通念に照らして不合理ではない範囲で説明されていればよいものとし、厳格な積算等は求めない。特に、災害等の予見し難い事由の継続期間や規模の大きさ等を独自に想定し、説明することは困難であるところ、公的機関等における各種検討・研究内容を踏まえた想定事案、過去に発生した類似の事例などが参照され、明らかに不合理ではない場合には、これらについては、合理的な説明があるものとする。

当該限度額について、法人の平時の取組で容易に抑制できる場合には、そうした取組を前提とした額が、「公益目的事業を継続するために必要となる限度の金額」となる。他方、普段からの取組にはコストがかかるものであり、当該取組を一律に求めることは、公益法人の安定的な事業継続を促進するとの制度趣旨に反することにもなりかねない。このため、

限度額が法人の事業規模や資産及び収支の状況等を踏まえ、大きなものとなる場合には、当該限度額の合理性を示す根拠として BCM について説明を求めることとする。

(3) 第3号について

予備財産の額が、(2) で記載した限度額を超えないことが必要である。予備財産は受託者がその保有理由の合理性を説明した分まで保有されるものであり、その説明された分を超過した予備財産の保有は、当然認められない。

また、予備財産は法律上、用途が特定されていない財産であり、予備財産を保有する場合は、予備財産額が、保有する全ての用途が特定されていない財産の額を超えないことを要件として規定する。

第三十六（M＋3）条 （使途不特定財産額）

（使途不特定財産額）

第三十六（M＋3）条 法第十七条第二項の内閣府令で定めるものの価額の合計額の算定については、この条に定めるところによる。

2 公益信託の各信託事務年度の使途不特定財産額は、当該信託事務年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

一 負債の額

二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から対応負債の額を控除して得た額

三 公益信託事務継続予備財産の額

3 前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益信託の当該信託事務年度の末日における信託財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（公益信託に関する法律第三十三条第三項において読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の規定等の信託法施行規則及び信託計算規則の適用に関する命令（令和七年内閣府令・法務省令第 号。以下「命令」という。）第二十二條第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。

一 継続して公益信託事務の実施に供する財産

二 公益充実資金

三 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であつて、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（当該資金から生じた果実を除く。以下「指定寄附資金」という。）

4 指定寄附資金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならない。

一 当該財産が広く一般に募集されたものである場合 次に掲げる事項

イ 広く一般に募集されたものである旨

ロ 募集の期間

ハ 受け入れた財産の額（当該財産が金銭以外のものである場合にあっては、当該財産の受け入れた時における価額。以下この項において同じ。）の合計額

ニ 募集の方法

ホ 募集に係る財産の使途として定めた内容

ヘ ハの財産のうちに金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産（その額が重要でないものを除く。次号ホにおいて同じ。）の内容

二 前号以外の場合 次に掲げる事項

イ 当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別（当該者が国若しくは地方公共団体又はこれらの機関である場合にあっては、これらの者の名称）

ロ 当該財産を受け入れることとなった日（当該財産が寄附により受け入れたもの

である場合にあっては、当該財産を受け入れた日)

ハ 受け入れた財産の額の合計額

ニ 当該財産を交付した者の定めた用途の内容

ホ ハの財産のうちに金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産の内容

5 指定寄附資金は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

一 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

二 他の資金と明確に区分して管理されていること。

三 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること。

6 第二項第二号に規定する「対応負債の額」は、次に掲げる額の合計額をいう。

一 各控除対象財産に対応する負債の額の合計額

二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から前号の額及び指定純資産の額（控除対象財産に係るものに限る。以下この条において同じ。）を控除して得た額に次のイの額のイ及びロの額の合計額に対する割合を乗じて得た額

イ 負債の額から引当金勘定の金額及び各資産に対応する負債の額の合計額を控除して得た額

ロ 総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額

7 前項の規定にかかわらず、公益信託の受託者は、前項の対応負債の額を控除対象財産の帳簿価額の合計額から指定純資産の額を控除して得た額に、第一号の額の同号及び第二号の額の合計額に対する割合を乗じて得た額とすることができる。

一 負債の額から引当金勘定の金額を控除して得た額

二 総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額

1. 本条の概要

本条は、公益法人認定法の規律を参考に、使途不特定財産に含めない財産（控除対象財産）を規定し、使途不特定財産額の算定方法を定めている。

2. 各条項の説明

(1) 公益法人における控除対象財産

公益法人における保有制限の対象となる使途不特定財産額は、公益目的事業又はこれを行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産（以下「使途が特定されていない財産」という。）のうち「予備財産」を除いた財産の額と定義されている（認定法第16条）。なお、予備財産の要件において、予備財産額は、公益目的事業会計上の使途が特定されていない財産の額（区分経理をしていない法人の場合は、保有する全ての使途が特定されていない財産の額）を超えないものであることとしているため、本項で規定す

る控除後の額がマイナスとなることはない。

また、「引当金」については、負債の額（第2項第1号）としてその全部が控除されることから、公益法人の場合と同様、控除対象財産には含めないこととしている。

公益法人認定法施行規則第36条では、公益法人の毎事業年度の末日における使途不特定財産額の具体的な算定方法を規定しており、公益法人が保有する財産のうち、現に使用され又は具体的に使用が見込まれている財産を控除対象財産として以下を列挙している。

1号財産：公益目的保有財産（継続して公益目的事業のために使用する財産であり、基本的に固定資産が想定される。）

2号財産：法人活動保有財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に継続して使用する財産）

3号財産：公益充実資金

4号財産：資産取得資金（法人活動保有財産の取得又は改良に充てるために保有する資金）

5号財産：特定費用準備資金

6号財産：指定寄附資金（寄附等によって受け入れた財産で交付者の定めた使途に充てるために保有する資金（当該資金から生じた果実を除く））

(2) 第2項について（予備財産を保有する場合の使途不特定財産額の算定方法）

法第17条第2項は、保有制限の対象となる使途不特定財産額の算定において、使途が特定されていない財産のうち「予備財産」を除いた財産の額を使途不特定財産額としていることを踏まえ算定方法を規定する。なお、予備財産の要件において、予備財産額は、保有する全ての使途が特定されていない財産の額を超えないものであることとしているため、本項で規定する控除後の額がマイナスとなることはない。

(3) 第3項について（控除対象財産）

公益法人認定法施行規則では、控除対象財産を第1号から第6号まで列挙しているが、公益信託については、公益事務を行うことのみを目的とし、収益事業等を行わないことなどから、公益法人の控除対象財産の全てを規定する必要はない。公益信託の控除対象財産については以下となる。

【公益目的保有財産】

継続して公益信託事務の実施に供する信託財産（公益目的保有財産）は、控除対象財産とする。当該財産は、特定の公益信託事務のために継続的に使用されているもの（断続的であっても、長期間継続して使用している場合は継続的に使用しているものとする。また、その果実を継続的に公益目的事業の財源に充てることを目的として保有し、その果実によって公益信託事務の費用が賄われているものは使用されているとする。）。固定資産（土地・建物等の実物資産のほか、運用目的の有価証券も含む。）が該当する。

当該財産から派生して取得した果実（配当金等の金銭）は、継続して使用する性質のものではないため、本号の対象外であるが、それを原資に公益信託事務に継続的に使用する財産を取得したり、果実を公益充実資金（3号財産）としたりすることで控除対象財産とすることができる。

長期に渡って使用されていない財産や使用見込みのない財産（果実が公益信託事務として使用されていないような財産を含む。）は、「継続して公益信託事務の実施に供する信託財産」とは言えない。

※ 公益法人については、財務規律の多くで公益目的事業費とそれ以外の費用を分ける必要があること、公益目的事業のために使用・処分しなければならない財産（公益目的事業財産。認定取消等の場合に、贈与が必要な財産となる。）を明確にする必要がある等の事情から、「公益目的保有財産」と「法人活動保有財産」が分けられているが、そうした必要性のない公益信託においては、管理事務を含む「公益信託事務」の実施に供する財産を対象としている。

【公益充実資金】

公益充実資金は、将来の特定の公益充実活動等に係る費用等の支出に充てるために必要な資金であり、控除対象財産の対象とする。「必要な資金」というためには、当該公益充実活動等が実施される見込み（蓋然性）があることが求められるところ、公益充実活動等のために使用されることが見込まれる財産と整理できる。

※ 収益事業等を実施することが可能な公益法人においては、公益目的事業以外の活動等のために、「資産取得資金」及び「特定費用準備資金」の制度が準備されているが、公益事務の実施のみを目的（収益事務等を実施しない）とし、公益充実活動等に信託の管理のための活動も含まれる公益信託においては、両制度は存在しない。

【指定寄附資金】

委託者・寄附者等による使途の定めに従って保有する資金（金銭、預金、有価証券等を含む金融資産）は、寄附者等による使途の定めに従い、公益信託事務を処理するために費消されるべく待機しているものであり、これらの使途に現に使用されている財産ではないが、使用されることが見込まれる財産であることから、控除対象財産に該当する。なお、財産自体を費消するのではなく、当該財産を継続的に運用しその果実を事業の財源として使用する場合は、当該財産は、公益目的保有財産（1号財産）として整理される。

控除対象の指定寄附資金として整理するためには、当該資金の目的である活動を行うことが見込まれる必要があり、活動が見込まれない場合や、活動のために必要とされる以上の財産は、「指定寄附資金」とは言えない。なお、公益法人においては、**指定寄附資金に相当する純資産は指定純資産に区分され**、計算書類に指定寄附資金の発生年度別残高及び使用見込みを開示することとされており、当該資金が長期間使用されていないような場合に

行政庁が説明を求めることも想定されている。公益信託における財務情報の開示の在り方等について、更に検討を進めることを予定している。

なお、当該財産から生じた果実については、寄附等により受け入れた財産そのものであるため、指定寄附資金の範囲から除外することとする。

(4) 第4項について（寄附等によって受け入れた財産の備置き及び閲覧）

寄附者に対する説明責任を果たし、公益信託の透明性を確保するため、第4項各号に定める事項について備置き及び閲覧等の措置を講じる必要がある。当該事項を記載した書類は、行政庁に提出することとしており、行政庁において一元的に公表されることとなる。

(5) 第5項について（指定寄附資金の要件）

公益法人の指定寄附資金（第6号財産）の場合と同様、① 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること、②他の資金と明確に区分して管理されていること、③取崩しについて特別な手続きが定められていることを要件としている。

(6) 第6項及び第7項について（対応負債の額）

使途不特定財産額の算定上、負債が二重で減算されないことがないように、控除対象財産の額から控除対象財産に対応する負債の額を控除した後の額を総資産額から控除する必要がある。控除対象財産に対応する負債の額は、具体的には、以下のア又はイの計算式で算定される。なお、純資産を指定純資産と一般純資産に区分しない場合の純資産は**本算定上**一般純資産として取り扱うこと（指定純資産は0）とする。

ア 個別対応方式（第6項）

控除対象財産と個別の対応関係が明らかな負債をまず特定する。控除対象財産から、負債との個別の対応関係が明らかな額と指定純資産から充当される額とを控除した財産額の中には、資産の各科目との対応関係が明らかなでない負債に係るものが含まれるが、これを資産の各科目との対応関係が明らかなでない負債の額と一般純資産額との割合に基づいて算出する。

すなわち、対応負債額は、以下の式のとおりとなる。

$$\begin{aligned} & A \text{ 各控除対象財産と個別対応する負債額} + \\ & \quad (\text{控除対象財産額} - A - \text{指定純資産額}) \\ & \times B \text{ (負債額} - \text{引当金の額} - \text{各資産に対応する負債の合計額)} \\ & \quad \underline{\hspace{10em}} \\ & \quad \quad (B + \text{一般純資産額}) \end{aligned}$$

イ 簡便方式（第7項）

控除対象財産より、指定純資産から充当される額を控除した財産額の中には負債に係るものが含まれうるが、これを負債の額と一般純資産額との割合に基づいて算出する。すなわち、対応負債額は、以下の式のとおりとなる。

$$\frac{(\text{控除対象財産額} - \text{指定純資産額}) \times A (\text{負債額} - \text{引当金の額})}{(A + \text{一般純資産額})}$$

第三十七（M＋4）条 （公益信託事務継続予備財産を保有している場合の公表事項等）

（公益信託事務継続予備財産を保有している場合の公表事項等）

第三十七（M＋4）条 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第三十五（M＋2）条第二号に規定する限度額及びその算定根拠とする。

2 法第十七条第三項の規定により公表する公益信託事務継続予備財産を保有する理由は、第三十五（M＋2）条各号に掲げる要件に適合することを説明するものでなければならない。

3 法第十七条第三項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

1. 本条の概要

公益信託継続予備財産については、一律にその保有目的や上限額等を定めることとしておらず、合理的に説明できる額の財産を保有できるところ、受託者は、予備財産の必要性について、継続的に説明責任を全うすることが特に求められる。このため、予備財産の透明性を確保し、社会的監視機能を高める観点から、法律上予備財産保有の理由等について、閲覧に応じるだけに留まらず、受託者自身が公表しなければならないこととしている。

本条においては、法律で規定する予備財産保有理由及びその額以外の公表事項（第1項）、公表方法等（第2項及び第3項）について規定することとする。

2. 各条項の説明

(1) 第1項及び第2項について

予備財産の透明性を確保し、説明責任を全うする観点からは、予備財産について、要件に適合していることについて確認するに足る情報の開示を求める必要がある。

この点、資金保有の必要性（第35（M＋2）条第1号）等については、予備財産を保有する理由に含まれると考えられるところ、理由の記載内容として、第35（M＋2）条各号に掲げる要件に適合することを説明するものでなければならない（第2項）としたうえで、予備財産保有理由及びその額以外の公表事項としては、予備財産の限度額及びその算定根拠を規定することとする。

これにより、行政庁を含むステークホルダーは、第35（M＋2）条第1号適合性（予備財産の必要性）について、予備財産を保有する理由が、財務諸表に示された法人の資産や収支の状況、事業報告等に示された事業内容等に照らして合理的であるか、確認できることになると考えられる。

また、予備財産の限度額及びその算定根拠を開示させることにより、第35（M＋2）条第2号適合性（第1号の必要性に基づく限度額の算定）について、適切に確認ができることになると考えられる。

予備財産の額が、第35(M+2)条第3号適合性(限度額及び使途が不特定の財産(予備財産を控除する前の使途が不特定の財産)の額を超えないことについては、予備財産の額、限度額、及び使途が不特定の財産の額が明らかであれば明白である。このうち、使途が不特定の財産の額については、「使途不特定財産に関する数値及びその計算の明細(第N+1条第5号)として開示を求めることを想定している。

(2) 第3項について

第3項は、公表方法について、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとして定めている。予備財産の保有に係る透明性を確保するとの制度の趣旨を踏まえ、公表については、ホームページへの掲載など国民が手軽にアクセスできる形で行われることが望ましいため、インターネット等の適切な方法で公表を行うことを規定する。なお、具体的な公表時期としては、決算の手續が終了しないと予備財産額も確定できないことを踏まえ、公益信託の決算書類の作成・備置等の期限が毎信託事務年度経過後3月以内(法第20条第2項)とされていることと併せ、毎信託事務年度の経過後3月以内を想定しているが、法律上「翌信託事務年度開始後速やかに」と既に規定しており、その詳細な内容については、ガイドラインで規定することとする。

第三十八（M＋5）条 （寄附の募集等に関する禁止行為）

（寄附の募集等に関する禁止行為）

第三十八（M＋5）条 法第十八条第四号の内閣府令で定める行為とは、次に掲げる行為とする。

- 一 寄附者に対し虚偽のことを告げる行為
- 二 寄附者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 三 寄附者に対し、公益信託の信託行為の内容に関する事項であって、寄附の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げる又は表示する行為

1. 本条の概要

本条は、法第 18 条に規定する寄附の募集に関する禁止行為に関して、同条第 4 号の委任に基づき、具体的な行為について規定するものである。

2. 各条項の説明

本条は、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのあるものとして¹²、信託業法第 24 条第 1 項及び同法施行規則第 30 条の規定を参考として定めるものである。

信託業法第 24 条第 1 項第 1 号から第 4 号までにおいては、信託契約の勧誘についての行為準則として、委託者保護にかける典型的な行為と考えられる行為を禁止事項として列挙するとともに、その他委託者の保護にかけるものとして内閣府令で定める行為（同法施行規則第 30 条）についても禁止事項としている。これらは、信託業行政において委託者の保護等を確保するために必要な準則として整理されてきたものであり、受益権に係る規律など公益信託の引受に関係ないものを除いた禁止事項については、公益信託を引き受ける場合において、これらの行為を供すべきと考える理由はない。これらの規律については、公益信託法第 18 条の規律（例えば寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること）重複する中身を含むが、公益信託において受託者保護に万全を期す観点から、と公益信託においても類型的に起こり得て禁止すべき行為として、同条第 1 号の「委託者に対し虚偽のことを告げる行為」、第 2 号の「委託者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為」、信託業

¹² 公益認定法第 17 条第 4 号においては、「前 3 号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること」が禁止事項に挙げられている。第 M＋5 条は限定列挙であり、見方によっては、公益認定法の禁止事項よりも狭くなっている可能性もあると言い得る。しかしながら、信託業法の規律は、信託業に係る規制の歴史の中で整理された行為規律であり、少なくとも、現時点において、公益認定法第 17 条第 4 号に規定された禁止事項であって、第 M＋5 条の範囲に含まれないものはないと考えている。

法施行規則第 30 条第 1 号の「委託者に対し、信託契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為」を禁止する旨規定するものである¹³。

第 217 回通常国会において、「信託業法の一部を改正する法律案」が提出されている。本法律案は、公益信託に関する法律により公益信託に係る行政庁による認可制度及び受託者規制等が設けられることを踏まえ、公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業法第 3 条の規定による信託業の免許又は同法第 67 条の規定による信託契約代理業の登録等に係る規定の適用を除外することとしている。これにより、公益信託の引受けのみを行う受託者は、信託業法の適用を受けないこととなる。

また、信託業法においては、「委託者」としているが、本条においては、「寄附者」と規律することで、委託者も含めた寄附者全体に対しての行為規制としている。

○参照条文（信託業法）

（信託の引受けに係る行為準則）

第二十四条 信託会社は、信託の引受けに関して、次に掲げる行為（次条に規定する特定信託契約による信託の引受けにあつては、第五号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 委託者に対し虚偽のことを告げる行為
- 二 委託者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 三 委託者若しくは受益者又は第三者に対し、特別の利益の提供を約し、又はこれを提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）
- 四 委託者若しくは受益者又は第三者に対し、信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかった場合にこれを補足することを約し、又は信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかった場合にこれを補足する行為（第三者をして当該行為を約させ、又は行わせる行為を含み、自己の責めに帰すべき事故による損失を補てんする場合を除く。）
- 五 その他委託者の保護に欠けるものとして内閣府令で定める行為

2 信託会社は、委託者の知識、経験、財産の状況及び信託契約を締結する目的に照ら

¹³ 公益信託の効力発生前においては、受託者及び信託管理人は存在しないが、制度の趣旨を踏まえると、公益信託の効力発生前においてもこれらの行為を禁止すべきことは当然である。万一、認可後にそうした行為があったことが発覚した場合には、公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力がない（当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みを備えていない）又は公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をする能力がないとして、監督上の措置が講じられることになる。

して適切な信託の引受けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならない。

○参照条文（信託業法施行規則）

（信託の引受けに係る行為準則）

第三十条 法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 委託者に対し、信託契約に関する事項であってその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為
- 二 自己との間で信託契約を締結することを条件として自己の利害関係人（法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この章において同じ。）が委託者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該委託者との間で当該信託契約を締結する行為（委託者の保護に欠けるおそれのないものを除く。）
- 三 その他法令に違反する行為

第三十九（N）条 （信託事務年度開始前までに作成し備え置くべき書類）

（信託事務年度開始前までに作成し備え置くべき書類）

第三十九（N）条 法第二十条第一項の内閣府令で定める書類は、当該信託事務年度に係る次に掲げる書類とする。

一 事業計画書

二 収支予算書

三 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（特定資産公益信託を除く。）

四 当該信託事務年度開始の日における法第七条第二項第四号及び第五号（受託者及び信託管理人に関する事項に限る。）に掲げる事項を記載した書類

2 前項第四号に掲げる書類の内容が、当該信託事務年度開始の日の前日において法第二十条第一項の規定により備え置かれた書類の内容と変更がないときは、当該備え置かれた書類を、同日において同項第四号の書類として作成された書類として取り扱うものとする。

1. 財産目録等の作成等における全体像

公益信託制度においては、公益法人制度と同様に、公益信託が継続的・発展的に社会的課題解決に取り組んでいくためには、国民からの信頼を確保し、その支援・寄附に広く支えられていくことが重要であるとの認識の下、公益信託の受託者の説明責任等の観点から、公益信託の受託者による書類の作成・備置・開示・行政庁による公表の制度が設けられている。

これらの情報開示により、公益信託の受託者は、寄附者等資金提供者や社会に対する説明責任、情報開示による公益信託内部のガバナンスの向上、寄附者を行おうとする者に対しての適切な情報提供等の役割を果たすことができるものと考えられる。

上記の趣旨を踏まえ、公益信託における具体的な情報開示の仕組み（定期提出書類）として、以下①～③の書類の作成・備置き・行政庁への提出が求められている。

① 毎信託事務年度開始の前日までに備え置く書類（信託事務年度終了まで備置き）

事業計画書、収支予算書、内閣府令で定める書類（府令第 39（N）条）

② 毎信託事務年度後 3 か月以内に備え置く書類（信託事務年度終了後 5 年間備置き）

信託財産に係る財産目録、受託者等名簿、公益信託報酬の支払基準、内閣府令で定める書類（府令第 40（N+1）条）

③ その他法令上備置きが要請されている書類

公益信託の内容を証する書面、信託財産に係る帳簿その他の書類（信託法第 37 条第 1 項）、貸借対照表、損益計算書その他の書類（信託法第 37 条第 2 項）

①の詳細は、府令第 39（N）条において、②の詳細は、府令第 40（N+1）条において規定し、書類の具体的な内容は第 41（N+2）条以下に規定することとする。また、③の信託財産に係る帳簿、貸借対照表等については、信託法の委任事項であることから、公益信託に関する法律第三十三条第三項において読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第

三号の規定等の信託法施行規則及び信託計算規則の適用に関する命令（合同命令）において具体的な内容について規定することとする。

2. 本条の概要

本条は、法第21条第1項の委任に基づき、信託事務年度開始前までに作成し備え置くべき書類を規定する。これらの書類は、当該事業年度の末日までの間、受託者の住所に備置き、閲覧等に応ずるとともに、行政庁に提出し（法第21条第1項）、行政庁において公表される（法第21条第2項）。また、電磁的記録として作成することも可能である（法第20条第3項）。

3. 各条項の説明

(1) 第1項について

本項は、信託事務年度開始の前日までに作成、備置きを要する書類として、公益法人認定法規則第45条にならい、①事業計画書、②収支予算書、③資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、④当該信託事務年度開始の日における公益事務の種類及び内容に関する書類並びに信託行為の内容のうち、受託者及び信託管理人に関する事項を記載した書類を規定する。

公益信託認可の申請書に記載された公益事務の内容、受託者・信託管理人の体制等を踏まえ、毎事業年度行う事業の計画について、その裏付けとなる予算（資金調達・設備投資を含む）の作成・備置き・開示を求めることとしている。委託者、信託管理人等によるガバナンスの確保の必要性、透明性の確保、国民によるチェック機能の重要性等に鑑み、これらの書類を求めることとする。なお、特定資産公益信託においては、借入等の資金調達や設備投資が通常想定されないこと、仮に借入金等が生じても、収支ベースの収支予算書により表示が可能であることから、③の書類については、除くこととしている。また、公益信託においては、公益信託事務の内容等に照らして、資金調達や設備投資を行うことが想定されないものも多いと考えられるところ、様式上で「該当なし」にチェックすればよいようにするなど、受託者の負担が提言されるよう、運用面での検討を行うことを想定している。

(2) 第2項について

本項は、第1項第4号に掲げる書類について、既に備え置かれている書類と変更がない場合には、作成したものと取り扱う旨規定するものである。

第1項の通り、④当該信託事務年度開始の日における公益事務の種類及び内容に関する書類並びに信託行為の内容のうち、受託者及び信託管理人に関する事項についても、作成を求めることとするが、公益信託においては、公益信託認可時に提出した（変更認可を受けた場合は変更認可後）ものから通常変更はないものと考えられることから、重

ねて作成を求めないことを、本項において明確にすることとする。

なお、行政庁への提出についても重ねて求めないこととする（詳細は第48条第2項御参照。）。

○参照条文（公益法人認定法規則）

（事業年度開始前までに作成し備え置くべき書類）

第四十五条 法第二十一条第一項の内閣府令で定める書類は、当該事業年度に係る次に掲げる書類とする。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 四 当該事業年度開始の日における法第七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を記載した書類

第四十（N＋1）条 （信託事務年度経過後三か月以内に作成し備え置くべき書類）

（信託事務年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類）

第四十（N＋1）条 法第二十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（特定資産公益信託にあっては、第一号及び第二号に掲げる書類に限る。次項において同じ。）とする。

一 次に掲げる受託者に関する重要な事項について記載した書類（当該受託者が法人その他の団体の場合にあっては、イからニまで、当該受託者が個人の場合にあっては、ホに限る。）

イ 理事、取締役、監事、監査役その他の役員に関する事項

ロ 貸借対照表の要旨その他の財務に関する状況

ハ 職員又は従業員の数その他の状況

ニ 寄附行為、定款、規則その他の基本約款に関する事項

ホ 当該受託者の職業に関する事項

二 次に掲げる公益信託事務の処理に関する重要な事項について記載した書類

イ 寄附を受けた財産の額

ロ 金融資産の運用収入の額

ハ 資産、負債及び期末純資産の額

ニ 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の第九（H）条で定める財産についての保有の有無

ホ 関連当事者（令第一条各号に掲げる者をいう。）との取引に関する事項及びその明細

ヘ 海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無

三 中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

四 公益事務割合に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

五 使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細を記載した書類六 公益充実資金について第二十三（L＋6）条第一項第六号に掲げる事項を記載した書類

七 公益信託事務継続予備財産について第三十四（M＋1）条第一項に規定する限度額及びその算定根拠並びに同条第二項に規定する保有する理由を記載した書類

八 指定寄附資金について第三十六（M＋3）条第四項の規定により備置き及び閲覧等の措置が講じられるべき事項について記載した書類
2 前項各号に掲げる書類は、公益信託認可を受けた後遅滞なく法第二十条第二項各号に掲げる書類を作成する場合にあっては、作成を要しない。

3 第二条第四項の規定は、第一項第一号の書類の作成について準用する。

4 前条第二項の規定は、信託事務年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類について準用する。この場合において、同項中「前項第四項」とあるのは「法第二十条第二項第二号又は第三号」と、「信託事務年度開始の日の前日」とあるのは「信託事務年度

終了の日から三月经過した日」と、「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項」とする。

1. 本条の概要

本条は、信託事務年度経過後、3か月以内に作成し備え置くべき書類（以下「定期提出書類」という。）を規定する。これらの書類は、5年間、受託者の住所に備置き、閲覧等に応ずるとともに、行政庁に提出し（法第21条第1項）、行政庁において公表される（第21条第2項）。なお、電磁的記録として作成することも可能である（法20条3項）。

定期提出書類は、原則公益信託認可時に確認をした公益信託認可基準等の適合性について、引き続き適合しているか等確認するとともに、公表を通じて幅広いステークホルダーに公益信託の運営状況を明らかにする目的で受託者より提出を求めるものであり、公益信託認可時に提出した書類と共通する部分も多い。

公益法人においては、財産目録、役員等名簿、役員報酬規程に加え、キャッシュ・フロー計算書¹⁴、運営組織に関する重要な事項、事業活動に関する重要な事項、財務規律等に係る明細などが規定されており、多岐にわたっている。

本条においては、公益法人制度と同じ考え方のもと、制度の違いを踏まえつつ、公益法人制度と整合した情報開示が行われるよう、必要な開示文書を定めることとしている。

なお、上記1(1)基本的な考え方で説明のとおり、信託事務年度経過後3か月以内に作成し備え置くべき書類には、信託財産に係る帳簿、貸借対照表等信託法第37条第1項・第2項に規定される書類も挙げられ、これらの中には公益法人における事業報告に相当する信託概況報告も含まれることとなる。

2. 各条項の説明

(1) 第1項について

本項は、信託事務年度開始後、3か月以内に作成し備え置くべき具体的な書類について、規定している。なお、本項に規定する書類は法第20条第4項に規定する「財産目録等」に該当し、備置き、閲覧だけでなく、行政庁による公表対象の文書となる。

ア 受託者に関する重要な事項について記載した書類（第1号）

公益信託に対して寄附をしようとする者にとって、当該公益信託の受託者がどのような組織であるのかを知ることは、重要な事項であると考えられる。そこで、本号では、

¹⁴ 【キャッシュ・フロー計算書】

公益法人については、会計監査人を設置しなければならない場合（負債が50億円以上又は収益・費用・損失が100億円以上の法人）等に、作成・備置等を求めている。公益信託についても同様の仕組みとすることが想定されるが、①現時点において、会計監査人が必置となるような規模の公益信託は存在しておらず、金銭の助成を行う公益信託が大宗であること、②金銭助成のみの公益信託においては、作成の必要性に乏しく、受託者の負担も考慮する必要があること、③今後どのような公益信託が出現するか分からないことといった事情を踏まえ、事業型の公益信託など新たな公益信託の発展を踏まえて検討することとし、現時点においては、作成は義務付けないものとする。

公益法人における運営組織に関する開示事項（公益法人認定法施行規則第46条第1項第2号各号）を参考に、受託者組織の概要について開示を求めるものとし、その具体的な内容については、受託者が法人である場合には以下の①～④、個人である場合には⑤を求めることとする。

- ① 理事、取締役、監事、監査役その他の役員に関する事項
- ② 貸借対照表の要旨その他の財務に関する状況
- ③ 職員又は従業員の数その他の状況
- ④ 寄附行為、定款、規則その他の基本約款に関する事項
- ⑤ 当該受託者の職業に関する事項

なお、各項目の開示の必要性は、受託者の種類（他の法令により透明性が確保されているか否か）や、受託者の事業と公益信託事務の関係（公益信託財産と固有財産の間の取引の量）、受託者の事業に占める公益信託事務に係る事務の割合等に応じて変わりうるものであると考えられる。

また、受託者の負担や利益（営利企業（特に未上場会社）における競争上の不利益等を含む）にも配慮する必要がある、具体的な内容については、今後、様式等とガイドラインの検討と併せて実施することとする。

イ 公益信託事務の処理に関する重要な事項を記載した書類（第2号）

公益法人については、事業活動に関する重要な事項として、寄附や運用収入の額、資産・負債及び純資産の状況、株式等の保有状況、関連当事者との取引に関する事項、海外送金の有無等の記載を求めている。

寄附や運用収入の額、資産・負債の状況等は、財務諸表において把握可能であるが、一覧性をもって分かりやすく示す趣旨（現に、内閣府においてこの数値を活用して統計情報を作成し、公表している。）で開示を求めている。

株式等の保有状況や関連当事者（政令第1条に定める者）との取引については、特別の利益等の観点から透明性を担保する趣旨で開示を求めている。また、海外送金等に関しては、マネーロンダリング・テロ対策（コンプライアンス確保の趣旨で、技術的能力の観点がある）の確保等の観点から記載を求めているところである。

「関連当事者との取引に関する事項及びその明細」については、公益法人における開示基準（経常収益又は経常費用の100分の10を超える取引又は100万円を超える取引等）と平仄を合わせて、今後、更に検討を進め、ガイドライン等において明らかにすることを予定している。

ウ 財務規律の適合状況等を説明した書類（第3号から第8号まで）

本号においては、財務規律の適合性を確認するため、中期的収支均衡及び公益充実資金（法第16条第1項）に関する事項、公益事務割合（法第16条第2項）に関する事

項、使途不特定財産額及び公益目的事業継続予備財産（法第17条）に関する事項、使途不特定財産額に含まれない財産として定められる指定寄附資金（第110条）に関する事項について、適合性を示す数値及びその計算の明細並びに関連する公表事項について書類提出を求めることとする。

(2) 第2項について

第1項各号に掲げる書類については、「財産目録等」に該当し、備置き、行政庁への提出・公表が行われることとなり、「財産目録等」については、法第20条第2項括弧書きの規定により、公益信託認可を受けた後遅滞なく作成することが義務付けられているが、同条第2項各号に規定する書類を作成している場合には、作成を要しない旨規定するものである。公益信託認可の申請時にも同様の書類は認可を前提に作成しており、重複を避ける意図となる。

(3) 第3項について

第1項第1号に掲げる受託者固有に関する情報開示については、他の法令等の要請に基づき、受託者のホームページ等で開示されていることも想定される。そこで、本項では、そのような場合に改めて当該内容を記載した書類行政庁に提出することは、受託者の負担にもなることから、当該ホームページアドレスを示すことで足りる旨規定している。

(4) 第4項について

本項は、法第20条第2項第2号（受託者等名簿）及び第3号（公益信託報酬の支払基準）に掲げる書類について、既に備え置かれている書類と変更がない場合には、作成したものと取り扱う旨規定するものである。これらの書類については、毎年変更が起らない可能性も高いことから、受託者の負担軽減のために定めるものである。

なお、行政庁への提出についても重ねて求めないこととする（詳細は第49条第3項御参照。）。

○参照条文（公益法人認定法規則）

（事業年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類）

第四十六条 法第二十一条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 キャッシュ・フロー計算書（作成している場合又は法第五条第十三号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。）
- 二 次に掲げる運営組織に関する重要な事項について記載した書類
 - イ 社員その他の構成員（公益社団法人に限る。）の数その他の状況
 - ロ 評議員（公益財団法人に限る。）、理事及び監事の数その他の状況
 - ハ 理事等の当該事業年度に係る役員報酬、賞与その他の職務遂行の対価（当該理事等が

当該公益法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務遂行の対価を含む。)として公益法人から受ける財産上の利益の合計額が二千万円を超える者が存する場合には当該額及びその必要の理由

ニ 会計監査人の有無及び設置している場合にあってはその氏名又は名称

ホ 職員の数その他の状況

ヘ 社員総会、評議員会及び理事会の開催年月日及び主な決議事項等

ト 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況

チ 事業・組織の体系(複数の事業又は組織がある場合に限る。)

三 次に掲げる事業活動に関する重要な事項について記載した書類

イ 寄附を受けた財産の額

ロ 金融資産の運用収入の額

ハ 資産、負債及び期末純資産の額

ニ 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の第六条で定める財産についての保有の有無

ホ 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

ヘ 海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無

四 中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

五 公益目的事業比率に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

六 使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

七 公益充実資金について第二十三条第一項第二号に掲げる事項を記載した書類

八 公益目的事業継続予備財産について第三十七条第一項に規定する限度額及びその算定根拠並びに同条第二項に規定する保有する理由を記載した書類

九 特定費用準備資金について第三十一条第三項第五号の規定により備置き及び閲覧等の措置を講じられるべき事項を記載した書類

十 資産取得資金について第三十六条第四項において読み替えて準用する第三十一条第三項第五号の規定により備置き及び閲覧等の措置が講じられるべき事項を記載した書類

十一 指定寄附資金について第三十六条第五項の規定により備置き及び閲覧等の措置が講じられるべき事項について記載した書類

2 前項各号に掲げる書類は、公益認定を受けた後遅滞なく法第二十一条第二項各号に掲げる書類を作成する場合にあっては、作成を要しない。

3 第一項第三号ホ及びヘに掲げる事項並びに第四号から第十一号までに掲げる書類については、一般社団・財団法人法第二百二十九条第一項(一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。)に規定する計算書類等に記載されている場合又は該当するものがない場合にあっては、作成を要しない。

第四十一（N＋2）条 （収支予算書及び財産目録）

（収支予算書及び財産目録）

第四十一（N＋2）条 法第二十条第一項の規定により作成すべき収支予算書及び同条第二項の規定により作成すべき財産目録については、次条から第四十五（N＋6）条までに定めるところによる。

1. 本条の内容

本条は法第20条第1項の規定により作成すべき収支予算書及び同条第2項の規定により作成すべき財産目録の作成方法について次条以降において定めることを定めるものである。

○参照条文（公益法人認定法規則）

（収支予算書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書）

第四十七条 法第二十一条第一項の規定により作成すべき収支予算書並びに同条第二項の規定により作成すべき財産目録及びキャッシュ・フロー計算書については、次条から第五十一条までに定めるところによる。

第四十二（N＋3）条 （収支予算書の区分）

（収支予算書の区分）

第四十二（N＋3）条 第三十九（N）条第二号の収支予算書の区分については、**命令第三十一条**の規定の例による。

2 命令第十九条に規定する収支決算書を作成する特定資産公益信託における収支予算書は、収入と支出の見込みを明らかにするものとする。

1. 本条の内容

本条は、収支予算書について、損益計算書の区分に準じて表示することを規定する。区分については、経常収益、事業費、管理費、経常外収益及び経常外費用とする。詳細については、**命令第31条**の説明部分を御参照。

なお、特定資産公益信託の収支予算書については、収入と支出の見込みを明らかにするものとして、収支決算書の表示にならって作成することが考えられる。

○「内閣府令・法務省令」（公益信託計算規則部分、信託計算規則第4条関係）

（損益計算書の区分）

第三十一条 損益計算書は、次に掲げる区分を設けて表示しなければならない。

- 一 経常収益
- 二 事業費
- 三 管理費
- 四 経常外収益
- 五 経常外費用

2 前項第四号及び第五号に掲げる区分については、経常外収益又は経常外費用を示す適当な名称を付することができる。

3 損益計算書の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない。

○参照条文（公益法人認定法規則）

（収支予算書の区分）

第四十八条 四十五第二号の収支予算書は、次に掲げる区分を設けて表示しなければならない。

この場合において、各区分（第二号に掲げる区分を除く。）は、適当な項目に細分することができる。

- 一 経常収益
- 二 事業費
- 三 管理費
- 四 経常外収益
- 五 経常外費用

- 2 事業費に係る区分には、次に掲げる項目を設けなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。
 - 一 公益目的事業に係る事業費
 - 二 収益事業等に係る事業費
- 3 第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる区分については、公益目的事業に係る額を明らかにしなければならない。
- 4 第一項第四号及び第五号に掲げる区分については、経常外収益又は経常外費用を示す適当な名称を付することができる。
- 5 収支予算書の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない。
- 6 公益法人が一般社団・財団法人法第二百二十三条第二項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する損益計算書については、前各項の規定の例による。ただし、法第十九条第一項ただし書の適用を受ける公益法人が作成する収支予算書及び当該損益計算書については、第一項、第四項及び第五項の規定の例による。この場合において、第一項中「各区分（第二号に掲げる区分を除く。）は、」とあるのは、「各区分は、」とする。

第四十三（N＋4）条 （財産目録）

（財産目録）

第四十三（N＋4）条 法第二十条第二項第一号の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、負債の部は、適当な項目に細分することができる。

一 資産の部

二 負債の部

2 資産の部は、流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。

3 財産目録の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない。第三十六（M＋3）条第三項各号に掲げる財産については、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示しなければならない。

1. 本条の内容

本条は、法第20条第2項第1号の財産目録の表示方法について定めるものである。公益法人の財産目録の表示方法を参考としている。

なお、特定資産公益信託の受託者が本条の規定に従い作成する財産目録については、命令第19条の規定により、信託法第37条第2項の書類とすることができる。

○参照条文（公益法人認定法規則）

（財産目録の区分）

第四十九条 法第二十一条第二項第一号の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、負債の部は、適当な項目に細分することができる。

一 資産の部

二 負債の部

2 資産の部は、流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。

3 財産目録の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない。この場合において、第三十六条第三項各号に掲げる財産については第四十条の方法により表示しなければならない。

4 資産の部の各項目は、第四十二条第一項に規定する各経理単位の内訳を表示しなければならない。

5 公益法人が一般社団・財団法人法第二百二十三条（一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する貸借対照表については、第一項から第三項までの規定の例による。この場合において、純資産の部については、次に掲げる項目に区分するものとする。

- 一 基金
- 二 指定純資産
- 三 一般純資産

6 貸借対照表において、第一項から第四項までの規定により財産目録に表示すべき事項を表示しているときは、その表示をもって財産目録とみなすことができる。

(公益目的事業の用に供するものである旨の表示の方法)

第四十条 法第十八条第七号の内閣府令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。

第四十四（N＋5）条 （財産目録等の承認）

（財産目録等の承認）

第四十四（N＋5）条 法第二十条第一項に規定する事業計画書、収支予算書並びに命令第二十四条第二項に規定する貸借対照表、損益計算書（特定資産公益信託にあっては、同令第十九条第三項に規定する財産目録、収支決算書）及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書は、信託管理人の承認を受けなければならない。事業計画書又は収支予算書の変更についても、同様とする。

1. 本条の内容

本条は、事業計画書、収支予算書及び貸借対照表等計算書類について、信託管理人の承認を受けることを規定する。

信託法第36条は、「委託者又は信託管理人は、受託者に対し、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況について報告を求めることができる。」として、受託者に対して報告請求を定めている。公益信託においては、公益信託事務の適正性の確保の観点から、信託管理人による受託者の監督が求められる。

公益信託法及び信託法において、信託管理人がどの程度の頻度、態様で監督を行うかは具体的に規定されていないが（信託法第37条第3項において、信託行為に別段の定めがあるときを除き、同条第2項の書類を作成したときに、その内容を報告しなければならない旨規定されている。）、少なくとも、年に1回、信託事務年度終了後において、公益事務の実施状況、信託財産の状況等についてチェックし、公益信託事務が法令及び信託行為に従って適切に実施されているかを確認し、意見を表明することとすることが適切である。こうした観点から、財務諸表等の作成に当たり、信託管理人の承認を求めることとする。

また、事業計画書及び収支予算書については、例えば予期せぬ寄附や公益事務の実施が困難になった場合等、信託事務年度中に変更が生じることも想定されることから、変更の場合においても信託管理人の承認を要することを規定する。

○参照条文（公益法人認定法規則）

（備置き等すべき財産目録及びキャッシュ・フロー計算書）

第五十一条 法第二十一条第二項第一号に掲げる財産目録及び第四十六条第一項第一号に掲げるキャッシュ・フロー計算書は、定時社員総会又は定時評議員会（一般社団・財団法人法第二百二十七条の規定（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の適用がある場合にあっては、理事会）の承認を受けなければならない。

2 一般社団・財団法人法第二百二十四条から第二百二十七条まで（これらの規定を一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び一般社団・財団法人法施行規則第三十五条から第四十八条までの規定（これらの規定を一般社団・財団法人法施行規則第六十四条において準用する場合を含む。）は、公益法人が前項の財産目録及びキャッシュ・フロー計算書に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。

第四十五（N＋6）条 （区分経理の方法）

（区分経理の方法）

第四十五（N＋6）条 公益信託の受託者が、当該公益信託において複数の公益事務を行う場合は、損益計算書について各公益事務の内訳を表示しなければならない。ただし、各公益事務に配賦することが困難な収益及び費用がある場合は、これらを共通収益及び費用として表示することができる。

1. 本条の概要

本条は、公益信託の受託者が複数の公益事務を行う場合は、損益計算書上で各公益事務の内訳を表示することを定めている。

2. 各条項の説明

公益法人認定法では、公益法人の行う事業について、公益目的事業会計、収益事業会計、法人会計に区分して表示することが定められている（区分経理／認定法第19条）。

公益信託においては、公益事務を行うことのみを目的としていることから、公益法人における収益事業に相当する事務を実施することがなく、区分経理は不要となるものの、複数の公益事務を行う場合には、各公益事務についてその内訳を表示することを定める。

公益信託についても適用されることとなった、中期的収支均衡の規制に関して、公益法人の収支相償原則は公益目的事業単位での判定がされていたところ、中期的収支均衡では、公益目的事業全体での判定へと見直されている。一方で、行政庁による監督において、公益目的事業単位で構造的に収入が費用を上回る事業がある場合には、公益目的事業該当性の観点から確認を行うことがあるとされている（ガイドライン）。

上記ガイドラインの考え方は公益信託においても妥当すると考えられるところ、内閣府令において、複数の公益事務を行う場合の損益計算書について、公益事務単位での表示を求めるものである。

第四十六（N＋7）条 （電磁的記録）

（電磁的記録）

第四十六（N＋7）条 法第二十条第三項の内閣府令で定めるものは、公益信託の受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

1. 本条の内容

公益信託の受託者が、法第20条第1項又は2項に基づき作成し、備え置く書類については、電磁的記録をもって作成することができるとされており、本条は、法第20条第3項の委任に基づき、電磁的記録の方式について規定するものである。

電磁的記録について、公益法人の場合と取扱いを異にする理由はないため、公益認定規則第52条と同様、公益信託の受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

○参照条文（公益法人認定法規則）

（電磁的記録）

第五十二条 法第二十一条第三項の内閣府令で定めるものは、公益法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

第四十七（N＋8）条 （電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第四十七（N＋8）条 法第二十条第四項第二号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

1. 本条の内容

公益信託の受託者が、法第20条第1項又は2項に基づき作成し、備え置く書類については、同条第3項の規定により電磁的記録をもって作成することができ、同条第4項第2号の規定による電磁的記録に記録された事項を表示したものにより閲覧をさせることができるとされている。本条は、法第20条第4項第2号の委任に基づき、電磁的記録の表示方法について規定をするものである。

電磁的記録の表示方法について、公益法人の場合と取扱いを異にする理由はないため、公益認定規則第54条と同様、電磁的記録の表示については、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とするものとする。

○参照条文（公益法人認定法規則）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五十四条 法第二十一条第五項第二号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

第四十八（N＋9）条 （事業計画書等の提出）

（事業計画書等の提出）

第四十八（N＋9）条 法第二十一条第一項の規定による法第二十条第一項に規定する書類の提出は、同項に規定する書類を添付した様式第六号による提出書を行政庁に提出してするものとし、同項に規定する書類について信託管理人の承認を受けたことを証する書類を併せて添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第三十九条第一項第四号に掲げる書類の提出にあつては、行政庁に提出したこれらの書類のうち、最も遅いものに係るものからその記載事項に変更がないときは、変更がないことを前項に規定する提出書へ記載することで足りる。

1. 本条の概要

本条は、毎信託事務年度開始の前日までに公益信託の受託者が行政庁に提出すべき事業計画等を提出する方法を法第21条第1項の委任に基づき定めている。

2. 各条項の説明

(1) 第1項について

本項は、毎信託事務年度開始の日の前日までに公益信託の受託者は、法第20条第1項に規定する事業計画等をこれらの書類が信託管理人の承認を受けたことを証する書類を添付して提出する旨規定するものである。

信託管理人による承認を証する書類を提出する趣旨は、当該書類が法令（規則第44条等）及び信託行為に従い、公益信託の目的に沿って適正に作成されたものであることを担保するためである。

(2) 第2項について

本項は、第39条第1項第4号に掲げる書類（公益事務の内容並びに受託者及び信託管理人に関する事項）について、最新に行政庁に提出した書類と変更がない場合には、その旨記載（チェック）することで、提出したものと取り扱う旨規定するものである。

○参照条文（公益法人認定法規則）

（事業計画書等の提出）

第五十六条 法第二十二条第一項の規定による法第二十一条第一項に規定する書類の提出は、同項に規定する書類を添付した様式第四号による提出書を行政庁に提出してするものとし、同項に規定する書類について理事会（社員総会又は評議員会の承認を受けた場合にあっては、当該社員総会又は評議員会）の承認を受けたことを証する書類を併せて添付するものとする。

第四十九（N+10）条 （財産目録等の提出）

（財産目録等の提出）

第四十九（N+10）条 法第二十一条第一項の規定による財産目録等（法第二十条第一項に規定する書類及び信託行為の内容を証する書面を除く。以下この条において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第七号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。

一 第二（B）条第二項第三号に掲げる書類

二 第二（B）条第三項第七号に掲げる書類

三 第四十四条に規定する貸借対照表、損益計算書（特定資産公益信託にあっては、財産目録、収支決算書）及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書について信託管理人の承認を受けたことを証する書類

四 前三号に掲げるもののほか、行政庁が受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するために必要と認める書類

2 第二条第三項ただし書の規定は、前項第二号に掲げる書類の添付について、第二条第四項の規定は、前項第一号に掲げる書類の添付について、それぞれ準用する。

3 第二条第五項の規定は、第四十条第一項第一号又は前項第一号若しくは第二号に掲げる書類の提出について、前条第二項の規定は、法第二十条第二項第二号又は第三号に掲げる書類の提出について、それぞれ準用する。

1. 本条の内容

本条は、毎信託事務年度経過後3か月以内に公益信託の受託者が行政庁に提出すべき財産目録等を提出する方法を法第21条第1項の委任に基づき定めている。

2. 各条項の説明

(1) 第1項について

本項は、財産目録等を提出する際の様式第七号による提出書及びその添付書類について規定している。

添付書類については、認可時に添付書類として求めたもののうち、引き続きその適合状況を確認するため、①受託者固有の計算書類、②納税証明書、③貸借対照表等の計算書類について、信託管理人の承認を受けたことを証する書類、④その他行政庁が必要と認める書類について、求めることとする。

経理的基礎における認可基準（受託者固有の財産基盤）を確認するため、認可時に提出を求めた①受託者の財務書類等（貸借対照表及び損益計算書等）は引き続き、求めることとする。

また、②の納税証明書について、公益法人は、法人の欠格事由等を確認する観点から、添付を求めているところ、公益信託においても同様の考え方の下、原則添付を求めることとしている。

これらの資料は、法第 20 条第 4 項に規定する「財産目録等」には該当しないため、備置きや行政庁の公表対象とはならない。

(2) 第 2 項について

本項は、公益信託認可時と同様に、上場会社等や他の法令において、法第 9 条第 1 号ロと同様の滞納処分が欠格事由とされている者（公益法人、特定非営利活動法人等）については、納税証明書の添付は確認書の添付で足りる旨規定するものである。また、受託者固有の計算書類等について、受託者の負担軽減のため、ホームページ等において開示を行っている場合には、その旨記載することで添付書類として提出することを不要とする旨規定するものである。

(3) 第 3 項について

法第 20 条第 4 項に規定する財産目録等については、毎年行政庁への提出が求められるが、特に同条第 2 項第 2 号に規定する受託者等名簿及び同項第 3 号に規定する公益信託報酬の支払基準を記載した書類については、毎年記載内容を変更することがあまり想定されない。また、これらの記載事項の変更がある場合には、受託者は、変更認可や届出を行うことになることから、受託者の負担軽減のため、記載事項に変更がない場合には、その旨記載することで（具体的には様式第 7 号にチェックボックスを設けることを想定）重ねて提出は不要とすることとする。

また、複数の公益信託を受託している場合において、公益信託認可申請時と同様に、定期提出書類の提出時にも、受託者に関する書類（第 40 条第 1 項第 1 号又は本条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の書類）等は 1 年以内に限り、先に他の行政庁に提出したものを当該書類の提出に代えることができ、先に提出を受けた行政庁は他の行政庁に共有する旨規定するものである。定期提出書類は、個別の公益信託ごとに作成・提出することが求められるが、複数の公益信託を受託している者が、各公益信託に共通する受託者固有の情報に関する書類を都度作成・提出することは受託者・行政庁のいずれにとっても煩雑であるため、一つの公益信託に係る提出書類を、提出後一年間は他の公益信託でも共有できるようにすることが合理的である。（複数の公益信託を所管する行政庁が異なる場合であっても、公益信託に係る行政庁のシステム上で当該情報を共有することが可能となっている。）

○参照条文（公益法人認定法規則）

（事業報告等の提出）

第五十七条 法第二十二条第一項の規定による財産目録等（法第二十一条第一項に規定する書類及び定款を除く。以下この項において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。ただし、第一号に掲げる書類にあっては、行政庁が法第六条第五号に該当しないことが確認で

きる場合であつて、行政庁が不要と認めるときには、同号に該当しないことを説明した書類を添付することで足りる。

一 第七条第三項第六号に掲げる書類

二 前号に掲げるもののほか、行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類

- 2 公益認定を受けた日の属する事業年度に係る前項に規定する書類のうち、一般社団・財団法人法第二百二十九条第一項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等については、当該事業年度の開始の日から公益認定を受けた日の前日までの期間と公益認定を受けた日から当該事業年度の末日までの期間とに分けて作成するものとする。

（第七条第三項第六号：滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書）

第五十（オ）条 （公益信託の併合等の申請に関する事項）

（公益信託の併合等の申請に関する事項）

第五十（オ）条 法第二十二条第一項の公益信託の併合等の認可を受けようとする受託者は、公益信託の併合にあつては様式第八号により、吸収信託分割にあつては様式第八号の二及び様式第八号の三により、新規信託分割にあつては様式第八号の四及び様式第七号の五により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、信託の併合にあつては併合後の、吸収信託分割にあつては法第二十二条第三項に規定する分割信託及び承継信託の、新規信託分割にあつては同項に規定する新たな公益信託及び当該新たな公益信託に信託財産の一部を移転する公益信託の法第七条第三項各号に掲げる書類及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第二十二条第一項に規定する公益信託の併合等に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があつたことを証する書面

二 前号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

3 法第二十二条第一項の公益信託の併合等の認可を受けた公益信託の受託者は、遅滞なく併合又は分割後の信託行為の内容を証する書面を行政庁に提出しなければならない。

1. 本条の概要

本条は、法第22条第1項に規定する公益信託の併合等の認可の申請を行う場合において、その手続き及び具体的な添付書類等について規定するものである。

2. 各条項の説明

(1) 第1項について

本項は、公益信託の併合等の認可の申請をしようとする受託者は、併合等の区分に応じ、様式第七号から様式第七号の五により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない旨を規定するものである。公益信託の併合については併合後の公益信託を、吸収信託分割においては、分割信託及び承継信託、新規信託分割にあつては新たな公益信託及び当該新たな公益信託に信託財産の一部を移転する公益信託、それぞれが引き続き公益信託認可の基準に適合するか審査する必要がある、様式についてはそれぞれ分けて規定することとする。

(2) 第2項について

ア 信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があつたことを証する書面（第1号）

本号では、公益信託の併合等を行う場合に、信託内部のプロセスとして、信託法の規定又は信託行為の定めに基づく関係者の合意があることを証する書面を求めるものである。これは、公益信託の変更認可の場合と同様の整理である。

イ その他行政庁が認める書類（第２号）

今般の改正により、従前の助成型の公益信託だけでなく、様々な種類の公益信託について、公益信託の併合等の申請が行われることが予想され、法令で規定する添付書類だけではその内容を把握することがあり得るものと考えられる。そのような場合にあって、行政庁が適法に情報を収集し、公益信託認可の事務を円滑に行うことができるよう、行政庁が必要と認めた書類について提出を求めることができるようにする（基本的には、公益法人の認定実務と同様に、ガイドライン等に定めがない書類については、求めないこととする。）。

(3) 第３項について

本項は、公益信託の併合等の認可を受けた受託者は、変更後の信託行為を遅滞なく行政庁に提出する旨規定するものである。行政庁は、常に最新の信託行為を公表する必要がある、申請の時点では、信託行為の内容を証する書面の変更案が添付されることが想定されることから、変更後の信託行為の内容を証する書面の提出を受ける必要があると考えられる。

第五十一（P）条 （信託の終了の届出）

（信託の終了の届出）

第五十一（P）条 法第二十五条第一項の届出をしようとする公益信託の受託者（信託法第百六十三条第七号に掲げる事由によって公益信託が終了した場合にあっては、破産管財人）は、様式第九号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

1. 本条の内容

本条は、法第25条第1項に規定する公益信託が終了した旨の届出に当たり、同項の委任に基づき、受託者又は破産管財人による届出方法について規定するものである。具体的には、様式第9号において、終了事由や終了年月日の記載を求めることとする。

第五十二（P＋1）条 （清算の届出等）

（清算の届出等）

第五十二（P＋1）条 法第二十六条第一項の届出をしようとする公益信託の清算受託者は、様式第十号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、当該残余財産の給付を受ける法人が法第八条第十三号イからトまでに掲げる法人である場合にあっては、その旨を証する書類を添付しなければならない。

3 法第二十六条第二項の届出をしようとする公益信託の清算受託者は、様式第十一号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

4 前項の届出書には、清算受託者が当該公益信託に係る信託法第百八十四条第一項に規定する信託事務に関する最終の計算の内容を証する書類及び同項に規定する承認があったことを証する書類を添付しなければならない。

1. 本条の概要

本条は、法第26条第1項に規定する公益信託の清算受託者による残余財産の給付の見込み及び清算完了の届出に当たり、法第26条第1項及び第2項の委任に基づき、届出方法について規定するものである。

2. 各条項の説明

(1) 第1項及び第2項について

第1項及び第2項は、法第26条第1項に規定する残余財産の給付の見込みの届出に当たり、清算受託者が作成する様式を定めるとともに、認定法規則第62条第2項第2号にならい、法第8条第13号イからトまでに掲げる法人への給付の場合には、当該法人に該当する旨を証する書面の添付を要請するものである。

(2) 第3項及び第4項について

本条第3項及び第4項は、法第26条第2項に規定する清算終了時の届出に当たり、清算受託者が作成する様式を定めるとともに、認定法規則第62条第2項第3号にならい、最終計算書の内容を証する書面（最終計算書）の添付を要請する。また、最終計算書については、信託法第184条第1項において、清算受託者は、当該公益信託が終了した時における信託管理人及び帰属権利者の全てに対し、承認を求めることとしており、その承認を求めたことを証する書類の添付を求めるものである。なお、同条第3項においては、帰属権利者が最終計算の承認を求められた時から1か月以内に異議を述べなかった場合には、当該帰属権利者は、最終の計算を承認したものとみなすとしており、この場合の証跡書類は、引き続き検討を要する。

第五十三（Q）条 （報告）

（報告）

第五十三（Q）条 公益信託の受託者は、行政庁から法第二十八条第一項の規定により報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 行政庁は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式及び提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

1. 本条の概要

法第28条は、公益信託の受託者に対する行政庁による監督の方法として、報告徴収及び立入検査の権限について定めるものである。本条においては、行政庁が報告を求めた時の受託者の義務及び行政庁が明示する情報について定めるものである。

2. 各規定の説明

第1項では、公益信託の受託者が行政庁から法第28条第1項に規定する報告を求められた場合には、報告書を提出しなければならない旨規定している。

第2項では、報告書適正な報告徴収を実施する観点から、行政庁が報告徴収を行う際には、報告の様式及び報告の期限その他必要な事項を書面で明らかにすることを定めるものである。なお、「その他必要な事項」とは具体的に報告を求める内容や提出先など個別具体の報告徴収を行う際に必要となる事項を指している。

第五十四条 （職員の身分証明書の様式）

（職員の身分証明書の様式）

第五十四条 法第二十八条第二項の証明書は、様式第十二号によるものとする。

1. 本条の概要

法第28条は、公益信託の受託者に対する行政庁による監督の方法として、報告徴収及び立入検査の権限について定めるものであり、同条第2項は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない旨規定している。

本条は、実施府令として、証明書の様式を定めるものである。

第五十五（Ｒ）条 （移行認可の申請）

（移行認可の申請）

第五十五（Ｒ）条 法附則第六条第一項の規定により移行認可の申請をしようとする受託者は、様式第十三号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 法附則第六条第二項第三号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第六条第二項第二号に掲げる書類について法附則第九条第二項に規定する信託行為の定めにより変更があったことを証する書面又は同項に規定する合意があったことを証する書面

二 法附則第六条第一項の移行認可の申請をする日の属する信託事務年度の前信託事務年度の信託概況報告、財産目録及び収支決算書

三 前二号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

3 旧公益信託の受託者が前項第二号に規定する信託事務年度の末日から起算して三月以内に法附則第六条第一項の移行認可の申請をする場合において当該信託事務年度に係る信託概況報告、財産目録及び収支決算書を作成していないときにおける同号の規定の適用については、同号中「前信託事務年度の」とあるのは、「前信託事務年度の前信託事務年度」とする。

4 第二条第三項ただし書、第四項及び第五項の規定は、法附則第六条第二項第一号に掲げる書類を第一項に規定する申請書に添付して行政庁に提出する場合について準用する。

1. 本条の概要

本条は、旧公益信託の受託者が、附則第6条第1項に規定する移行認可の申請を行う場合において、その手続き及び具体的な添付書類等について規定するものである。

2. 各規定の説明

(1) 第1項について

本項は、移行認可の申請をしようとする受託者は、様式第十三号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない旨を規定するものである。本様式は、公益信託認可の申請時の様式（様式第一号）を参考に定めることとする。

(2) 第2項について

ア 信託の変更について、関係者の合意があったこと証する書面（第1号）

法附則第9条第2項は、移行認可に係る信託の変更については、信託行為の定めにより、又は委託者、受託者及び信託管理人の合意によってしなければならないことを規定している。そこで、本号では、法附則第6条第2項第2号に掲げる信託の変更の内容を証する書面について、附則第9条第2項の定めるところにより合意がなされているか証する書面を求める。

イ 前信託事務年度における事業報告、財産目録及び収支決算書（第2号）

本号では、移行認可の審査にあたり、直近の公益信託事務の処理の状況や財務状況を確認するため、前信託事務年度における信託概況報告（事業報告）、財産目録及び収支決算書を求める。なお、新公益信託法の規定に基づき受託者に再度作成を求めるものではなく、各主務官庁の府令においてこれらの書類は定期提出書類として求められていたことから、それらの提出を求めることを想定している。

ウ その他行政庁が認める書類（第3号）

今般の改正により、従前の助成型の公益信託だけでなく、様々な種類の公益信託について、公益信託認可の変更等の申請が行われることが予想され、法令で規定する添付書類だけではその内容を把握することがあり得るものと考えられる。そのような場合にあって、行政庁が適法に情報を収集し、公益信託認可の事務を円滑に行うことができるよう、行政庁が必要と認めた書類について提出を求めることができるようにする

(3) 第3項について

本項は、移行認可の申請が当該公益信託の信託事務年度終了から3ヶ月以内に行われ（3月31日が信託事務年度であれば、4月1日から6月30日までの間）、前信託事務年度の事業報告、財産目録及び収支決算書が作成されていない場合には、前々信託事務年度における信託概況報告（事業報告）、財産目録及び収支決算書でよい旨規定するものである。

(4) 第4項について

本項は、移行認可の申請時に添付する書類について、第2条第3項ただし書、第4項及び第5項を準用し、公益信託認可時と同様に、上場会社等一部の受託者について、納税証明書の添付について確認書に代えることができる旨、受託者固有に関する書類（計算書類等）をホームページに公開している場合において、そのホームページアドレスの記載をもって提出に代えることが出来る旨、複数の公益信託を引き受ける受託者が、受託者固有の書類を1の行政庁に提出した後1年を経過する日までに2以上の行政庁に提出するときは、当該1の行政庁に提出した書類をもって他の行政庁に提出する書類に代えることができ、先に提出を受けた行政庁は他の行政庁に共有する旨規定するものである。

規定の趣旨等は第2条該当箇所御参照。

第五十六（S）条 （公示の方法）

（公示の方法）

第五十六（S）条 法第十一条（法第十二条第六項及び第二十二條第七項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第十五条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第三項、第二十九条第四項、第三十条第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

1. 本条の概要

本条は、法により、行政庁が公示することとされた各事由に係る公示の方法を、公益法人認定法施行規則第71条に沿って、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとして定めている。

2. 本条の内容

- （1）認可をした旨 法第11条（第12条第6項及び第22条第7項において準用する場合を含む。）
- （2）届出を受けた旨 法第14条第2項、第15条第2項、第25条第2項、第26条第3項
- （3）命令・認可取消しを行った旨 法第29条第4項、第30条第4項

第五十七（S + 1）条 （公表の方法）

（公表の方法）

第五十七（S + 1）条 法第二十一条第二項、第二十九条第二項、第三十五条第一項（第三十八条並びに附則第十四条及び第十六条において準用する場合を含む。）、第三十七条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

1. 本条の概要

本条は、法により、行政庁又は公益認定等委員会若しくは合議制の機関が公表することとされた各事由に係る公表の方法を、公益法人認定法施行規則第72条に沿って、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとして定めている。

2. 本条の内容

- （1）行政庁による財産目録等の公表 法第21条第2項
- （2）行政庁による勧告の内容の公表 法第29条第2項
- （3）委員会による答申の内容の公表 法第35条第1項（第38条並びに附則第14条及び第16条において準用する場合を含む。）、第37条第2項（第38条において準用する場合を含む。）

3. 第37（M + 4）条（公益目的事業継続予備財産を保有している場合の公表等）との関係

本条の規定は、行政庁又は公益認定等委員会若しくは合議制の機関が公表することとされた各事由に係る公表の方法を定めていることに対し、第37（M + 4）条第3項における規定は、受託者による公表の方法を定めたものであることから、本条とは別に規定を設けている。